

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案参照条文

目次

○	物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)	(抄)	1
○	農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)	(抄)	1
○	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)	(抄)	8
○	公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)	(抄)	58
○	水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)	(抄)	58
○	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)	(抄)	69
○	協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)	(抄)	70
○	刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)	(抄)	74
○	司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)	(抄)	74
○	商品先物取引法(昭和二十五年法律第百三十九号)	(抄)	75
○	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)	(抄)	79
○	信用金庫法(昭和二十六年法律第百三十八号)	(抄)	79
○	長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)	(抄)	83
○	労働金庫法(昭和二十八年法律第百二十七号)	(抄)	89
○	登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)	(抄)	93
○	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)	(抄)	93
○	銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)	(抄)	93
○	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)	(抄)	112
○	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)	(抄)	122
○	行政手続法(平成五年法律第八十八号)	(抄)	123
○	保険業法(平成七年法律第百五十五号)	(抄)	123
○	資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五十五号)	(抄)	137
○	金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)	(抄)	137
○	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)	(抄)	139
○	金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)	(抄)	140

○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	-----	143
○ 仲裁法（平成十五年法律第三百三十八号）（抄）	-----	149
○ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百一十一号）（抄）	-----	149
○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）	-----	149
○ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）	-----	149
○ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）	-----	155
○ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）	-----	164

○ 物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）（抄）

第十二条 何人ト雖モ正当ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ヲ得ベキ契約ヲ為スニ当リ他ノ物ヲ併セ買受クベキ旨又ハ対価ノ外金銭以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負担其ノ他ノ負担ヲ附スルコトヲ得ズ

○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（抄）

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の五十第三項及び第九項を除き、以下この節において同じ。）のために、その農業協同組合の経営及び技術の向上に関する指導

二 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

三 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

四 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

五 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

六 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

七 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

八 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

九 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十一 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十二 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十三 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十四 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十五 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

③ 組合員又は組合員に構成する者の組合（以下「出資組合」という。）は、前項の事業のほか、組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者）の委託を受けて行う農業の経営の事業を併せ行うことができる。次に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。

④ 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地をいう。第四十一条の五十第一項において同じ。）を併せて当該信託をすることを相当とする農林水産省令で定めるその他の不動産で信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係るもの

⑤ 組合員又は組合員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）は、第一項の規定にかかわらず、同項第三号又は第十号の事業を行うことができず、同項第三号又は第十号の事業を行うことができない。

⑥ 組合員の出資は、第一項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を併せ行うことができる。第一項の規定にかかわらず、同項第三号又は第十号の事業を行うことができない。

一 組合員の出資は、第一項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を併せ行うことができる。第一項の規定にかかわらず、同項第三号又は第十号の事業を行うことができない。

二 組合員の出資は、第一項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を併せ行うことができる。第一項の規定にかかわらず、同項第三号又は第十号の事業を行うことができない。

三 組合員の出資は、第一項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を併せ行うことができる。第一項の規定にかかわらず、同項第三号又は第十号の事業を行うことができない。

三の二 有価証券（第六号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号の二及び第七号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（書面取次ぎ行為に限る。）

四 有価証券の貸付け又は政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権（譲渡性貯金証券その他の主務省令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

六の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

七 有価証券の私募の取扱い

八 農林中央金庫その他主務大臣が定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。次号及び第十一条の十二において「外国銀行」という。）を除く。）の業務（同号の事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣が定めるものに限る。）

九の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

十の二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十一の二 両替

十二の二 店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。）であつて主務省令で定めるもののうち、第六号の事業に該当するもの以外のもの

十三の二 金銭債権の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第七号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち第一項第三号の事業を行う組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第六号及び第十二号の事業に該当するものを除く。）

十四の二 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十二号の二の事業に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）

十五の二 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第六号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第三号の二の事業に該当するもの以外のもの

十六の二 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十七の二 前各号の事業に附帯する事業

⑦ 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業を行うことができる。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業

三 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

四 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

五 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業

六 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）

⑧ 第一項第十号の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）そ

⑨ 他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行（農林水産省令で定めるものに限る。）の事業を行うことができる。

⑧ 第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十二項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。の事業を行うことができる。

一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

四 保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債

五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二項に規定する短期農林債

七 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第三項に規定する短期農林債

八 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第四項に規定する短期農林債

九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第五項に規定する短期農林債

十 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第六項に規定する短期農林債

十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第七項に規定する短期農林債

十二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第八項に規定する短期農林債

十三 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第九項に規定する短期農林債

促進を図るため組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第一項第八号の規定による施設を利用させることができる。

② 第一項第二号、第三号、第十号若しくは第十二号、第二項、第三項又は第五項の事業の利用に関する第十七項ただし書及び第十八項の規定の適用については、組合員と同一の世帯に属する者、同項第三号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的としない法人、同項第十号又は第十二号の事業にあつては当該借入れをする際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者（同項第二号の事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るもの所有権を取得した者を含む。）は、これを組合員とみなす。

③ 第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項第二項及び第五項の規定にかかわらず、第一項第二号の事業及び同項第四号の事業のうち次に掲げるもの並びにこれらの物件又は同項第三号の事業に附する事業並びに第六項、第七項及び次項の事業のほか、他の事業を行うことができる。

一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて、「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡する場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

④ 第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、組合員の同意を得て第三者に提供することのできる。

⑤ 前号の事業に附する事業

一 第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、同号の事業に附する事業及び第八項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

⑥ 前号の事業に附する事業

一 銀行法第二十条第一項に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。第四号において同じ。）を営むもの

二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他主務省令で定める業務を専ら営むもの

三 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。次項において同じ。）のほか、同法第三十条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

四 金融商品取引法第二十条第一項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

⑦ 金融商品取引法第二十条第一項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

⑧ 金融商品取引法第二十条第一項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

⑨ 金融商品取引法第二十条第一項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

⑩ 金融商品取引法第二十条第一項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

⑪ 金融商品取引法第二十条第一項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

⑫ 金融商品取引法第二十条第一項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

⑬ 金融商品取引法第二十条第一項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

⑭ 金融商品取引法第二十条第一項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

⑮ 金融商品取引法第二十条第一項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

⑯ 金融商品取引法第二十条第一項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

⑰ 金融商品取引法第二十条第一項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

⑱ 金融商品取引法第二十条第一項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

⑲ 金融商品取引法第二十条第一項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

⑳ 金融商品取引法第二十条第一項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

- とす。
- イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの。当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会の議決権の数を超過して保有しているもの。
- ロ 証券専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの。
- ハ 信託専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの。
- 六 同組合連合会又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの。
- 六 新たな事業分野を開拓する第三項及び第四項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該農業協同組合連合会のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの（次号並びに次条第三項及び第四項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超過して有していないものに限る。）
- 六 二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第三項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超過して有していないものに限る。）
- 七 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占禁止法第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。）で主務省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）
- ② 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 従属業務 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの
- 二 金融関連業務 第十条第二号若しくは第三号の事業、有価証券関連業務又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第四号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
- 三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
- 四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
- 五 証券子会社等 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社
- 六 信託子会社等 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社
- ロ イ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）
- ハ イ 又はロに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社
- ロ イ 又はロに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社
- ③ 第二十一条の他の会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの
- ④ 第一項の農業協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第五号まで又は第七号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。）以下この項及び第九項並びに次条第一項において同じ。）又は第十号第一項第二号若しくは第三号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十条の二第三項又は第六十五条第二項の規定により信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受けず、第一項の農業協同組合連合会又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由を除く。前項の規定は、認可対象会社が、第一項の農業協同組合連合会又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により当該農業協同組合連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合連合会は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とする
- ⑤ 前項の規定は、認可対象会社が、第一項の農業協同組合連合会又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により当該農業協同組合連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合連合会は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とする







と認めるときは、当該組合又は農事組合法人に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができ、組合又は農事組合法人が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができ、行政庁は、組合が信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十一条第一項、第十一条の十七第七項、第十一条の四十二第一項、第十一条の四十八第一項又は第十一条の五十一第一項の承認を取り消すことができる。

第九十五条の二 次の場合には、行政庁は、当該組合又は農事組合法人の解散を命ずることができる。

一 組合又は農事組合法人が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。  
二 組合又は農事組合法人が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。  
三 組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

第九十二条の五の九 銀行法第七章の五（第五十二条の六十一の二、第五十二条の六十一の十、第五十二条の六十一の十一、第五十二条の六十一の十九及び第五十二条の六十一の二十を除く。）、第五十三條第五項及び第五十六條（第十三号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業者について、電子決済等代行業者に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業者について、銀行に係るものにあつては第十条第一項第三号の事業を行う組合について、それぞれ準用する。

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（定義）  
第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一 国債証券

二 地方債証券

三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第十一号に掲げるものを除く。）

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号）に規定する特定社債券

五 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）

六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）

七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券

八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券

九 株券又は新株予約権証券

十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券

十一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券

十二 貸付信託の受益証券

十三 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券

十四 信託法（平成十八年法律第八号）に規定する受益証券発行信託の受益証券

十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの

十六 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）に規定する抵当証券

十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証券で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証券の性質を有するもの（次号に掲げるものを除く。）  
十八 外国の者の発行する証券又は証券で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表すもののうち、内閣府令で定めるもの  
十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場（第八項第三号に規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引（金融商品（第二十四項第三号の三に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係るものを除く。）に係るものに限る。）





- 約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において同じ。）を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。
- 七 この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出書及び同条第十三項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。
- 八 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八号第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。
- 一 有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）、市場デリバティブ取引（金融商品（第二十四号第三号の三に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引（以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。）を除く。）又は外国市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。）
- 二 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。）
- 三 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
- 四 取引所金融商品市場（取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 五 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理（以下「店頭デリバティブ取引等」という。）
- 六 有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際し、第六項各号に掲げるものいずれかを行うことをいう。）
- 七 有価証券（次に掲げるものに限る。）の募集又は私募
- イ 第一項第十号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るもの
- ロ 第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券
- ハ 第一項第十六号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの
- ホ イ若しくはロに掲げる有価証券に表示されるべき権利又はハ若しくはニに掲げる有価証券のうち内閣府令で定めるものに表示されるべき権利であつて、第二項の規定により有価証券とみなされるもの
- ト 第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利
- ハ 有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
- ニ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
- ホ 有価証券の売出し又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの（取り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場（第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）以外において行うことが投資者保護のため適当でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）
- イ 競売の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。）
- ロ 金融商品取引所に上場されている有価証券について当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法
- ハ 第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）について、当該登録を行う認可金融商品取引業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法
- ニ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、内閣府令で定める方法
- 十一 当事者数の一方が相手方に対して次に掲げるものに関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの）、不特定多数の者に相手方により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約（以下「投資顧問契約」という。）を締結し、当該投資顧問契約に基づき、助言を行うこと。

イ 有価証券の価値等（有価証券の価値、有価証券関連オプション（金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十  
八条第八項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場において行う取引であつて同号ハに掲げる取引又は類似の取引に係る権利又は金融商品市場及  
び外国金融商品市場によらないで行う同項第四号ハ若しくはニに掲げる取引に係る権利をいう。）の対価の額又は有価証券指標（有価証券の価格若しくは利  
率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの又はこれらに基づいて算出した数値をいう。）の動向をいう。）の価値、オプションの対  
価の額又は金融指標（同号に掲げる金融商品に係るものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の動向をいう。以下同じ。）の分析に  
基づく投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容  
及び時期についての判断をいう。以下同じ。）

十二 次に掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投  
資として、金銭その他の財産の運用（その指図を含む。以下同じ。）を行うこと。

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二十三条に規定する登録投資法人と締結する同法第八十八条第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契  
約

ロ イに掲げるもののほか、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に  
基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約（以下「投資一任契約」という。）

十三 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

十四 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、第一項第十号に掲げる有価証券に表  
示される権利その他の政令で定める権利を有する者から抽出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと（第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。）

十五 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、次に掲げる権利その他政令  
で定める権利を有する者から抽出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと（第十二号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。）

イ 第一項第四号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示される権利  
第二項第一号又は第二号に掲げる権利  
第二項第五号又は第六号に掲げる権利

十六 その行う第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭、第一項各号に掲げる証券若しくは証券又は電子記録移転権利の預託を受けること（  
商品関連市場デリバティブ取引についての第二号、第三号又は第五号に掲げる行為を行う場合にあつては、これらの行為に関して、顧客から商品（第二十四項  
第三号の三に掲げるものをいう。以下この号において同じ。）又は寄託された商品に関して発行された証券若しくは証券の預託を受けることを含む。）

十七 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行  
うこと

十八 前各号に掲げる行為に類するものとして政令で定める行為

十九 この法律において「金融商品取引業者」とは、第二十九条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

二十 この法律において「目論見書」とは、有価証券の募集若しくは売出し、第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該  
当するものを除く。）又は同条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）のために当該有価証券の発行  
者の事業その他の事項に関する説明を記載する文書であつて、相手方に交付し、又は相手方からの交付の請求があつた場合に交付するものをいう。投資運用業を行  
う者に限る。）又は登録金融機関（第三十三条の二の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて、  
次に掲げる行為（同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業  
務をいう。

一 有価証券の売買の媒介（第八項第十号に掲げるものを除く。）

二 第八項第三号に規定する媒介

三 第八項第九号に掲げる行為

四 第八項第十号に規定する媒介

五 第八項第十三号に規定する媒介

この法律において「金融商品仲介業者」とは、第六十六条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

この法律において「認可金融商品取引業協会」とは、第四章第一節第一款の規定に基づいて設立された者をいう。

この法律において「金融商品市場」とは、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う市場（商品関連市場デリバティブ取引のみを行うものを除く。）を  
いう。

この法律において「金融商品取引所」とは、金融商品市場の開設を目的として第五章第二節第一款の規定に基づいて設立された会員組織の社団をいう。  
この法律において「金融商品取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品取引所又は株式会



五 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号、第三号の三及び第五号に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品（同項第三号の三及び第五号に掲げるものを除く。）を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引

六 当事者の一方が金銭を支払い、これに對して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約するものを除く。）を移転することを約するものを含む、第二号から前号までに掲げるものを除く。）又はこれに類似する取引

七 令で定めるもの（イに掲げるものを除く。）

八 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの（イに掲げるものを除く。）

九 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引

一〇 この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、外国金融商品市場において行う取引であつて、市場デリバティブ取引と類似の取引（金融商品（次項第三号の三に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係るものを除く。）をいう。

一一 この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

一二 預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書であつて政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

一三 通貨

一四 暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）

一五 商品（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれがある、かつ、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済上有益であるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）

一六 前各号に掲げるもののほか、同一の種類のもものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であつて、当該資産に係るデリバティブ取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む。）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品先物取引法第二条第一項に規定する商品を除く。）

一七 前号に掲げるもののほか、同一の種類のもものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であつて、当該資産に係るデリバティブ取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む。）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品を除く。）

一八 第一号、第二号若しくは第三号の二に掲げるもの又は前号に掲げるもののうち内閣府令で定めるものについて、金融商品取引所が、市場デリバティブ取引を円滑化するため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定した標準物

一九 この法律において「金融指標」とは、次に掲げるものをいう。

二〇 金融商品の価格又は金融商品（前項第三号及び第三号の三に掲げるものを除く。）の利率等

二一 気象庁その他の者が発表する気象の観測の成果に係る数値

二二 その変動に影響を及ぼすことが不可能若しくは著しく困難であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標（前号に掲げるものを除く。）又は社会経済の状況に関する統計の数値であつて、これらの指標又は数値に係るデリバティブ取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む。）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数であつて、商品以外の同条第一項に規定する商品の価格に基づいて算出されたものを除く。）

二三 前号に掲げるものに基づいて算出した数値

二四 この法律において「外国金融商品取引所」とは、第五百五十五条第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

二五 この法律において「有価証券等清算取次ぎ」とは、金融商品取引業者又は登録金融機関が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関の業務方法書に定めるところにより顧客の委託を受けてその計算において行う対象取引（次項に規定する「対象取引」をいう。以下この項において同じ。）であつて、対象取引に基づく債務を当該金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が第五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務を行う場合には、同項に規定する連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関に負担させることを条件とし、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

二六 当該顧客が当該金融商品取引業者又は登録金融機関を代理して成立させるものであること。

二七 当該顧客がその委託に際しあらかじめ当該対象取引に係る相手方その他内閣府令で定める事項を特定するものであること。

二八 この法律において「金融商品債務引受業」とは、金融商品取引業者、登録金融機関又は証券金融会社（以下この項において「金融商品債務引受業対象業者」と



いう。を相手方として、金融商品債務引受業対象業者が行う対象取引（有価証券の売買若しくはデリバティブ取引（取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることが認められるものとして政令で定める取引を除く。）又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として政令で定める取引をいう。）に基づく債務を、引受け、更迭その他の方法により負担することを業として行うことをいう。若しくはこの法律において「金融商品取引清算機関」とは、第百五十六条の二又は第百五十六条の十九第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品債務引受業を行う者をいう。「外国金融商品取引清算機関」とは、第百五十六条の二十の二の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品債務引受業を行う者をいう。

3130 この法律において「証券金融会社」とは、第百五十六条の二十四の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

二 適格機関投資家  
三 日本銀行

四 前三号に掲げるもののほか、第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金その他の内閣府令で定める法人

32 この法律において「特定取引所金融商品市場」とは、第百七条の二第一項の規定により同項に規定する一般投資家等買付けをすることが禁止されている取引所金融商品市場をいう。

3433 この法律において「特定上場有価証券」とは、特定取引所金融商品市場のみに上場されている有価証券をいう。

32 評価以外の事項を勘案して定められる等級として内閣府令で定めるものを除く。をいう。

35 評価以外の事項を勘案して定められる等級として内閣府令で定めるものを除く。をいう。

3736 この法律において「信用格付業者」とは、第六十六条の二十七の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

38 この法律において「商品市場開設金融商品取引所」とは、第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けて商品先物取引（商品先物取引法第二条第三項に規定する先物取引をいう。以下同じ。）をするために必要な市場を開設する株式会社金融商品取引所をいう。及び株式会社商品取引所（同条第六項に規定する株式会社商品取引所をいう。以下同じ。）をいう。

39 この法律において「商品取引所持株式会社」とは、商品先物取引法第二条第十一項に規定する商品取引所持株式会社（金融商品取引所持株式会社に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として政令で定める者）をいう。

40 この法律において「特定金融指標」とは、金融指標であつて、当該金融指標に係るデリバティブ取引又は有価証券の取引の態様に照らして、その信頼性が低下することにより、我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして内閣総理大臣が定めるものをいう。

41 この法律において「高速取引行為」とは、次に掲げる行為であつて、当該行為を行うことについての判断が電子情報処理組織により自動的に行われ、かつ、当該判断に基づく当該有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うために必要な情報の金融商品取引所その他の内閣府令で定める者に対する伝達が、情報通信の技術を利用する方法であつて、当該伝達に通常要する時間を短縮するための方法として内閣府令で定める方法を用いて行われるもの（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引  
二 前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる行為に係る行為であつて、前二号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定めるもの  
三 前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる行為に係る行為であつて、前二号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定めるもの

42 この法律において「高速取引行為」とは、第六十六条の五十の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

（金銭とみなされるもの）  
第二条の二 暗号資産は、前条第二項第五号の金銭、同条第八項第一号の売買に係る金銭その他政令で定める規定の金銭又は当該規定の取引に係る金銭とみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）の規定を適用する。

（届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付）  
第十五条（略）

2 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集





める金融機関が、当該行為のいづれかを業として行うことを含むものとする。

二 第二条第八項第十四号に掲げる行為

三 第二条第八項第十五号に掲げる行為

一 当該有価証券を取得させることを目的として、当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。次号及び第三号

二 当該有価証券の全部又は一部につき他に取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約をすること。

三 当該有価証券が新株予約権証券（これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において同じ。）である場合において、当該新株予約権証券行使しなかったときに当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において同じ。）を行使しないときに当該行使しない新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使すること

を内容とする契約をすること。

この章において「有価証券関連業」とは、次に掲げる行為のいづれかを業として行うことをいう。

一 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理

二 市場デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引

イ 有価証券の売買

ロ 証券指標の数値（以下この章において「有価証券現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

ハ 当事者の一方の意思表示により当事者間に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方がこれに

対して対価を支払うことを約する取引

ニ 当事者が元本として定められた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券の利率等及びこれに基づいて算

出した数値を除く。ニ及び次号ホにおいて同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金銭の利率等若しくは通貨の価格若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定められた金額に相当する金銭又は有価証券を授受するこ

二 有価証券の売買

三 市場デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引

イ 有価証券の売買

ロ 証券指標の数値（以下この章において「有価証券現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

ハ 当事者の一方の意思表示により当事者間に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方がこれに

対して対価を支払うことを約する取引

ニ 当事者が元本として定められた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券の利率等及びこれに基づいて算

出した数値を除く。ニ及び次号ホにおいて同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金銭の利率等若しくは通貨の価格若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定められた金額に相当する金銭又は有価証券を授受するこ

四 店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引

イ 有価証券の売買

ロ 証券指標の数値（以下この章において「有価証券現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

ハ 当事者の一方の意思表示により当事者間に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方がこれに

対して対価を支払うことを約する取引

ニ 当事者が元本として定められた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券の利率等及びこれに基づいて算

出した数値を除く。ニ及び次号ホにおいて同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金銭の利率等若しくは通貨の価格若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定められた金額に相当する金銭又は有価証券を授受するこ

二 有価証券の売買

とを約するものを含む。又はこれに類似する取引  
へイからホまでに掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとし  
て政令で定める取引  
五 外国金融商品市場において行う取引であつて、第三号に掲げる取引と類似の取引  
六 前二号に掲げる取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」という。）の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理又は第三号若しくは  
七 前二号に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理  
八 第二条第八項第五号に掲げる行為であつて、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引その他政令で定める取引に係るもの  
九 第二条第八項第六号、第八号又は第九号に掲げる行為

（登録）  
第二十九条 金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

（登録の拒否）

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち  
一 虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。  
二 次のいずれかに該当する者

ロイ（略）

- (1) 次のいずれかに該当する者  
第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定による第二十九条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分しないこととの決定をする日までの間に第五十条の二第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日以前に金融商品取引業を廃止し、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をするもの）  
（二）第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分しないこととの決定をする日までの間に第六十条の二第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日以前に金融商品取引業を廃止し、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をするもの）  
（三）第六十条の二第二項において準用する第六十条の八第一項の規定による第六十条の二第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分しないこととの決定をする日までの間に第六十条の二第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日以前に金融商品取引業を廃止し、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をするもの）  
（四）第六十条の二第二項において準用する第六十条の八第一項の規定による第六十条の二第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分しないこととの決定をする日までの間に第六十条の二第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日以前に金融商品取引業を廃止し、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をするもの）  
（五）第六十条の二第二項において準用する第六十条の八第一項の規定による第六十条の二第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分しないこととの決定をする日までの間に第六十条の二第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日以前に金融商品取引業を廃止し、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をするもの）





二 協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいい、登録申請者が行おうとする業務を行う者を主要な協会員  
 又は会員とするものに限る。以下この号及び第三十三条の五第一項第四号において円滑に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則（有価証券の  
 売買その他の取引若しくは第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等を公正かつ円滑に加入しないもの又は投資者の保護に関するものに限る。）に準ずる内  
 容の社内規則（当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備してい  
 ないもの）  
 五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合に於ては、次のいずれかに該当する者  
 イ 株式会社（取締役会及び監査役、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第十二条第二号に規定する指名委員会等をいう。以下同じ。）を置くものに限る。  
 ）又は外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人（第一種金融商品取引業を行おうとする場合に於ては、当該外国の法令に準拠し  
 、当該外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行つてゐる者（これに類するものとして政令で定める者を含む。）に限る。）でない者  
 ロ 純財産額（内閣府令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう。）が、公益又は投資者保護のため必要かつ  
 適当なものであるとして政令で定める金額に満たない者  
 ハ 個人である主要株主（登録申請者が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。ホ及びヘにおいて同じ。）のうち次に次のいずれかに  
 ニ 個人である主要株主（登録申請者が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。ホ及びヘにおいて同じ。）のうち次に次のいずれかに  
 該当する者がある法人（外国法人を除く。）  
 (1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理  
 人を置く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は第二号ロからりまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）  
 (2) 第二号ロからりまでのいずれかに該当する者  
 ホ 法人である主要株主のうち次に次のいずれかに該当する者  
 (1) 第一号イ又はロに規定する法律の規定又はこれらの相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ  
 (2) 第一号ハに規定する法律の規定又はこれらの相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ  
 (3) 法人を代表する役員のうち次に次のいずれかに該当する者がある者  
 (イ) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者  
 (ロ) 第一号イ又はロに規定する法律の規定又はこれらの相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ  
 六 第一種金融商品取引業を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては  
 ロイ 他金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。ロにおいて同じ。）が現に用いている商号と同一の商号又は他の金融商品取引業者と誤認  
 されるおそれのある商号を用いようとする者  
 七 第二種金融商品取引業として高速取引行為を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては  
 前項第五号ニからへまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつて  
 は、株主総会において決議を有するものとみなされる株式の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の  
 規定により議決権を有するものとして定められる株式の全部につき議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に對して重要な影響を  
 与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七十九條第一  
 項又は第四百八十八條第一項（これらの規定により発行者に對抗することのできない株式又は持分に係る議決権を含み、保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるもの  
 を除く。第五項並びに第三十二條第一項及び第四項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。）から内閣府令で定める資産の額（内閣府令で定めるもの  
 を除く。第五項並びに第三十二條第一項及び第四項において「対象議決権」という。）の株式又は持分の取得価額（最終の貸借対照表において別付した価額があるときは、そ  
 の価額）の合計額の総資産の額（内閣府令で定める方法による資産の合計金額をいう。）の株式又は持分の取得価額（最終の貸借対照表において別付した価額があるときは、そ  
 た額をいう。）を除いた額に對する割合が百分の五十を超える会社をいう。  
 四 第一項第五号ニ及び前項の「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二  
 以上の子会社又は当該前項の「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二  
 以上の各号に掲げる場合における第二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。



一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権  
二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が法人の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

6 第二項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例)

第二十九條の四の二 第二十九條の登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業務についての第二十九條の二第二項第六号及び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項第六号中「その旨」とあるのは「その旨(第一種金融商品取引業のうち第二十九條の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨を含む。)」と、同条第二項第一号中「第五号ハ」とあるのは「第五号ハ、第六号イ」とする。

2 前条第一項第五号ハ及び第六号イの規定(これらの規定を第三十一條第五項において準用する場合を含む。)は、前項の場合又は第三十一條第四項の変更登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業務については、適用しない。

3 第一種少額電子募集取扱業者(投資運用業を行う者を除く。次項において同じ。)は、第三十五條第三項の規定にかかわらず、同条第二項各号に掲げる業務を行うこととなつた旨を内閣総理大臣に届け出ることによらない。

4 第一種少額電子募集取扱業者は、金融商品取引業並びに第三十五條第一項及び第二項の規定により行う業務以外の業務を行う場合には、同条第四項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を受けることを要しない。

5 第三十六條の二第一項の規定は、第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合については、適用しない。

6 第四十六條の五及び第四十六條の六の規定は、第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合については、適用しない。

7 第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合における第二項第十一項、第二十七條の二第四項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七條の二十六第一項及び第六十六條の二第二項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第一種金融商品取引業」とあるのは「第一種金融商品取引業(第二十九條の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。)」と、第二項第十一項及び第二十七條の二十六第一項中「同条第四項」とあるのは「第二十八條第四項」とする。

8 第一種少額電子募集取扱業者は、内閣府令で定めるところにより、商号、登録番号その他内閣府令で定める事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるところにより公表しなければならない。

9 第三項から前項までの「第一種少額電子募集取扱業者」とは、登録申請書に第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う旨を記載して第二十九條の二第二項、第五項、第七項及び前項の「第一種少額電子募集取扱業者」とは、電子募集取扱業務(次に掲げる有価証券(金融商品取引所に上場されてい

10 第一項、第二項、第五項、第七項及び前項の「第一種少額電子募集取扱業者」とは、電子募集取扱業務(次に掲げる有価証券(金融商品取引所に上場されてい

ないもの)に限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)(の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において同じ。)(又は電子募集取扱業務に関して顧客から金銭の預託を受けることをいう。

一 第二條第一項第九号に掲げる有価証券  
二 第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利(電子記録移転権利に該当するものに限る。)

(適格投資家に関する業務についての登録等の特例)

第二十九條の五 第二十九條の登録又は第三十一條第四項の変更登録を受けようとする者が投資運用業のうち次に掲げる全ての要件を満たすもの(以下この条において「適格投資家向け投資運用業」という。)を行おうとする場合における適格投資家向け投資運用業についての第二十九條の二第一項第五号及び第二十九條の四第一項第五号イ(第三十一條第五項において準用する場合を含む。)(以下この項において同じ。)(の規定の適用については、第二十九條の二第一項第五号中「投資運用業の種別」とあるのは「投資運用業の種別(第二十九條の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業にあつては、これに該当する旨を含む。)」と、

第二十九條の四第一項第五号イ中「取締役会及び監査役」とあるのは「監査役」と、「取締役会設置会社」とあるのは「監査役設置会社、監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社」とする。

一 全ての運用財産(第三十五條第一項第十五号に規定する運用財産をいう。次号において同じ。)(に係る権利者(第四十二條第一項に規定する権利者をいい、

第二條第八項第十二号に掲げる契約の相手方である登録投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十三項に規定する登録投資法人をいう。)(の

二 全ての運用財産の総額が投資運用業の実態及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める金額を超えないものであること。

2 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた金融商品取引業者が第二条第八項第十二号に掲げる契約に基づき次に掲げる他の法令の規定の適用される権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う権限の全部の委託を受けた者である場合におけるこの法律その他の法令の規定の適用については、当該金融商品取引業者が適格投資家を相手方として行う当該有価証券の私募の取扱い（当該有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれがないものとして政令で定めるものに限る。）を行う業務は、第二種金融商品取引業とみなす。

一 第二条第一項第十号に掲げる有価証券  
二 第二条第一項第十一号に掲げる有価証券  
三 第二条第一項第十四号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）  
四 第二条第一項第二十一号に掲げる有価証券のうち、同条第八項第十四号又は第十五号に規定する政令で定める権利を表示するもの  
五 前各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

3 第一項及び前項の「適格投資家」とは、特定投資家その他その知識、経験及び財産の状況に照らして特定投資家に準ずる者として内閣府令で定める者又は金融商品取引業者（第二十九条の登録を受けた者を含む。）と密接な関係が有する者として政令で定める者をいう。

4 第一項及び第二項の規定の適用については、次に掲げる者は、前項に規定する適格投資家に該当しないものとみなす。  
一 その発行する資産対価証券（資産の流動化に関する法律第二十一条に規定する資産対価証券をいう。）を適格投資家（前項に規定する適格投資家をいう。）の次号において同じ。）以外の者が取得している特定目的会社（同条第三項に規定する特定目的会社をいう。）

二 有価証券に対する投資事業に係る契約その他の法律行為（当該契約その他の法律行為に基づく権利が第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に該当するものに限る。）で適格投資家以外の者を相手方とするものに基づき当該相手方から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて当該投資事業を行い、又は行おうとする者（当該投資事業に係る財産の運用が第三十四条に規定する金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）その他の政令で定める者により行われる場合を除く。）  
三 前二号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

5 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合における第二条第十一項及び第六十六条の二第一項第四号の規定の適用については、第二条第十一項中「同条第四項に規定する投資運用業」とあるのは「同条第四項に規定する投資運用業（第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）」と、同項中「同項」とあるのは「第二十八条第四項」と、同条中「規定する投資運用業」とあるのは「規定する投資運用業（第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）」ととする。

（金融機関の登録の拒否等）  
第三十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・二（略）  
三 登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

四 協会に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則（有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等を公正かつ円滑にすること又は投資者の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの  
五 登録金融機関業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

2 内閣総理大臣は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に、第三十三条第二項第五号に掲げる取引について、同号に定める行為を業として行うことを登録する場合には、株券に係る取引の公正の確保のため必要な範囲内において内閣府令で定める条件を付してするものとする。

（特定投資家への告知義務）  
第三十四条 金融商品取引業者等（金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。以下同じ。）は、顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）の申込みを特定投資家（同条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、当該申込みに係る金融商品取引契約の種類として内閣府令で定めるもの（以下この款において「契約の種類」という。）に属する金融商品取引契約を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る金融商品取引契約を締結するまでに、当該特定投資家に対し、当該特定投資家が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）  
第三十四条の二 特定投資家（第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に関して自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）  
第三十四条の二 特定投資家（第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に関して自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。



ロ 対象契約に關して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適當ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

五 期限日以前に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家として取り扱う旨

六 期限日後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

七 その他内閣府令で定める事項

八 前条第十二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。

九 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾をし、かつ、申出者が同項の規定による書面による同意をした場合であつて、当該申出者が次に掲げる者である場合には、この法律（第二十九条の五第三項及びこの款を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす。

一〇 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

一一 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

一二 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

一三 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

一四 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

一五 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

一六 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

一七 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

一八 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

一九 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

二〇 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

二一 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

二二 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

二三 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

二四 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

二五 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

二六 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

二七 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

二八 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

二九 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

三十 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

三一 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

三二 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

三三 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

三四 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

三五 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

三六 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

三七 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

三八 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

した個人」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「次条第五項」と、「第二項の規定による承諾」とあるのは「同条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」と、「第九項まで」とあるのは「第八項まで及び次条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(政令への委任)  
第三十四条の五 この款に定めるもののほか、特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合又は特定投資家以外の顧客が特定投資家とみなされる場合の手續その他この款の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)  
第三十五条 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この条において同じ。)は、金融商品取引業のほか、次に掲げる行為を業として行うことその他の金融商品取引業に付随する業務を行うことができる。

一 有価証券の貸借又はその他の媒介若しくは代理  
二 第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け(内閣府令で定めるものに限る。)

三 顧客から保護預りをして有価証券を担保とする金銭の貸付け(内閣府令で定めるものに限る。)

四 有価証券に關する顧客の代理  
五 投資信託及び投資法人に關する法律第二十一条に規定する投資信託委託会社の第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金若しくは解約金の支払又は当該有価証券に係る信託財産に属する有価証券その他の資産の交付に係る業務の代理

六 投資信託及び投資法人に關する法律第十二条に規定する投資法人の第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

七 累積投資契約(金融商品取引業者(有価証券等管理業務を行う者に限る。))が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定められた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付け契約をいう。))の締結(内閣府令で定めるものに限る。)

八 有価証券に關する情報の提供又は助言(第二条第八項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。)

九 他の金融商品取引業者等の業務の代理(金融商品取引業(登録金融機関が行う登録金融機関業務を含む。))及び金融商品取引業に付随する業務(この号に規定する業務を除く。))のうち代理する金融商品取引業者が行うことができる業務に係るものに限り、第五号に掲げるものを除く。)

十 投資信託及び投資法人に關する法律第十三項に規定する登録投資法人の資産の保管

十一 他の事業者の事業の譲渡、合併、株式交換、株式移転若しくは株式交付に關する相談に応じ、又はこれらに關し仲介を行うこと。

十二 通貨その他デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引を除く。))に關連する資産(暗号資産を除く。第十五号及び次項第六号において同じ。))として政令で定めるものの売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

十三 譲渡性預金その他金銭債権(有価証券に該当するものを除く。))の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

十四 次に掲げる資産に対する投資として、運用財産(投資運用業を行う金融商品取引業者等が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。以下同じ。))の運用を行うこと。

十五 投資信託及び投資法人に關する法律第二十一条に規定する特定資産(不動産その他の政令で定める資産を除く。)

十六 顧客から取得した当該顧客に關する情報(当該顧客の同意を得て第三者に提供することその他当該金融商品取引業者の保有する情報を第三者に提供することであつて、当該金融商品取引業者が行う金融商品取引業の高度化又は当該金融商品取引業者の利用者の利便の向上に資するもの(第八号に掲げる行為に該當するものを除く。))

二 金融商品取引業者は、金融商品取引業及び前項の規定により行う業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。  
一 商品の先物取引法第二十一条に規定する商品市場における取引等に係る業務  
三 商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務(前号に掲げる業務を除く。)

三 貸金業法第二条第一項に規定する貸金業その他金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務  
四 宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業又は同条第一号に規定する宅地若しくは建物の賃貸に係る業務  
五 不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業

予測が困難な物品として政令で定めるもの(同項第二号に規定する指定品を除く。))の取得(生産を含む。))をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることににより、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務(第一号及び第二号に掲げる業務に該當するものを除く。)

六、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、運用財産の運用を行う業務（前項第十五号に掲げる行為を行う業務並びに第一号、第二号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。）

七、その他内閣府令で定める業務

3 金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

4 金融商品取引業者は、金融商品取引業並びに第一項及び第二項の規定により行う業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を行うことができる。

5 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を行うことが公益に反すると認められるとき、又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者の保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

6 金融商品取引業者は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

7 第一項、第二項及び第四項の規定は、金融商品取引業者が第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を行う場合において、これらの業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

（第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業の範囲）

第三十五条の二 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者に限る。次項において同じ。）は、金融商品取引業（第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業に限る。）のほか、他の業務を兼業することができる。

2 前項の規定は、金融商品取引業者が同項に規定する他の業務を兼業する場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

（業務管理体制の整備）

第三十五条の三 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業又は登録金融機関業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

（顧客に対する誠実義務）

第三十六条 金融商品取引業者等並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

2 特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務（金融商品取引行為に係る業務その他の内閣府令で定める業務をいう。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品関連業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該金融商品関連業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

3 この条において「特定金融商品取引業者等」とは、金融商品取引業者等のうち、有価証券関連業務を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき第二十九条の登録を受けた者に限る。）その他の政令で定める者をいう。

4 第二項の「親金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他の政令で定める金融業を行う者をいう。

5 第二項の「子金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融業を行う者をいう。

（標識の掲示）

第三十六条の二 金融商品取引業者等は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 金融商品取引業者等以外の者（金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者に限る。）は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（名義貸しの禁止）

第三十六条の三 金融商品取引業者等は、自己の名義をもつて、他人に金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務。以下この款において同じ。）を行わせてはならない。

（社債の管理の禁止等）

第三十六条の四 金融商品取引業者（有価証券関連業務を行う者に限る。次項において同じ。）は、会社法第七百二条に規定する社債管理者、同法第七百十四条の二

2 規定する社債管理補助者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社となることのできない。  
金融商品取引業者は、他の法律の規定にかかわらず、引受人となることのできる。

(広告等の規制)

第三十七条 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名
- 二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
- 三 当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの
- 2 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業に関して広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、金融商品取引業を行うことによる利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(取引態様の事前明示義務)

第三十七条の二 金融商品取引業者等は、顧客から有価証券の売買又は店頭デリバティブ取引に関する注文を受けたときは、あらかじめ、その者に対し自己がその相手方となつて当該売買若しくは取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該売買若しくは取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

(契約締結前の書面の交付)

第三十七条の三 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
- 三 当該金融商品取引契約の概要
- 四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの
- 五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨
- 六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨
- 七 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項
- 3 2 金融商品取引業者等は、第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る金融商品取引契約の締結の勧誘（募集若しくは売出し又は募集若しくは売出しの取扱いであつて、政令で定めるものに限る。）を行う場合には、あらかじめ、当該金融商品取引契約に係る第一項の書面の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(契約締結時等の書面の交付)

第三十七条の四 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、書面を作成し、これを顧客に交付しなければならない。ただし、その金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。
- 2 (保証金の受領に係る書面の交付)  
第三十七条の五 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業に関して顧客が預託すべき保証金（内閣府令で定めるものに限る。）を受領したときは、顧客に対し、直ちに、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。
- 2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(書面による解除)

第三十七条の六 金融商品取引業者等と金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を締結した顧客は、









うとするときは、あらかじめ、顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、当該取引に係る最良執行方針等を記載した書面を交付しなければならない。ただし、既に当該書面（当該最良執行方針等を変更し、内閣府令で定めるところにより、変更後のものを記載した書面）を交付しているときは、この限りでない。ただし、金融商品取引業者等は、有価証券等取引に関する顧客の注文を執行した後、内閣府令で定めるところにより、当該顧客から求められたときは、当該注文が最良執行方針等に従って執行された旨を内閣府令で定めるところにより説明した書面を、内閣府令で定めるところにより、当該顧客に交付しなければならない。

6 第三十四条の二第四項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。

（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）  
第四十条の三 金融商品取引業者等は、第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同条第二十一号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）若しくは同条第二項第七号に掲げる権利（政令で定めるものに限る。）については、当該権利又は有価証券に關し出資され、又は拋出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）以下この条において同じ。）が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでなければ、第二条第八項第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げる行為を行つてはならない。

（金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止）  
第四十条の三の二 金融商品取引業者等は、第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同項第七号に掲げる権利（同項第五号又は第六号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。）については、これらの権利に關し出資され、又は拋出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）以下この条において同じ。）が、当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら、第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

（特定投資家向け有価証券の売買等の制限）  
第四十条の四 金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、一般投資家（特定投資家等、当該特定投資家向け有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者をいう。以下この条において同じ。）を相手方とし、又は一般投資家のために、第二条第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に關し開示が行われている場合（第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。次条第一項及び第六十六条の十四の二において同じ。）は、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（特定投資家向け有価証券に関する告知義務）  
第四十条の五 金融商品取引業者等は、開示が行われている場合に該しない特定投資家向け有価証券について、取得勧誘又は売付け勧誘等を行うことなく売付けその他の政令で定める行為を行う場合には、その相手方に対して、内閣府令で定めるところにより、当該特定投資家向け有価証券に關し開示が行われている場合に該しないことその他の内閣府令で定める事項を告知しなければならない。

2 金融商品取引業者等は、特定投資家等（第二条第三十一項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）から特定投資家向け有価証券取引契約（特定投資家向け有価証券に係る同条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行うことを内容とする契約（同号に掲げる行為による特定投資家向け有価証券の売買）（当該行為を行う金融商品取引業者による媒介、取次ぎ又は代理によるものに限る。）を行うことと内容とする契約その他の契約の内容又は相手方の特性を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を以下この項において同じ。）の申込みを初めて受けた場合には、当該申込みに係る特定投資家向け有価証券取引契約を締結するまでに、当該特定投資家等に対し、次に掲げる事項を告知し、かつ、当該事項を記載した書面を交付しなければならぬ。重要事項として内閣府令で定める事項  
一 特定投資家向け有価証券に關する情報提供の内容及び取引の特質その他の特定投資家向け有価証券に關し投資者が認識すべき重要な事項として内閣府令で定める事項  
二 特定投資家向け有価証券の取引を行うことがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家向け有価証券の取引を行う場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

3 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（のみ行為の禁止）  
第四十条の六 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引等（商品関連市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。以下この条において同じ。）の委託を受けたときは、その委託に係る商品関連市場デリバティブ取引等をしてはならない。



ての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。  
7 金融商品取引業者等は、前項の規定による公告をしたときは、直ちにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
8 金融商品取引業者等は、第六項の規定による公告をした場合（合併、分割による事業の全部又は一部の承継及び事業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く。）においては、当該金融商品取引業者等が行った有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等（第五十六条及び第五十七条の九において「顧客取引」という。）を、速やかに結了し、かつ、金融商品取引業者等（外国会社に限定。）が電子公告により第六項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
9 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、金融商品取引業者等（会社に限定。）が電子公告（同法第二十三条第四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により第六項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
10 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、金融商品取引業者等（外国会社に限定。）が電子公告により第六項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（金融商品取引業者に対する監督上の処分）

第五十二条 内閣総理大臣は、金融商品取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消し、第三十条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十九条の四第一項第一号、第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

二 第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者又は投資運用業者が行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第四号に該当することとなつたとき。

三 第一種金融商品取引業者又は投資運用業者が行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第五号又はロに該当することとなつたとき。

四 第一種金融商品取引業者として高速取引業者が、第二十九条の四第一項第六号ロに該当することとなつたとき。

五 不正の手段により第二十九条の登録を受けたとき。

六 金融商品取引業者又はこれに付随する業務に關し法令（第四十六条の六第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき。

七 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

八 投資助言・代理業又は投資運用業の運営に關し、投資者の利益を害する事実があるとき。

九 金融商品取引業に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いととき。

十 第三十条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

十一 第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が第三十条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

十二 内閣総理大臣は、金融商品取引業者の役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）が、第二十九条の四第一項第二号イからイまでのいずれかに該当することとなつたとき、第二十九条の登録当時既に同号イからイまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は前項第七号若しくは第九号から第十一号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該金融商品取引業者に対して、当該役員を解任を命ずることができる。

十三 内閣総理大臣は、金融商品取引業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は金融商品取引業者の所在（法人である場合においては、その法人を代表する役員（の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融商品取引業者から申出がないときは、当該金融商品取引業者の登録を取り消すことができる。

十四 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（自己資本規制比率についての命令）

第五十三条 内閣総理大臣は、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者を行う者に限る。以下この条において同じ。）が第四十六条の六第二項の規定に違反して

いる場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、金融商品取引業者が第四十六条の六第二項の規定に違反している場合（自己資本規制比率が、百パーセントを下回るときに限る。）において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日における当該金融商品取引業者の自己資本規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該金融商品

3 内閣総理大臣は、前項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日における当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本

取引業者の第二十九条の登録を取り消すことができる。

(経営の健全性の状況に応じた監督処分)

第五十七条の六 内閣総理大臣は、特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に照らして公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該特別金融商品取引業者に対し、三月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は業務の方法の変更、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分に応じて行うものとし、内閣総理大臣は、当該区分及びこれに応じた命令の内容をあらかじめ定め、これを公示しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により特別金融商品取引業者に対しその業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日において当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況が改善せず、かつ、改善する見込みがないと認められるときは、当該特別金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消すことができる。

(引受業務の一部の許可の拒否要件)

第五十九条の四 内閣総理大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重大な事実の記載が欠けているときは、許可を拒否しなければならない。

一 役員(いかなる名称を有するかを問わず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次条第一項第三号、第六十条の三第一項及び第六十条の八第二項において同じ。)又は国内における代表者(外国証券業者の会社法第八十七条第一項に規定する日本における代表者をいう。以下この節において同じ。)のうち第二十九条の四第一項第二号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当する者のある法人であるとき。

2 内閣総理大臣は、第五十九条第一項の許可を拒否しようとするときは、許可申請者に通知して、当該職員に、当該許可申請者につき審問を行わせなければならない。

3 内閣総理大臣は、第五十九条第一項の許可をし、又はしないこととしたときは、書面によりその旨を許可申請者に通知しなければならない。

(取引所取引業務の許可)

第六十条 外国証券業者は、第二十九条及び第五十八条の二の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、金融商品取引所における有価証券の売買及び市場を代行する取引(有価証券等清算取次ぎ(第二十七条第一号に係るものに限る。以下この項において同じ。))の委託者として当該有価証券等清算取次ぎを行う者を代理してこれらの取引を行う場合を含む。以下「取引所取引」という。を業として行うこと(以下「取引所取引業務」という。)ができる。

4 3 2 前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

内閣総理大臣は、第二項の規定により条件を付することとしたときは、書面により、その旨を許可申請者に通知しなければならない。

(取引所取引業務の許可の拒否要件)

第六十条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を拒否しなければならない。

一 許可申請者が次のいずれかに該当するとき。

イ 取締役役会設置会社と同種類の法人でないとき。

ロ 本店又は取引所取引店が所在する国において登録等を受けていないとき。

ハ 当該取引所取引店において取引所取引と同種類の取引に係る業務を政令で定める期間以上継続して行っていない者であるとき(政令で定める場合に該当するものを除く。)

ニ 当該取引所取引店が所在する国の外国金融商品取引市場開設者(当該国において第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けたものに限る。第三号において同じ。)に加入していないとき。

ホ 前条第一項第二号に規定する資本金の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人であるとき。

ヘ 純財産額がホに規定する金額に満たない法人であるとき。

ト (略)

チ 第五十九条の四第一項第二号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)(略)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

リ 他に行っている事業が公益に反すると認められる者であるとき。

又 役員、取引所取引店所在国における代表者又は国内における代表者のうちに第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当する者のある法人であるとき。

二 許可申請者の本店及び取引所取引店の所在するいずれかの国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がないとき。

三 許可申請者の取引所取引店が加入している外国金融商品取引市場開設者と当該許可申請者が取引参加者となる金融商品取引所との間で情報の提供に関する取決めの締結その他の当該金融商品取引所によるこの法律及びこの法律に基づく命令又は定款その他の規則により認められた権能を行使するための措置が講じられていないとき。

四 許可申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

二 内閣総理大臣は、第六十条第一項の許可を拒否しようとするときは、許可申請者に通知して、当該職員に、当該許可申請者につき審問を行わせなければならない。

三 内閣総理大臣は第六十条第一項の許可をし、又はしないこととしたときは、書面により、その旨を許可申請者に通知しなければならない。

(職務代行者)  
第六十条の四 内閣総理大臣は、第六十条第一項の許可を受けた外国証券業者(以下「取引所取引許可業者」という。)の国内における代表者が欠けた場合において、必要があると認めるときは、一時その職務を行うべき者(次項において「職務代行者」という。)を選任することができる。この場合において、当該取引所取引許可業者は、国内における代表者が欠ける前における当該国内における代表者の住所地において、その登記をしなければならない。

二 内閣総理大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、取引所取引許可業者に対し、当該職務代行者に相当額の報酬を支払うべき旨を命ずることができる。

(取引所取引許可業者の解散等の場合の許可の効力)  
第六十条の七 取引所取引許可業者が解散したとき、又は取引所取引業務を廃止したときは、第六十条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、その国内における代表者又は代表者であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(取引所取引許可業者に対する監督上の処分)  
第六十条の八 内閣総理大臣は、取引所取引許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該取引所取引許可業者の第六十条第一項の許可を取り消し、六月以内の期間を定めて取引所取引業務の全部又は一部の停止を命じ、取引所取引業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第六十条の三第一項第一号(ハ及びヌを除く。)、第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十条第一項の許可を受けたとき。

三 取引所取引業務又はこれに付随する業務に關し法令(外国の法令を含む。 ) 又は当該法令に基づく行政官庁の処分に違反したとき(第四十六条の六第二項の規定に違反したときを除く。 )

四 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五 第六十条第一項の許可に付した条件に違反したとき。

二 内閣総理大臣は、取引所取引許可業者の国内における代表者(国内に事務所その他の施設がある場合にあつては、当該施設に駐在する役員を含む。 ) が、第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、取引所取引許可業者者に対して、当該国内における代表者の解任又は解職を命ずることができる。

三 内閣総理大臣は、第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合には、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

四 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定に基づいて処分をすることとしたときには、書面により、その旨を取引所取引許可業者に通知しなければならない。

五 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第六十条の十四 外国の法令に準拠し、外国において店頭デリバティブ取引等を業として行う者であつて、金融商品取引業者又は金融機関(銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。 ) のいずれにも該当しないものは、有価証券関連業務を行う者を相手方とする場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、第二十九条及び第五十八条の二の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、その店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。 ) 若しくは代理を業として行うこと(次項において「電子店

2 頭デリバティブ取引等業務」という。)ができる。  
は前項の許可について、第四十条の七第六項及び第六十条の四から前条までの規定は前項の許可を受けた者(以下「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」という。)の電子店頭デリバティブ取引等業務について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条の七第二項中「前項の規定により電子情報処理組織を使用し、供した者は、当該」とあるのは、「第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、その店頭デリバティブ取引の業務の用に供する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十三条 (適格機関投資家等特例業務)

一 適格機関投資家等(適格機関投資家以外の者で政令で定める数以下の場合に限る。)及び適格機関投資家をいう。以下この条に  
おいて同じ。)で次のいずれにも該当しない者を相手方として行う第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る私募(適格機関投資家等(次のいずれにも該当しないものに限る。)以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの)に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

イ その発行する資産対価証券(資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対価証券をいう。)を適格機関投資家以外の者が取得している特定  
目的会社(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)

ロ 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る匿名組合契約(商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。)で、適格機関  
投資家以外の者を匿名組合員とするもの営業者又は営業者にならうとする者

ハ イ又はロに掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者  
二 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利(同一の出資対象事業(同項第五号に規定する出資対象事業をいう。)に係る当該権利を有する者が適格機関投  
資家等(前号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。))を有する適格機関投資家等から出資され、又は拠出された金銭(こ  
れに類するものとして政令で定めるものを含む。))の運用を行う同条第八項第十五号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内  
閣府令で定めるものを除く。)

2 適格機関投資家等特例業務(前項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。以下同じ。)を行う者(金融商品取引業者等を除く。)は、あらか  
じめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣府令で届け出なければならぬ。

一 商号、名称又は氏名  
法人であるときは、資本金の額又は出資の総額  
法人であるときは、役員の名氏又は名称

二 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名  
業務の種類(前項各号に掲げる行為に係る業務の種類をいう。)

三 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地  
適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四 他に事業を行つておるときは、その事業の種類  
その他内閣府令で定める事項

3 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 法人である場合には、第七項第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面、定款(これに準ずるものを含む。)

二 個人である場合には、第七項第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面  
三 その他内閣府令で定める書類  
四 前項第一号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を  
添付することができる。

5 内閣府令で定める特例業務届出者(第二項の規定による届出をした者をいい、次条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。以下同  
じ。)に係る第二項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しななければならない。  
6 特例業務届出者は、第二項又は第八項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、当該特例業務届出者に係る第二項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める  
事項を記載した書面を作成し、これを主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に  
供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

7 次の各号のいずれかに該当する者(金融商品取引業者等を除く。)は、適格機関投資家等特例業務を行つてはならない。





第六十三條の三 適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者等（第六十三條第一項各号の行為を業として行うことについて第二十九條又は第三十三條の二の登録を受けている者を除く。）は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣にその旨、第六十三條第二項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を届け出なければならぬ。第六十三條第五項、第六項、第八項から第十項まで、第十二項及び第十三項、前条第三項並びに次条から第六十三條の六までの規定は、前項の規定による届出をした金融商品取引業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「特例業務届出者」とあるのは「金融商品取引業者等」と、第六十三條第五項中「第二項」とあるのは「第六十三條の三第一項」と、同条第六項中「第二項又は第八項」とあるのは「第六十三條の三第一項又は同条第二項において準用する第八項」と、同条第八項中「第二項各号に掲げる事項」とあるのは「第二項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項」と、同条第九項中「第二項」とあるのは「第六十三條の三第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 第六十三條第一項第一号に掲げる行為を行う業務（第二節第一款（第三十六條第一項、第三十七條の三、第三十七條の四、第三十八條第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九條（第四項及び第六項を除く。）、第四十條の三及び第四十條の三の二を除く。）の規定

二 第六十三條第一項第二号に掲げる行為を行う業務（第二節第一款（第三十六條第一項、第三十七條の三、第三十七條の四、第三十八條第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九條（第四項及び第六項を除く。）、及び第四十條を除く。）の規定

三十八條（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九條（第四項及び第六項を除く。）、及び第四十條を除く。）の規定

（特例業務届出者に対する監督上の処分等）

第六十三條の五 内閣総理大臣は、特例業務届出者の業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該特例業務届出者に対し、業務の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。第六十三條の三、第三十七條の三、第三十七條の四、第三十八條の二、第四十二條の四及び第四十二條の七を除く。）の規定

2 内閣総理大臣は、特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務に關し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反した場合には、当該特例業務届出者に対し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務に關し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反した場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該特例業務届出者に対し、業務の廃止を命ずることができる。意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、書面により、その旨を特例業務届出者に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第二項の規定により適格機関投資家等特例業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

#### （外務員の登録）

第六十四條 金融商品取引業者等は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その金融商品取引業者等のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一 有価証券（第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）に係る次に掲げる行為

イ 次に掲げる行為

ロ 次掲げる行為

(1) 売買又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理の申込みの勧誘

(2) 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理の申込みの勧誘

(3) 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

二 次に掲げる行為

イ 第二条第八項第四号、第六号及び第十号に掲げる行為

ロ 店頭デリバティブ取引等の申込みの勧誘

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める行為

3 金融商品取引業者等は、前項の規定により当該金融商品取引業者等が登録を受けた者以外の者に外務員の職務（同項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行わせてはならない。

3 第一項の規定により登録を受けようとする金融商品取引業者等は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 登録申請者の商号、名称又は氏名
- 二 登録の申請に係る法人であるときは、その代表者の氏名
- 三 氏名及び生年月日

ロイ 役員又は使用人の別

ハ・ニ (略)

四 その他内閣府令で定める事項

4 前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の登録をしたときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六十四条の二 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十九条の四第一項第二号イからリまでに掲げる者

二 (略)

2 内閣総理大臣は、前条第一項の登録を拒否しようとするときは、登録申請者に通知して、当該職員に、当該登録申請者につき審問を行わせなければならない。

3 内閣総理大臣は、前条第一項の登録を拒否することとしたときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(外務員の権限)

第六十四条の三 外務員は、その所属する金融商品取引業者等に代わつて、第六十四条第一項各号に掲げる行為に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。

2 前項の規定は、相手方が悪意であつた場合においては、適用しない。

(登録事項の変更等の届出)

第六十四条の四 金融商品取引業者等は、第六十四条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第六十四条第三号イ又はロに掲げる事項に変更があつたとき。

二 第二十九条の四第一項第二号イに該当するおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当することとなつたとき。

三 第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当することとなつたとき。

四 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつたとき。

(外務員に対する監督上の処分)

第六十四条の五 内閣総理大臣は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一 第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は登録の当時既に第六十四条の二第一項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 金融商品取引業(登録金融機関にあつては、登録金融機関業務)のうち第六十四条第一項各号に掲げる行為を行う業務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

三 過去五年間に次条第三号の規定により登録を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為(当該過去五年間の行為に限る。)が前号に該当していたことが判明したとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定に基づいて処分をしようとするときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の抹消) 第六十四条の六 内閣総理大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

- 一 前条第一項の規定により外務員の登録を取り消したとき。
- 二 外務員の所属する金融商品取引業者等が解散し、又は金融商品取引業（登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号に掲げる行為を行う業務を廃止したとき。
- 三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。

(登録事務の委任) 第六十四条の七 (略)

- 2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に所属しない金融商品取引業者等の外務員に係る登録事務（第六十四条の五に係るものを除く。）を一の協会の定めて行わせることができる。
- 3 内閣総理大臣は、前二項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。
- 4 協会は、第一項又は第二項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。
- 5 第一項又は第二項の規定により登録事務を行う協会は、第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 6 (略)
- 7 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する金融商品取引業者等の外務員が第六十四条の五第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項に規定する措置をすることを命ずることができる。
- 8 内閣総理大臣は、前項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(登録)

第六十六条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者（第一種金融商品取引業（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この章において同じ。）を行う者及び登録金融機関の役員及び使用人を除く。）は、第二十九条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の登録を受けて、金融商品仲介業を行うことができる。

(登録の拒否)

- 第六十六条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 登録申請者が個人であるときは、第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当する者
  - 二 登録申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者
    - イ 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者
    - ロ 役員のうち第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当する者のある者
    - 三 他に行つてゐる事業が公益に反すると認められる者
    - 四 金融商品仲介業を適確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者
    - 五 登録申請者の所属金融商品取引業者等のいずれかが協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。）に入っていない者
    - 六 (略)

(禁止行為)

- 第六十六条の十四 金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 金融商品仲介業に関連し、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。

イ 第三十八條第一号に該当する行為  
ロ 第三十八條第二号から第六号までに該当する行為  
ハ 第三十八條第七号に該当する行為

ニ 投資助言業務(第二十八條第六項に規定する投資助言業務をいう。ニにおいて同じ。)を行う場合には当該投資助言業務に係る助言に基づいて顧客が行う有価証券の売買その他の取引等又は投資運用業を行う場合には当該投資運用業に係る運用として行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用してこれらの顧客以外の顧客に対して勧誘する行為  
ホ 金融商品仲介業者以外の業務を行う場合には当該業務により知り得た有価証券の発行者に関する情報(有価証券の発行者の運営、業務又は財産に関する公表されていない情報であつて金融商品仲介業者に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすものに限る。)を利用して勧誘する行為  
ヘ 金銭の貸付けその他信用の供与をすることを条件として勧誘する行為(投資者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

二 金融商品仲介業者により知り得た金融商品仲介業者に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他特別の情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行う行為  
三 前二号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品仲介業者の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

(特定投資家向け有価証券の媒介等の制限)

第六十六條の十四の二 金融商品仲介業者は、特定投資家向け有価証券について、一般投資家(特定投資家等、当該特定投資家向け有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者をいう。以下この条において同じ。)を相手方として、第二條第十一項第一号又は第二号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで所属金融商品取引業者等のために買付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(廃業等の届出等)

第六十六條の十九 金融商品仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 金融商品仲介業者を廃止したとき(分割により事業(金融商品仲介業に係るものに限る。以下この号において同じ。))の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。)その金融商品仲介業者を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人

二 金融商品仲介業者である個人が死亡したとき、その相続人  
三 金融商品仲介業者である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者  
四 金融商品仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定があつたとき、その破産管財人

五 金融商品仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人

二 金融商品取引業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属金融商品取引業者等がなくなつたとき、又は第二十九條の登録(当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業を行うものに限る。)を受けたときは、当該金融商品仲介業者の第六十六條の登録は、その効力を失う。

(監督上の処分)

第六十六條の二十 内閣総理大臣は、金融商品仲介業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該金融商品仲介業者の第六十六條の登録を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 (略)  
二 不正の手段により第六十六條の登録を受けたとき。

三 金融商品仲介業に關し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき。  
二 内閣総理大臣は、金融商品仲介業者の役員が、第二十九條の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号に該当する行為をしたときは、当該金融商品仲介業者に対して、当該役員を解任を命ずることができる。

(準用)

第六十六條の二十五 第六十四條から第六十四條の九まで(第六十四條の七第二項を除く。)の規定は、金融商品仲介業者について準用する。この場合において、

必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録)

第六十六条の二十七 信用格付業を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第一項第二号及び第六十六条の四十七を除き、以下この章において同じ。）は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

（廃業等の届出等）

第六十六条の四十 信用格付業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 信用格付業を廃止したとき（分割により事業（信用格付業に係るものに限る。以下この条において同じ。）の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。）その信用格付業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした法人

二 信用格付業者である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者

三 信用格付業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人、その清算人

四 信用格付業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該信用格付業者の第六十六条の二十七の登録は、その効力を失う。

五 信用格付業者は、第六十六条の二十七の登録の抹消の申請をし、信用格付業の廃止をし、合併（当該信用格付業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による事業の全部の承継をさせ、又は事業の全部の譲渡をしようとするときは、その日の

三十日までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

六 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

七 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

八 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

九 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

十 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

十一 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

十二 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

十三 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

十四 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

十五 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

十六 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

十七 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

十八 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

十九 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二十 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二十一 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

大臣に届けなければならぬ。  
一 高速取引行為である個人が死亡したとき、その相続人  
二 高速取引行為に係る業務を廃止したとき、その法人又は個人  
三 高速取引行為である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者  
四 高速取引行為である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人  
五 高速取引行為である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人  
六 高速取引行為者である法人が分割により事業の全部を承継させたとき、その法人  
七 事業の全部を譲渡したとき、その法人又は個人  
八 高速取引行為者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、登録申請書若しくは許可申請書に第二十九条の二第一項第七号イ若しくはロ、第三十三条の三第一項第六号イ若しくは第六十条の二第二項第七号イ、第三十三条の三第一項第六号イ若しくは第六十条の二第一項第四号イに掲げる事項を記載して第二十九条若しくは第三十三条の二の登録、第三十一条第四項の変更登録若しくは第六十条第一項の許可を受けたとき、又は第二十九条の二第二項第七号イ、第三十三条の三第一項第六号イ若しくは第六十条の二第一項第四号イに掲げる事項を記載して第三十一条第一項、第三十三条の六第一項若しくは第六十条の五第一項の規定による届出をしたときは、当該高速取引行為者の第六十六条の五十の登録は、その効力を失う。

#### 第六十六条の六十三 (監督上の処分)

第六十六条の六十三 内閣総理大臣は、高速取引行為者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該高速取引行為者の第六十六条の五十の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ、  
一 不正の手段により第六十六号(第五号イを除く)のいずれかに該当することとなつたとき。  
二 不正の手段により第六十六号(第五号イを除く)のいずれかに該当することとなつたとき。  
三 不正の手段により第六十六号(第五号イを除く)のいずれかに該当することとなつたとき。  
四 不正の手段により第六十六号(第五号イを除く)のいずれかに該当することとなつたとき。  
五 不正の手段により第六十六号(第五号イを除く)のいずれかに該当することとなつたとき。

四 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。  
五 高速取引行為に係る業務に不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められるとき。

二 内閣総理大臣は、高速取引行為者の役員(外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項において同じ。)が、第六十六条の五十三第五号イ(1)若しくは(2)に該当することとなつたとき、第六十六条の五十の登録(1)若しくは(2)に該当していることが判明したとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当することとなつたときは、当該高速取引行為者に対して、当該役員の解任を命ずることができ、  
三 内閣総理大臣は、高速取引行為者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は高速取引行為者の所在(法人である場合においては、その法人を代表する役員の所在)を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該高速取引行為者から申出がないときは、当該高速取引行為者の登録を取り消すことができる。  
四 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

#### 第六十七条の二 (設立の認可)

第六十七条の二 認可協会は、金融商品取引業者でなければ、これを設立することができない。

三 金融商品取引業者は、認可協会を設立しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

#### 第八十条 (免許)

第八十条 (略) 金融商品市場は、認可金融商品取引業協会を除き、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。

#### 第八十二条 (免許審査基準)

第八十二条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。  
一 定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にし、並びに投資者を保護するために十分であること。  
二 免許申請者が取引所金融商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。





(認可審査基準)

第百五十五条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。

二 認可申請者が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分(以下この号及び第百五十五条の十において「法令等」という。)又は業務規則に違反した外国金融商品取引所参加者に対し法令等又は業務規則を遵守させるために必要な措置をとることができること。

三 認可申請者の業務規則が外国金融商品取引所参加者が行う外国市場取引を公正かつ円滑にし、及び投資者を保護するために十分であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が外国金融商品取引所参加者に外国市場取引を行わせる外国金融商品市場を開設してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき(政令で定める場合に該当するときは除く。)

二・三 (略)

四 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 心身の故障により外国市場取引に係る業務を適正に行うことができず、かつ、内閣府令で定める者

ロ 第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホに該当する者

五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在する国のこの法律に相当する外国の法令を執行する当局の第百八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないとき。

六 認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

(免許審査基準)

第百五十六条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

二 金融商品債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、金融商品債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。

三 その人的構成に照らして、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

四 未決済債務等の決済に充当する担保の適切な徴求、当該決済が円滑に行われるための信頼性の高い設備の運用その他当該決済が適正かつ確実に進行するため

の仕組み及び体制が十分に整備されていること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が株式会社(次に掲げる機関を置くものに限る。)でないとき。

イ 取締役会

ロ 監査役、監査等委員会又は指名委員会等

二・三 (略)

四 免許申請者の取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

五 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(免許審査基準)

第百五十六条の二十の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 免許申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。

二 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

三 金融商品債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、金融商品債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。

四 その人的構成に照らして、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

五 未決済債務等の決済に充当する担保の適切な徴求、当該決済が円滑に行われるための信頼性の高い設備の運用その他当該決済が適正かつ確実に進行するため

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その

一 免許を与えなければならぬ。

二 政令で定める場合に該当するときは、当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき（略）

三 免許申請者の役員又は国内における代表者のうちに第八十二条第三号イからヘまでのいずれかに該当する者があるとき。

四 免許申請者の本店又は主たる事務所の所在する国のこの法律に相当する外国の法令を執行する当局の第百八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないとき。

六 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（認可審査基準）  
第百五十六条の二十の十八 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 連携清算機関等（金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者に限る。次項及び次条において同じ。）がその本店又は主たる事務所が所在する国において第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。

二 連携清算機関等の定款及び業務方法書並びに連携契約書の規定が法令に適合し、かつ、認可申請者及び連携清算機関等の定款及び業務方法書並びに連携契約書の規定が連携金融商品債務引受業務及び連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

三 認可申請者及び連携清算機関等が、連携金融商品債務引受業務及び連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、連携金融商品債務引受業務に係る収支の見込みが良好であること。

四 認可申請者及び連携清算機関等が、その人的構成に照らして、連携金融商品債務引受業務及び連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

五 未決済債務等の決済に充当する担保の適切な徴求、当該決済が円滑に行われるための信頼性の高い設備の運用その他当該決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていること。

六 定款若しくは業務方法書又は連携契約書において、認可申請者が負担した対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を確実に履行することが定められていること。

七 認可申請者が連携金融商品債務引受業務を行うことにより、金融商品債務引受業を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないこと。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならぬ。

一 連携清算機関等が外国の法令に準拠し、当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき（政令で定める場合に該当するときは、当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき）（略）

二 連携清算機関等の役員のうち第八十二条第三号イからヘまでのいずれかに該当する者があるとき。

三 連携清算機関等の本店又は主たる事務所の所在する国のこの法律に相当する外国の法令を執行する当局の第百八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないとき。

六 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（免許審査基準）  
第百五十六条の二十五 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならぬ。

一 免許申請者が資本金の額が第百五十六条の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二 免許申請者が株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でないとき。

イ 取締役会

ロ 監査役、監査等委員会又は指名委員会等  
三 免許申請者が第二十九条の四第一項第一号ハに該当する者であるとき。  
四 (略)  
五 免許申請書の取締役、会計参与、監査役又は執行役のうち第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。  
六 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(紛争解決等業務を行う者の指定)  
第百五十六条の三十九 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。)

二 第百五十六条の六十一第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。以下この章において同じ。)

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第百五十六条の六十一第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消の日から三十日以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に執行を受けている者を含む。ニにおいて同じ。)

ホ 刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務の構成に紛争解決業務の公正な実施及び技術的な基礎を有すること

六 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)

七 実施するに十分な見解を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第百五十六条の四十四第二項各号に掲げる事項を除く。)

八 第一号に掲げる基準に適合するに必要事項を除去し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ適確に実施するに十分な見解を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第百五十六条の四十四第二項各号に掲げる事項を除く。)

九 商品取引関係業者の総数に占める割合が政令で定める割合となつたこと

十 前項の申請者(異議がある場合)は、内閣府令で定めるところにより、金融商品取引関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合は、その理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がない要件に於ては、第百五十六条の四十四第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)

十一 協議しなければならない

十二 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種類ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種類ごとに算定するものとする。

十三 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決業務の種類並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

第十四 第百五十六条の六十二 金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる取引を行う場合には、当該取引に基づく自己及び相手方の債務をそれぞれ当該各号に定める者に負担させなければならない。

一 第百五十六条の六十二 金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる取引を行う場合には、当該取引に基づく自己及び相手方の債務をそれぞれ当該各号に定める者に負担させなければならない。

一 店頭デリバティブ取引その他の取引のうち、取引高その他の取引の状況に照らして、その取引に基づく債務の不履行が我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、その特性にかんがみ、我が国において清算する必要があるものとして内閣府令で定める取引（前号に掲げる取引を除く。）  
二 店頭デリバティブ取引その他の取引のうち、取引高その他の取引の状況に照らして、その取引に基づく債務の不履行が我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める取引（前号に掲げる取引を除く。）  
金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関

（取引情報蓄積業務を行う者の指定）  
第五十六条の六十七 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより取引情報蓄積業務を行う者として、指定することができる。

一 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。）であること。

二 第五十六条の八十三第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わりの後、又はその刑の執行を受けることなくつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。以下この節において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に執行を終わっている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わりの後、又はその刑の執行を受けることなくつた日から五年を経過しない者

ニ 第五十六条の八十三第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの及び外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。）の役員（外国の法令上これと同様に執行を終わっている者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第五十六条の八十三第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わりの後、又はその刑の執行を受けることなくつた日から五年を経過しない者

五 取引情報蓄積業務を健全に遂行することがなくつた日から五年を経過しない者

六 取引情報蓄積業務を適正かつ確実に遂行することができず、取引情報蓄積業務に係る収支の見込みが良好であると認められること。

七 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしたときは、取引情報蓄積機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

（業務規程の認可）  
第五十六条の七十四 取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 取引情報蓄積業務の対象とする取引に関する事項

二 取引情報の収集及び保存に関する事項

三 取引情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の取引情報の安全管理に関する事項

四 取引情報の正確性の確保に関する事項

五 取引情報蓄積業務の一部を他の者に委託する場合におけるその委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する事項

六 取引情報蓄積業務の他の者に委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、取引情報蓄積業務の実施に必要な事項として内閣府令で定める事項

八 前項第六号に掲げる事項に関する業務規程は、取引情報蓄積業務に関する料金が能率的な業務運営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであることを内容とするものでなければならない。

九 内閣総理大臣は、第一項の認可をした業務規程が取引情報蓄積業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、取引情報蓄積機関に対し、その業







(没収の要件等)

第二百九条の三 第九十八条の二第一項の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知つて当該不法財産又は混和財産を取得した場合(法令上の義務の履行として提供されたものを收受した場合又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。))の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によつて行われることを知らなかった当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した場合を除く。))は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であっても、これを没収することができる。前条に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らないで当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

(第三者の財産の没収手続等)

第二百九条の四 不法財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条第一項及び第二百九条の七において同じ。))が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。))に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。第二百九十八条の二第一項又は第二百九条の二の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、前条第二項の規定により当該権利を存続させるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

4 前条第二項の規定により存続させるべき権利について前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできる理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができない。

6 5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 5 第一項及び第二項の規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第二百九条の五 第九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第九十七条の二第十三号又は第二百九条第十四号の罪に関し没収された債権等は、檢察官がこれを処分しなければならない。

2 第九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第九十七条の二第十三号又は第二百九条第十四号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときは、檢察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

(没収の裁判に基づく登記等)

第二百九条の六 権利の移転について登記又は登録(以下この条において「登記等」という。))を要する財産を第九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第九十七条の二第十三号又は第二百九条第十四号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記等をして組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)第四章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

(質問、検査又は領置等)

第二百十條 証券取引等監視委員会(以下この章において「委員会」という。))の職員(以下この章において「委員会職員」という。))は、犯則事件(第八章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件をいう。以下この章において同じ。))を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人(以下この項及び次条第一項において「犯則嫌疑者等」という。))に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し、若しくは置き去つた物件を領置することができる。2 委員会職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(臨検、搜索又は差押え等)

第二百十一條 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、証拠物若しくは没収すべき物件と料するものの差押え又は記録命令付差押え(





2 日没前に開始した臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の提示)  
第二百十三条 臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)  
第二百十四条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(臨検、搜索又は差押え等に際しての必要な処分)  
第二百十五条 委員会職員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2 前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。

(処分を受ける者に対する協力要請)  
第二百十五条の二 臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、臨検又は搜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

(処分中の出入りの禁止)  
第二百十六条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入入りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)  
第二百十七条 委員会職員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、その所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。  
2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。  
3 女子の身体について搜索するときは、成年の女子を立ち合わせなければならない。ただし、急速を要する場合はこの限りでない。

(警察官の援助)  
第二百十八条 委員会職員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

(調書の作成)  
第二百十九条 委員会職員は、この章の規定により質問をしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問ひ、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。  
2 委員会職員は、この章の規定により検査又は領置をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない。  
3 委員会職員は、この章の規定により臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その調書を作成し、立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(領置目録等の作成等)  
第二百二十条 委員会職員は、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件の所有者、所持者若しくは保管者(第二百十一条の規定による処分を受けた者を含む。)又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。  
(領置物件等の処置)

第二百二十一条 運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件は、その所有者又は所持者その他委員会職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

(領置物件等の還付等)

第二百二十二条 委員会職員は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならぬ。  
2 委員会は、前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、その返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。  
3 前項の規定による公告に係る領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件については、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

(移転した上差し押さえた記録媒体の交付等)

第二百二十二条の二 委員会職員は、第二百十一条の四の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差し押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とは異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。  
2 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。  
3 前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても第一項の規定による交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

(鑑定等の嘱託)

第二百二十二条の三 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。  
2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者(第四項及び第五項において「鑑定人」という。)は、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。  
3 前項の許可の請求は、委員会職員からしなければならない。  
4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。  
5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

(委員会への報告)

第二百二十三条 委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を委員会に報告しなければならない。

(財務局等職員の犯則調査)

第二百二十四条 財務局長又は財務支局長は、委員会の承認を得て、財務局又は財務支局の職員のうち、犯則事件の調査を担当する者を指定するものとする。  
2 前項の規定により財務局長又は財務支局長が指定した者(以下この章において「財務局等職員」という。)は、委員会職員とみなして第二百十條から前条までの規定を適用する。この場合において、第二十一条第一項中「委員会」とあるのは「その所属する財務局又は財務支局」と、第二十二條第二項中「委員会」とあるのは「財務局長又は財務支局長」と、第二十四條第二項の規定により前項の委員会職員とみなされる同条第二項に規定する財務局長又は財務支局長と、第二十二條第三項中「委員会」とあるのは「第二十二條第二項の規定により前項の委員会職員とみなされる同条第二項に規定する財務局長又は財務支局長」と、前条中「委員会」とあるのは「財務局長又は財務支局長」とする。  
3 財務局長又は財務支局長は、前項において読み替えて適用される前条の規定による財務局等職員の報告を受けたときは、委員会にその内容を報告しなければならない。  
4 犯則事件の調査に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。  
5 委員会、犯則事件の調査に関し、必要があるときは、財務局等職員を直接指揮監督することができる。

(管轄区域外における職務の執行)

第二百二十五条 財務局等職員は、犯則事件の調査をするため必要があるときは、その所属する財務局又は財務支局の管轄区域外においてその職務を執行すること

ができる。

(委員会の告発等)

- 2 二百二十六条 委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、告発し、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに引き継がなければならない。
- 2 前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が第二百二十一条の規定による保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもって引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならない。
- 3 前二項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の規定によつて押収されたものとみなす。

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）（抄）

(外国で資格を有する者の特例)

- 2 資格の承認を受け、かつ、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録を受けて、第二条に規定する業務を行うことができる。ただし、第四条各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。
  - 2 内閣総理大臣は、前項の資格の承認をする場合には、内閣府令で定めるところにより、公認会計士・監査審査会をして試験又は選考を行わせるものとする。
  - 3 前項の試験又は選考を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。
  - 4 前項の規定により納付した手数料は、第二項の試験又は選考を受けなかつた場合においても、これを還付しない。
  - 5 第一項の登録を受けた者（以下「外国公認会計士」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、同項の登録を抹消しなければならない。
  - 1 第二十一条第一項各号のいずれかに該当するとき。
  - 2 外国において公認会計士の資格に相当する資格を失つたとき。
- 6 第十八条の二から第二十条まで、第二十二条、第二十四条から第三十四条の二まで及び第四十九条の規定は、外国公認会計士について準用する。

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

(事業の種類)

- 1 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- 2 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- 3 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け
- 4 組合員の貯蓄又は生活に必要な物資の供給
- 5 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
- 6 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 7 漁場の利用に関する事業（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）
- 8 漁場の利用に関する事業（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）
- 9 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第六十条第八項に規定する保全活動その他漁場の管理
- 10 組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業
- 11 組合員の共済に関する事業
- 12 組合員の福利厚生に関する事業
- 13 組合員の共済に関する事業
- 14 組合員に福利厚生に関する事業の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供

- 十五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十六 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあつせん
- 十七 組合員に出資をさせない組合（以下この章において「非出資組合」という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第四号又は第十二号の事業を行うことができない。
- 2 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
  - 一 手形の割引
  - 二 為替取引
  - 三 債務の保証又は手形の引受け
  - 三の二 有価証券の売買等（有価証券の売買（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下この号及び第十一号において「有価証券関連デリバティブ取引」という。）に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引であつて、同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為に限る。以下同じ。）
  - 四 有価証券の貸付け
  - 五 国債等（国債、地方債並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
  - 六 有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱い
  - 七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
  - 七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）
  - 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱い
  - 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - 九の二 振替業（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。以下同じ。）
  - 十 両替
  - 十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（同法第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引）又は有価証券関連デリバティブ取引を除く。）の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）
  - 十二 前各号の事業に附帯する事業
  - 4 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。
    - 一 金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第一条第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払に就いて保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第三十三条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）
    - 二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。第十一条の十六第二項、第十五条の十六第二項及び第八十七条の二第二項第二号を除き、以下同じ。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為
    - 三 金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
    - 5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。
      - 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）に係る事業
      - 二 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業
      - 三 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業
      - 三の二 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する信託業務（平成十六年法律第五十四号）の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。
      - 6 組合は、前項第二号の事業を行う場合は、信託業法（平成十六年法律第五十四号）の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。
      - 7 第一項第十二号の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社（保険業法（平成十七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行（農林水産省令で定めるものに限る。）の事業を行うことができる。

8 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその事業（第三項第三号及び第四号の事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号、第四項並びに前項の事業に係る場合を除き、一事業年度において組合員及び他の組合の組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員及び他の組合の組合員が利用する事業の分量の総額（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。

9 一の第一項第三号の事業 組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的とし、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者の  
二 第一項第四号の事業 組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的とし、ない法人  
三 第一項第十二号及び第十三号の事業 組合員と世帯を同じくする者  
四 組合は、第八項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

10 一の地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの  
二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を抛出して、るものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの  
三 漁港整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域（以下「漁港区域」という。）における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）  
四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（事業の種類）  
第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。  
一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖  
二 水産に直接又は間接に構成する者（以下この章において「所屬員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け  
三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所屬員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け  
四 所屬員の貯金又は定期積金の受入れ  
五 所屬員の事業に必要な物資の供給  
六 所屬員の事業に必要な共同利用施設の設置  
七 所屬員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売  
八 漁場の利用に関する事業（漁業の安定的な利用関係の確保のための連合会を間接に構成する者の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）  
九 船だまり、船揚場、漁礁その他所屬員の漁業に必要な設備の設置  
十 漁業法第九十一条第一項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第六十条第八項に規定する保全活動その他漁場の管理  
十一 会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言  
十二 会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整  
十三 所屬員の福利厚生に関する事業  
十四 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結  
十五 所屬員の経済的地位の改善のためにする教育及び所屬員に対する一般的情報の提供  
十六 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあつせん  
十七 前各号の事業に附帯する事業  
十八 前各号の事業に附帯する事業  
十九 前各号の事業に附帯する事業  
二十 前各号の事業に附帯する事業

32 一の第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
二 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
三 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
四 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
五 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
六 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
七 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
八 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
九 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十一 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十二 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十三 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十四 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十五 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十六 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十七 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十八 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十九 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
二十 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。

一の第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
二 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
三 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
四 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
五 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
六 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
七 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
八 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
九 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十一 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十二 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十三 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十四 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十五 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十六 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十七 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十八 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
十九 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。  
二十 第一項第三号又は第四号の事業を行うことができない。



連合会の所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員及び他の連合会の所属員の利用する事業の分量の総額を超えてはならない。

12 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を所属員とみなす。

一 第一項第三号の事業 所属員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第一項第四号の事業 所属員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三 第一項第十四号の事業 所属員と世帯を同じくする者

13 連合会は、第十一項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつていないもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出して、るものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（子会社の範囲等）

第八十七条の二 前条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一項の八第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としてはならない。

一 銀行法第二条第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営むもの

二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他主務省令で定める業務を専ら営むもの

三 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。次項において同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項において「証券専門会社」という。）

四 金融商品取引法第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同法第十一項に規定する金融商品仲介業をいう。次に掲げる行為のいづれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項において「証券仲介専門会社」という。）

五 金融商品取引法第二十一条第一号に掲げる行為

六 金融商品取引法第二十一条第二号に掲げる行為

七 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

八 金融商品取引法第二十一条第四号に掲げる行為

九 金融商品取引法第二十一条第五号に掲げる行為

十 金融商品取引法第二十一条第六号に掲げる行為

十一 金融商品取引法第二十一条第七号に掲げる行為

十二 金融商品取引法第二十一条第八号に掲げる行為

十三 金融商品取引法第二十一条第九号に掲げる行為

十四 金融商品取引法第二十一条第十号に掲げる行為





(事業の種類)  
第九十三條 水産加工業協同組合（以下この章及び次章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

三 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

四 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

五 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

六 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

七 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

八 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

九 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十一 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十二 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十三 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十四 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十五 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十六 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十七 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十八 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十九 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二十 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二十一 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二十二 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二十三 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二十四 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二十五 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二十六 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二十七 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二十八 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二十九 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

三十 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

三十一 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

三十二 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

三十三 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

三十四 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

八の二 地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱

九の二 振替業

十の二 振替業

十一の二 振替業

十二の二 振替業

十三の二 振替業

十四の二 振替業

十五の二 振替業

十六の二 振替業

十七の二 振替業

十八の二 振替業

十九の二 振替業

二十の二 振替業

二十一の二 振替業

二十二の二 振替業

二十三の二 振替業

二十四の二 振替業

二十五の二 振替業

二 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

二 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

三 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

四 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

五 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

六 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

七 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

八 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

九 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

十 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

十一 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

十二 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

十三 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

十四 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

十五 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

十六 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

十七 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

十八 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

十九 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

二十 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

二十一 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

二十二 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

二十三 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

二十四 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

二十五 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

ことができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号、第三項並びに前項の事業に係る場合を除き、一事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の総額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。

8 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を組合員とみなす。

一 第一号の事業 組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第二号の事業 組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三 第一項第六号の二及び第七号の事業 組合員と世帯を同じくする者

9 組合は、第七項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出してゐるものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

第九十七条（事業の種類）  
水産加工業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業に必要な資金の貸付け

二 所属員の貯蓄又は必要資金の供給

三 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置

四 所属員の生産物の運搬、加工、保管又は販売

五 所属員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査

六 所属員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言

七 会員の意見の代表及び役員相互間の総合調整

八 会員の福利厚生に関する事業

九 水産物の製造加工に関する経営及び技術の向上並びに連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供

十 前項各号の事業に附帯する事業

十一 前項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業若しくは同項第三号の事業のうち次に掲げるもの（これに附帯する事業を含む。）又は次項、第四項若しくは第五項の事業のほか、他の事業を行うことができず、当該事業を行うことができず、当該事業を行うことができず、当該事業を行うことができる。

十二 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業

一 使用期間の中途において契約の解除をすることができないものであること

二 使用期間においてリース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するものとして主務省令で定めるもの額に相当する額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することと内容とするものであること

三 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと

3 前号に掲げる事業の代理又は媒介

二 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三 債権の保証又は手形の引受け

四 有価証券の貸付け

五 有価証券の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六 有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募の取扱いは、農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

七 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱いは、有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

九 振替業

十 両替

十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十二 所員から取得した当該所員に関する情報を当該所員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該連合会の行う当該所員第一号若しくは第二号の事業の高度化又は当該連合会の利用者の利便の向上に資するもの

十三 前各号の事業に附帯する事業

四 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）

一 金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第三十三条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二 金融商品取引法第三十三条第二項第二号第一号及び第二号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者の業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。

三 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。

四 金融商品取引法第三十三条第二項第三号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

五 金融商品取引法第三十三条第二項第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

六 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、第十一項第六項の規定による投資助言業務に係る事業

七 金融商品取引法第三十三条第二項第五号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

八 金融商品取引法第三十三条第二項第六号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

九 金融商品取引法第三十三条第二項第七号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

十 金融商品取引法第三十三条第二項第八号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

十一 金融商品取引法第三十三条第二項第九号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

十二 金融商品取引法第三十三条第二項第十号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

十三 金融商品取引法第三十三条第二項第十一号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

十四 金融商品取引法第三十三条第二項第十二号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

十五 金融商品取引法第三十三条第二項第十三号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

十六 金融商品取引法第三十三条第二項第十四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

十七 金融商品取引法第三十三条第二項第十五号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

十八 金融商品取引法第三十三条第二項第十六号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

十九 金融商品取引法第三十三条第二項第十七号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

二十 金融商品取引法第三十三条第二項第十八号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

二十一 金融商品取引法第三十三条第二項第十九号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

二十二 金融商品取引法第三十三条第二項第二十号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

二十三 金融商品取引法第三十三条第二項第二十一号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

二十四 金融商品取引法第三十三条第二項第二十二号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

二十五 金融商品取引法第三十三条第二項第二十三号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

二十六 金融商品取引法第三十三条第二項第二十四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

二十七 金融商品取引法第三十三条第二項第二十五号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）

二十八 金融商品取引法第三十三条第二項第二十六号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）













二 (略) その他の会社であつて、当該信用協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

3 前項の規定は、信用協同組合連合会が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするときに準用する。

4 前項の規定は、信用協同組合連合会が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするときに準用する。

5 第四條の二第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、信用協同組合連合会について準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは「第四條の四第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「同項第二号又は第二号の二」とあるのは「同項第七号又は第七号の二」と、同條第四項中「前項」とあるのは「第四條の四第三項」と、「認可対象会社」とあるのは「同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項において同項」となる」と、「同條第六項及び第七項において同じ。」が、「と、子会社となる」とあるのは「子会社(同條第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数(第四條の六第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ各号」と読み替へるものとする。

6 信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該信用協同組合連合会の子会社及び第一項第七号の三に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超過する議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知らず一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超過する議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

7 第一項第六号又は第三項の場合において、会社が信用協同組合連合会等又は信用協同組合連合会からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等をも勘案して内閣総理大臣が定める。

8 信用協同組合連合会が中小企業等協同組合第九條の九第六項の規定により同項第四号に掲げる事業を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社」とあるのは、「当該信用協同組合連合会又はその信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会の子会社」とする。

(銀行法の準用)  
第六條 銀行法第九條(名義貸しの禁止)、第十二條の二(第三項を除く。)から第十三條の三の二(第二項を除く。)まで(預金者等に対する情報の提供等、無限責任社員等となること、禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、顧客の利益の保護のための体制整備)第十四條から第十六條まで(取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、臨時休業等)、第十八條(資本準備金及び利益準備金の額)、第十九條(同條第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書の提出、業務報告書等)、第二十一條(同條第一項から第六項までの規定にあつては、同條第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。)(業務報告書等)第二十二條(同條第一項、第四項(第二十九條を除く。)(監督)、第二十四條から第三十六條まで(事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等、譲渡の公告等)、第三十七條第一項、第三号及び第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八條(廃業等の公告等)、第四十條(免許の取消しによる解散)、第四十四條から第四十六條まで(清算人の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六條第一号及び第二号(内閣総理大臣の告示)並びに第五十七條の七(財務大臣への資料提出等)の規定は、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、所属銀行に係るものにあつては所属信用協同組合(第六條の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。)について、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者(第六條の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。)について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、銀行法第九條中「銀行業を営ませるはならぬ」とあるのは「信用協同組合等の事業を行わせてはならぬ」と、同法第十二條の二及び第十三條の四「第一項の四」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の十一」と、同法第二十七條、第二十八條及び第三十七條第三項中「第四條第三項の免許を取り消す」とあるのは「解散を命ずる」と、同法第四十條中「第四條第一項の内閣総理大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において命ぜられた」と、同法第四十四條中「第四條第一項の内閣総理大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において命ぜられた」と、同法第四十七條又は第二十八條の規定による解散命令」と、同法第五十六條第二号中「第四條第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(信用協同組合代理業の許可)  
第六條の三 信用協同組合代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

二 前項に規定する信用協同組合代理業とは、信用協同組合等のために次に掲げる行為のいづれかをを行う事業をいう。  
一 預金又は定期積金の受入れ又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介  
二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介



6 5 前項の規定により信用協同組合電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。  
電子決済等代行業者が第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者  
とみなして、第五十二条の六十一の七第一項（廃業等の届出）第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）第五十二条の六十一の九（電子決済等代  
更の届出）、第五十二条の六十一の七第一項（廃業等の届出）第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）第五十二条の六十一の九（電子決済等代  
業者の誠実義務）、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで（電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に  
告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令）、第五十二条の六十一の十七第一項（登録の取消し等）、第五十二条の六十一の十八から第五十二  
三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行業者協会への報告等、秘密保持義務等  
、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行業者協会への情報提供、雑則）並びに第五十  
六条（第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定並びにこれらの規定に係る第八十二条の二から第十四号までの規  
定を適用する。この場合において、次条第一項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号  
一」と、「協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」と  
するほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用）  
第六條の五の十（銀行法第七章の五（第五十二条の六十一の二（登録）、第五十二条の六十一の十（銀行との契約締結義務等）、第五十二条の六十一の十一（銀行  
による基準の作成等）、第五十二条の六十一の十九（認定電子決済等代行業者協会の認定）及び第五十二条の六十一の二十（認定電子決済等代行業者協会の  
業務）を除く。）（電子決済等代行業）及び第五十六条（第十三号から第十八号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、電子決済等代行業  
に係るものにあつては信用協同組合電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては信用協同組合電子決済等代行業者について、認定電子  
決済等代行業者協会に係るものにあつては認定信用協同組合電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、それぞ  
れ準用する。  
2 （略）

○ 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）（抄）

（補償の内容）  
第四條 抑留又は拘禁による補償においては、前条及び次条第二項に規定する場合を除いては、その日数に依りて、一日千円以上一万二千五百円以下の割合による  
額の補償金を交付する。懲役、禁錮若しくは拘留の執行又は拘置による補償においても同様である。  
2 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであつた利益の喪失、精神上的苦痛及び身  
体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならない。  
3 死刑の執行による補償においては、三千万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金を交付する。ただし、本人の死亡によつて生じた財産上の損失額が証明さ  
れた場合には、補償金の額は、その損失額に三千万円を加算した額の範囲内とする。  
4 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、同項但書の証明された損失額の外、本人の年齢、健康状態、収入能力その他の事情を考慮しなければならない。  
5 罰金又は科料の執行による補償においては、既に徴収した罰金又は科料の額に、これに対する徴収の日の翌日から補償の決定の日までの期間に応じ徴収の日の  
翌日の法定利率による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。労務場留置の執行をしたときは、第一項の規定を準用する。  
6 没収の執行による補償においては、没収物がまだ処分されていなく、その物を返付したときは、第一項の規定を準用する。その物の時価に等しい額の補償金を加  
算した額に等しい補償金を交付する。

○ 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（抄）

（業務）  
第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。  
一 登記又は供託に関する手続について代理すること。  
二 法務局又は地方方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作ら

れる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。  
三 裁判所若しくは地方検察庁の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手續（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手續又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手續をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方検察庁に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。

五 前各号の事務について相談に應ずること。  
六 簡易裁判所における次に掲げる手續について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手續に参与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）を再審及び強制執行に関する事項（ホに掲げる手續を除く。）については、代理することができない。  
イ 民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）の規定による手續（ロに規定する手續及び訴えの提起前における証拠保全手續を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項に定める額を超えないもの  
ロ 民事訴訟法（昭和二十五年法律第五十九号）第三十三条第一項に定める額を超えないもの  
ハ 民事訴訟法第二編第四章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手續又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による手續であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項に定める額を超えないもの  
ニ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による手續であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第三十三条第一項に定める額を超えないもの

ホ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二章第二節第四款第二目の規定による少額訴訟債権執行の手續であつて、請求の価額が裁判所法第三十三条第一項に定める額を超えないもの

七 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手續の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項に定める額を超えないもの  
八 筆界特定の手續であつて対象土地（不動産登記法第二百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。）の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第三十三条第一項に定める額を超えないもの

二 前項第六号から第八号までに規定する業務（以下「簡易訴訟代理等関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。  
一 簡易訴訟代理等関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するもの  
二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡易訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること

三 司法書士会の会員であること  
一 研修の内容が、簡易訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力の習得に十分なものとして法務省令で定める基準を満たすものであること  
二 研修の実施に関する計画が、その適正かつ確実な実施のために適切なものであること  
三 研修を実施する法人が、前号の計画の適正かつ確実な実施を遂行するために必要な能力及び経理的基礎を有するものであること

四 法務大臣は、第二項第一号の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な命令をすることができる。  
五 司法書士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。  
六 司法書士は、第二項第三号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。  
七 第二項第六号イからハまで又はホに掲げる手續における訴訟代理人又は代理人となることができないものは、民事訴訟法第五十五条第一項の規定にかかわらず、第二項に規定する司法書士であつて、第一項第六号イに掲げる手續のうち、委任を受けた事件について、強制執行に関する訴訟行為をすることができない。ただし、第二項に規定する司法書士であつて、第一項第六号イに掲げる手續のうち、少額訴訟の手續において訴訟代理人になつたものが同ホに掲げる手續について訴訟行為については、この限りでない。  
八 司法書士は、第一項に規定する業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。

○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「商品」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であるもの及び政令で定めるその他の物品
- 二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する鉱物その他政令で定める鉱物及びこれらを製錬し、又は精製することにより得られる物品
- 三 前二号に掲げるもののほか、国民経済上重要な原料又は材料であつて、その価格の変動が著しいために先物取引に類似する取引の対象とされる蓋然性が高いもの（先物取引又は先物取引に類似する取引の対象とされているものを含む。）として政令で定める物品
- 四 この法律において「商品指数」とは、二以上の商品たる物品の価格の水準を総合的に表した数値、一の商品たる物品の価格と他の商品たる物品の価格の差に基づいて算出された数値その他の二以上の商品たる物品又は電力の価格に基づいて算出された数値をいう。
- 五 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。
  - 一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつて行われている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができず約定期間満了時に商品と対価の授受を約する
  - 二 約定価格（当事者が商品についてあらかじめ約定する価格（一の商品の価格の水準を表す数値その他の商品の価格に基づいて算出される数値を含む。）以下「約定数値」という。）と現実価格（将来の一定の時期における現実の当該商品の価格をいう。以下同じ。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
  - 三 当事者が商品指数に基づいてあらかじめ約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
  - 四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
  - イ 第一号に掲げる取引
  - ロ 第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）
  - ハ 前号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）
  - ニ 次号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）
  - ホ 第六号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）
- 六 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引
- 七 前各号に掲げる取引に類似した取引であつて政令で定められた期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引
- 八 この法律において「商品取引所」とは、商品指数及び株式商品取引所をいう。
- 九 この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指数ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行うために商品取引所が開設する市場をいう。
  - 一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る第三項第一号に掲げる取引、同項第二号に掲げる取引又は同項第五号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するものとして政令で定めるもの
  - 二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る第三項第三号に掲げる取引若しくは同項第六号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するものとして政令で定めるもの
- 十 この法律において「商品市場における取引」とは、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款又は業務規程で定めるところにより、商品市場において一次の上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引
  - 一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る第三項第一号に掲げる取引、同項第二号に掲げる取引又は同項第五号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するものとして政令で定めるもの
  - 二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る第三項第三号に掲げる取引若しくは同項第六号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するものとして政令で定めるもの



- 令で定める者若しくは資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方として行われ、又はこれらの者のために行われる店頭商品デリバティブ取引（第三百四十九条第一項において「対象店頭商品デリバティブ取引」という。）を除く。）をいう。
- 16 この法律において「取引参加者」とは、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格に基づき、株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引に参加できる者をいう。
- 1817 この法律において「商品取引債務引受業」とは、商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う営業をいう。
- 19 承認を受けた者をいう。
- 20 この法律において「清算参加者」とは、第七十四条第一項の規定により与えられた資格に基づき、商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる者をいう。
- 21 この法律において「商品清算取引」とは、清算参加者が商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより商品取引所の会員又は取引参加者（以下「会員等」という。）の委託を受けて行う商品市場における取引であつて、当該取引に基づく債務を当該商品取引清算機関に引き受けさせること及び当該会員等が当該清算参加者を代理して当該取引を成立させることを条件とするものをいう。
- 22 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- 23 前号に掲げる行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- 24 前号に掲げる行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- 25 この法律において「商品先物取引業者」とは、商品先物取引業者が顧客を相手方として、又は顧客のために第二十二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。
- 2423 この法律において「商品先物取引業者」とは、商品先物取引業者が顧客を相手方として、又は顧客のために第二十二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。
- 25 この法律において「特定委託者」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 商品先物取引業者
- 二 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者（以下「商品投資顧問業者」という。）
- 三 商品デリバティブ取引に係る専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者
- 四 日本銀行
- 五 商品取引所の会員等
- 六 商品取引所に相当する外国の施設の会員等
- 七 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人
- 八 この法律において「特定業者」とは、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結の勧誘の相手方、商品先物取引業者の商品取引契約の申込みをする者又は商品先物取引業者と商品取引契約を締結する者であつて、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引に係る取引対象商品の全てについて当該取引対象商品である物品若しくはこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用又は当該取引対象商品である電力の売買若しくはこれに売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為を業として行つていものうち、主務省令で定める要件に該当する法人（特定委託者に該当する法人を除く。）をいう。
- 27 この法律において「取引対象商品」とは、商品市場における取引、外国商品市場取引若しくは店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品指数の対象となる商品とをいう。
- 28 この法律において「商品先物取引仲介業」とは、商品先物取引業者の委託を受けて、当該商品先物取引業者のために第二十二項各号に規定する媒介のいずれか



を業として行うことをいう。

29 この法律において「商品先物取引仲介業者」とは、第二百四十条の二第一項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいう。

第三百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二百二十一条第一項又は第二項の規定に違反して商品取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

(執行役員資格)

第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わりに、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 五 (略)

(監督役員資格)

第一百条 次に掲げる者は、監督役員となることができない。

- 一 第九十八条各号に掲げる者
- 二 投資法人の設立企画人
- 三 投資法人の設立企画人である法人若しくはその子会社（当該法人がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有する株式会社をいう。第五号及び第二百条第一号において同じ。）の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの
- 四 投資法人の執行役員
- 五 (略)
- 六 その他投資法人の設立企画人又は執行役員と利害関係を有することその他の事情により監督役員職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるもの

○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

(事業免許)

第四条 金庫の事業は、内閣総理大臣の免許を受けなければ行うことができない。

第五十四条の二十三 信用金庫連合会は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならぬ。

- 一 (信用金庫連合会の子会社の範囲等)
- 一 銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）を営むもの
- 一 の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 一 の三 資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの
- 二・三 (略)





七項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

9 信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該信用金庫連合会の子会社及び第一項第十一号に掲げる会社を除く。）が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知らず一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する場合を除く。この場合、当該信用金庫連合会又はその子会社が第一項第十号又は第六項の場合において、当該信用金庫連合会等又は当該信用金庫連合会からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して内閣総理大臣が定める。

11 信用金庫連合会が第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合における第一項第十号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会の子会社」とする。

（許可）  
第八十五条の二 信用金庫代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項に規定する信用金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかをを行う事業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介  
二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介  
三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介  
四 信用金庫代理業者（第一項の許可を受けた信用金庫代理業（前項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属信用金庫（信用金庫代理業者が第一項の許可を受けた信用金庫代理業（前項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。）を行う者若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは信用金庫代理業を行つてはならない。以下同じ。）の委託を受け、又は所属信用金庫の委託を受けた信用金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ

（登録）  
第八十五条の四 信用金庫電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「信用金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。）のいずれかを営むことをいう。

一 金庫に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うこと（当該金庫に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該金庫に伝達すること。）  
二 金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

（電子決済等代行業者による信用金庫電子決済等代行業）  
第八十五条の十一 第八十五条の四第一項の規定にかかわらず、銀行法第二条第十八項（定義等）に規定する電子決済等代行業者（以下この条及び第九十一条第一項において「電子決済等代行業者」という。）は、信用金庫電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、信用金庫電子決済等代行業を営むときは、第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号（登録の申請）に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分を違反した場合その他信用金庫電子決済等代行業の業務に著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者について信用金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により信用金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を信用金庫電子決済等代行業者とみなして、第八十五条の五から前条まで及び第八十七条第三項の規定並びに第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項（変更

の届出)、第五十二条の六十一の七第一項(廃業等の届出)、第五十二条の六十一の八(利用者に対する説明等)、第五十二条の六十一の九(電子決済等代行業者の誠実義務)、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十七第一項(登録の取消し等)、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の三十三までの(会員名簿の縦覧等、利用者改善命令)、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十三までの(必要な記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行事業者協会への情報提供、報告等、秘密保持義務等、定款の必要の記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行事業者協会への情報提供、雑則)並びに第五十六条(第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、第八十九条第七項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「信用金庫法第八十五条の四第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ (銀行法の準用)

2 前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と、同法第十二条の三第三項第二号及び第三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の二の九まで(所属外国銀行に係る説明書類等の縦覧、外国銀行代理業務の健全化措置、所属外国銀行に関する資料の提出等、所属外国銀行に関する届出等)、第五十二条の四(標識の掲示)、第五十二条の四十一(名義貸しの禁止)、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五(第四号を除く。)まで(分別管理、顧客に対する説明等、銀行代理業務に係る禁止行為)、第五十二条の四十九(銀行代理業務に関する帳簿書類)及び第五十二条の五十第一項(銀行代理業務に関する報告書)の規定は、外国銀行代理業務に係るものにあつては外国銀行代理金庫(第五十四条の二第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を行つて信用金庫連合会をいう。以下同じ。)について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業務に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「所属外国銀行」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第二項に規定する外国銀行代理業務」と、銀行法第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第二項に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)(抄)

(定義)  
第二条 この法律において「長期信用銀行」とは、第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

(営業の免許)

第四条 預金の受入れに代え第八条に規定する長期信用銀行債を發行して設備資金又は長期運転資金に関する貸付けをすることを主たる業務として営もうとする者は、内閣総理大臣の免許を受けなければならない。  
2 内閣総理大臣は、免許を申請した者の人的構成及び事業収支の見込み、経済金融の状況その他を勘案し長期信用銀行の業務を行うにつき十分な適格性を有するものと認められた場合に限り、前項の免許をすることができ。  
3 内閣総理大臣は、公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(長期信用銀行の子会社の範囲等)  
第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 長期信用銀行  
二 銀行(銀行法第二条第一項(定義等)に規定する銀行をいう。以下同じ。)  
三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項(定義)に規定する資金移動業者(第七号に掲げる会社に該当するものを除く。)  
四 のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの(第十六条の四第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。)



十四 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含む。前号に掲げる会社は、当該会社を除外するものを除く。）  
二 前項の規定する子会社とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

4 3 (略)  
一 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 長期信用銀行又は第一項第二号から第十号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの  
二 金融関連業務 銀行業、有価証券関連業務、保険業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの  
三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの  
四 証券専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの  
五 証券専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの  
六 証券専門会社 長期信用銀行の子会社（第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）である次に掲げる会社  
七 証券専門会社 証券仲介専門会社又は有価証券関連業務を営む外国の会社  
八 証券専門会社 証券仲介専門会社又は有価証券関連業務を営む外国の会社

七 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社  
ハ 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社  
ロ イ 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社  
ハ 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社  
ロ イ 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社

八 信託子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社  
ハ 信託子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社  
ロ イ 信託子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社  
ハ 信託子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社  
ロ イ 信託子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社

五 第一項の規定は、子会社以外の会社の株式又は持分の取得又はその内閣府令で定める事由による当該長期信用銀行の子会社となる場合においては、適用しない。  
同項第十二号又は第十三号に掲げる会社は、長期信用銀行の子会社となる場合においては、適用しない。  
また、当該長期信用銀行は、その子会社となる場合においては、適用しない。

六 第一項の規定は、長期信用銀行が、現に子会社対象会社として、又は特例対象持株会社（持株会社として、又は特例対象持株会社の子会社として、又は特例対象持株会社の子会社として）を有する外国の会社（当該長期信用銀行の子会社として、又は特例対象持株会社の子会社として）を有する外国の会社の子会社とする場合においては、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、当該子会社対象会社以外に、当該長期信用銀行の子会社とする外国の会社の子会社とする場合においては、適用しない。  
あつては、外国の会社の子会社となる場合においては、適用しない。  
あつては、外国の会社の子会社となる場合においては、適用しない。

七 長期信用銀行は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引続き子会社とすることについて内閣府令で定めることによる。  
八 内閣府令は、長期信用銀行につき次の各号の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。  
一 当該長期信用銀行が、その子会社となつた子会社対象会社以外に、当該長期信用銀行の子会社とする外国の会社の子会社とする場合においては、適用しない。  
二 当該長期信用銀行が、その子会社となつた子会社対象会社以外に、当該長期信用銀行の子会社とする外国の会社の子会社とする場合においては、適用しない。

10 9 (略)  
前項の規定は、子会社対象銀行等が、長期信用銀行又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行の子会社（第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）となつた子会社対象銀行が、その子会社となつた子会社対象銀行の子会社とする外国の会社の子会社とする場合においては、適用しない。  
二 当該長期信用銀行が、その子会社となつた子会社対象銀行の子会社とする外国の会社の子会社とする場合においては、適用しない。

用銀行の子会社（第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）となつた子会社対象銀行が、その子会社となつた子会社対象銀行の子会社とする外国の会社の子会社とする場合においては、適用しない。

以下この項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることに講じなければならぬ。

11 第九項の規定は、長期信用銀行が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするときに準用する。

12 第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。）が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超過する議決権を保有している子会社対象会社（当該長期信用銀行の子会社及び第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。）を知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該長期信用銀行又はその子会社が合算して

13 その基準議決権数を超過する議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

14 第一項第十一号又は第九項の場合において、会社が長期信用銀行等又は長期信用銀行の営む業務のために従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して内閣総務大臣が定める当該長期信用銀行等又は当該長期信用銀行からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して内閣総務大臣が定める当該長期信用銀行又はその子会社」とあるのは、「当該長期信用銀行又はその信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行の子会社」とする。

14 長期信用銀行が信託兼営銀行である場合における第一項第十一号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社」とあるのは、「当該長期信用銀行又はその信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行の子会社」とする。

第十六条の二の二次に掲げる取引若しくは行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値（銀行法第二条第九項（定義等）に規定する主要株主基準値をいう。以下同じ。）以上の数の議決権の保有者となる者又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする者（国等並びに第十六条の二の四第一項に規定する持株会社となる会社、同項に規定する者及び長期信用銀行の子会社としようとする長期信用銀行持株会社を除く。）は、あらかじめ、内閣総務大臣の認可を受けなければならない。

一 当該議決権の保有者となる者による長期信用銀行の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該議決権の保有者となる者がその主要株主基準値以上の数の議決権を保有している会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者（国等並びに長期信用銀行持株会社及び第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第二十七條において「特定主要株主」という。）は、当該事由の生じた日の属する

3 当該長期信用銀行の事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この条及び第四項において「猶予期限日」という。）までに長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 特定主要株主は、前項の規定による措置により長期信用銀行の主要株主基準値以上の場合、この限りでない。

5 内閣総務大臣は、第一項の認可を受けずして長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総務大臣に届け出なければならない。

6 長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときも、同様とする。

7 長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときも、同様とする。

8 長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときも、同様とする。

9 長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときも、同様とする。

10 長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときも、同様とする。

11 長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときも、同様とする。



日の属する事業年度経過後三月以内に、当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になった旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行を子会社とする持株会社であることについては、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 特定持株会社は、前項の規定による措置により長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。当該措置によることなく長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

5 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けず、同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社になった会社若しくは長期信用銀行を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も長期信用銀行を子会社とする持株会社である会社に対し、長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第十六条の四 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、長期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行

一の二 資金移動専門会社

二 証券専門会社

三 証券仲介専門会社

四 保険会社

四の二 少額短期保険業者

五 信託専門会社

六 銀行業を営む外国の会社

七 有価証券関連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

八 保険業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

九 信託業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（その他にこれらに類する者として内閣府令で定めるもの（第十項において「長期信用銀行持株会社等」という。）の営む業務及び第六号に掲げる会社に限る。）

イ 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

ロ 第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務（当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号に掲げる信託専門関連業務をそれぞれ除くものとする。）

十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、長期信用銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項（銀行持株会社等）による議決権の取得等の制限）に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十一の二 （略）

十一の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む第六条第一項第一号第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化若しくは当該長期信用銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

十二 長期信用銀行又は前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

十三 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含む、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、長期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、長期信用銀行持株会社又はそ



(銀行法の準用)  
第十七条(銀行法の規定は、同法第一条から第三条まで(目的、定義等)、第四条(営業の免許)、第五条第一項及び第二項(資本金の額)、第六条第一項及び第二項(商号)、第十条から第十二条まで(業務の範囲)、第十三条(合併の場合の債権者の異議の催告)、第三十一条(合併)、第三十二条(譲渡若しくは譲受けの認可等)、第三十三条(合併の場合の債権者の異議の催告)、第三十四条(他業会社への転移等)、第七章(外国銀行支店)、第五十二条の二(外国銀行代理業務に係る認可等)、第五十二条の三(外国銀行の免許に關する特例)、第五十二条の四(銀行持株会社の子会社の範囲等)、第五十二条の五(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の六(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の七(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の八(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の九(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の十(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の十一(銀行持株会社に係る届出書の提出)、第五十二条の十二(銀行持株会社の子会社の範囲等)、第五十二条の十三(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の十四(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の十五(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の十六(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の十七(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の十八(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の十九(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の二十(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の二十一(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の二十二(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の二十三(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の二十四(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の二十五(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の二十六(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の二十七(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の二十八(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の二十九(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の三十(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の三十一(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の三十二(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の三十三(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の三十四(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の三十五(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の三十六(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の三十七(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の三十八(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の三十九(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の四十(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の四十一(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の四十二(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の四十三(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の四十四(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の四十五(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の四十六(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の四十七(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の四十八(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の四十九(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の五十(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の五十一(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の五十二(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の五十三(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の五十四(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の五十五(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の五十六(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の五十七(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の五十八(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の五十九(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の六十(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の六十一(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の六十二(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の六十三(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の六十四(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の六十五(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の六十六(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の六十七(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の六十八(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の六十九(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の七十(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の七十一(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の七十二(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の七十三(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の七十四(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の七十五(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の七十六(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の七十七(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の七十八(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の七十九(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の八十(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の八十一(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の八十二(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の八十三(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の八十四(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の八十五(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の八十六(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の八十七(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の八十八(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の八十九(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の九十(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の九十一(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の九十二(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の九十三(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の九十四(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の九十五(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の九十六(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の九十七(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の九十八(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の九十九(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の百(銀行主要株主に係る認可等)。

○ 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)(抄)

第六条(事業免許)  
金庫の事業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の免許を受けなければ行ふことができない。

第五十八条(労働金庫連合会の子会社の範囲等)  
労働金庫連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第三項及び第六項並びに次条第一項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法第二條第一項(定義等)に規定する銀行のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等)に關する法律第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務をいう。  
二 資金決済に關する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二條第三項(定義)に規定する資金移動業者のうち、資金移動業(同條第二項に規定する資金移動業をいう。)

三 移動物業をいう。  
四 保険業法第二條第二項(定義)に規定する保険会社(以下「保険会社」という。)

五 信託業法第二條第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社(以下「信託専門会社」という。)

六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては当該労働金庫連合会、その子会社(第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。)

七 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては当該労働金庫連合会、その子会社(第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。)



八 信託子会社等 労働金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち内閣府令・厚生労働省令で定めるもの  
ハ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）  
ロ 信託専門会社

イ 又はロに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社  
ニ その他の会社であつて、当該労働金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令・厚生労働省令で定めるもの  
三 労働金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで、第七号の三又は第八号に掲げる会社（従属業務（前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、当該労働金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限り、これを除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするとき（第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数（第五十八条の七第一項に規定する基準議決権数をいう。第六項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、第十二条第六項又は第六十四条第四項の規定により合併又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣府令及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

四 前項の規定は、労働金庫連合会が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限り、）に該当する子会社としようとするときについて準用する。  
五 第五十八条の三第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十八条の五第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項第二号又は第二号の二」とあるのは「認可対象会社（同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）とあるのは「第五十八条の五第三項」と、「認可対象会社」とあるのは「子会社（同条第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数（第五十八条の七第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる」と、「同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十八条の五第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替へるものとする。

六 労働金庫連合会は、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超過する議決権を保有している子会社対象会社（当該労働金庫連合会の子会社及び第一項第七号の三に掲げる会社を除く。）が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超過する議決権を保有することについて内閣府令及び厚生労働大臣の認可を受けた場合を除き、これを知らず一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超過する議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。  
七 第一項第六号又は第三項の場合において、会社が労働金庫連合会等の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、当該従属業務を営む会社及び厚生労働大臣が定める。

八 労働金庫連合会が第五十八条の二第三項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社」とあるのは、「当該労働金庫連合会又はその信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会の子会社」とする。

（許可）  
第八十九条の三 労働金庫代理業は、内閣府令及び厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。  
一 前項に規定する労働金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。  
二 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介  
三 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介  
四 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介  
五 労働金庫代理業者（第一項の許可を受けて労働金庫代理業（前項に規定する労働金庫代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所屬労働金庫（労働金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所屬労働金庫の委託を受けた労働金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、労働金庫代理業を行つてはならない。

（登録）  
第八十九条の五 労働金庫電子決済等代行業は、内閣府令及び厚生労働大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

第九十條の五 労働金庫電子決済等代行業は、内閣府令及び厚生労働大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

第九十條の六 労働金庫電子決済等代行業は、内閣府令及び厚生労働大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

第九十條の七 労働金庫電子決済等代行業は、内閣府令及び厚生労働大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

第九十條の八 労働金庫電子決済等代行業は、内閣府令及び厚生労働大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

第九十條の九 労働金庫電子決済等代行業は、内閣府令及び厚生労働大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。



3 技術的読替えは、政令で定める。  
8 (略)

(事業免許の取消等)  
第九十五条 金庫が法令、定款又は法令に基づく内閣総理大臣若しくは厚生労働大臣の命令に違反したときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、業務の停止を命じ、理事、監事若しくは会計監査人の改任を命じ又は事業の免許を取り消すことができる。  
2 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、業務の停止を命ぜられた金庫に対し、その整理の状況により必要と認めるときは事業の免許を取り消すことができる。

○ 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号) (抄)

(課税の範囲)  
第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。

○ 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号) (抄)

(国の機関等への本人確認情報の提供)  
第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該同表の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

○ 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号) (抄)

(定義等)  
第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。  
一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。  
二 為替取引を行うこと。

3 この法律において「定期積金」とは、期限を定めて一定金額の給付を行うことを約して、定期に又は一定の期間内において数回にわたり受け入れられる金銭をいう。  
4 この法律において「定期積金等」とは、定期積金のほか、一定の期間を定め、その中途又は満了の時に一定の金額の給付を行うことを約して、当該期間内において受け入れる掛金をいう。

5 この法律において「預金者等」とは、預金者及び定期積金の積金者(前項に規定する掛金の積金者を含む。)をいう。  
6 この法律において「総株主等」とは、総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項(特別清算事件の管轄)の規定により議決権を有するものとみなされる株式について議決権を含む。以下同じ。)をいう。

7 この法律において「株式会社」とは、株式又は持分をいう。  
8 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

9 この法律において「主要株主基準値」とは、総株主の議決権の百分の二十(会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該当する者が当該会社の議決権の保有者である場合にあつては、百分の十五)をいう。  
10 この法律において「銀行主要株主」とは、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者(他人(仮設人を含む。))の名義をもつて保有する者を含む。以下同じ。)であつて、第五十二条の九第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第二項ただし書の認可を受けているものをいう。

11 第八項又は前項の場合において、会社又は議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等に係る議決権

(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社若しくは当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。)その他内閣府令で定める議決権を含むものとす。信託財産である株式等に係る議決権を、当該会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使については第四百八十八条第一項の規定により発行令で定める議決権を除く。)及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項の規定により発行令で定める議決権を、(国内の会社に限る。)の株式等の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額の合計額)の総資産の額(内閣府令で定める方法による資産の合計金額をいう。)から内閣府令で定める資産の額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。)を除いた額に對する割合が百分の五十を超える会社をいう。)から内閣府令で定める資産の額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。)を除いた額に對する割合が百分の五十を超える会社をいう。

12 この法律において「持株会社」とは、子会社(国内の会社に限る。)の株式等の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額の合計額)の総資産の額(内閣府令で定める方法による資産の合計金額をいう。)から内閣府令で定める資産の額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。)を除いた額に對する割合が百分の五十を超える会社をいう。

13 この法律において「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社であつて、第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

14 この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介  
 二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介  
 三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

15 この法律において「銀行代理業者」とは、第五十二条の三十六第一項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。

16 この法律において「所屬銀行」とは、銀行代理業者が行う第十四項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う銀行をいう。

17 この法律において「電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為)の他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 銀行に預金の口座を開設して預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うこと、当該銀行に對する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該銀行に對して伝達すること。

二 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設して預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)。

18 この法律において「電子決済等代行業者」とは、第五十二条の六十一の二の登録を受けて電子決済等代行業を営む者をいう。

19 この法律において「認定電子決済等代行業者協会」とは、第五十二条の六十一の九の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

20 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第五十二条の六十一の二の規定による指定を受けた者をいう。

21 この法律において「銀行業務」とは、銀行が第十條及び第十一條の規定により営む業務並びに担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)その他の法律により営む業務並びに当該銀行の業務を営む者が営む銀行代理業をいう。

22 この法律において「苦情処理手続」とは、銀行業務関連苦情(銀行業務に関する苦情をいう。第五十二条の六十七、第五十二条の六十八及び第五十二条の七十二において同じ。)を処理する手続をいう。

23 この法律において「紛争解決手続」とは、銀行業務関連紛争(銀行業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。第五十二条の六十七、第五十二条の六十八及び第五十二条の七十三から第五十二条の七十五までにおいて同じ。)について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

24 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

25 この法律において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に關し指定紛争解決機関と銀行との間で締結される契約をいう。

(営業の免許)  
 第四條 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

一 銀行業の免許を申請した者(以下この項において「申請者」という。)が銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。

二 申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(その者と政令で定める特殊の関係のある者を含むものとし、銀行等を除く。以下この項において「外国銀行等」という。)をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の総株主の議決権に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える議決権を適法に保有しているときは、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる基準のほか、当該外国銀行等の主たる営業所が



所在する国において、銀行に対し、この法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われると認められるかどうかの審査をしなければならない。ただし、当該審査が国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

4 内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 第三項の「銀行等」とは、銀行、長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）その他の内閣府令で定める金融機関をいう。

（銀行の子会社の範囲等）  
第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行

二の二 長期信用銀行  
二の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第五十二条の二十三第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。）

三 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項（通則）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

四（略）

五 保険会社

六の二 保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者（以下「少額短期保険業者」という。）  
六の二 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。）第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

七 銀行業を営む外国の会社

八 有価証券関連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

九（略）

十 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては当該銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの（第十一項において「銀行等」という。）の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）とし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合においては、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 証券専門関連業務 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行の議決権の数を超過して保有しているもの

ロ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行の議決権の数を超過して保有しているもの

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの

ニ 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの





度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。）までに銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなると、所要の措置を講じなければならぬ。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについては、内閣総理大臣の認可を受けた場合、この限りでない。

3 特定主要株主は、前項の規定による措置により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずして設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である者に対し、当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときは、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第五十二條の十五 内閣総理大臣は、銀行主要株主が法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行主要株主に対し監督上必要な措置を命じ、又は当該銀行主要株主の第五十二條の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された会社その他の法人である銀行主要株主に対して与えられているものとみなす。

2 銀行主要株主は、前項の規定により第五十二條の九第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときは、所要の措置を講じなければならない。

（銀行持株会社に係る認可等）

第五十二條の十七 次に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつた会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による銀行の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該会社の子会社による第四條第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により銀行を子会社とする持株会社になつた会社（以下「特定持株会社」という。）は、当該事由の生じた日の属する事業年度経過後三月以内に、当該会社が銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに銀行を子会社とする持株会社でなく、所要の措置を講じなければならぬ。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き銀行を子会社とする持株会社であることについては、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 特定持株会社は、前項の規定による措置により銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 当該措置によることなく銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

株内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずして設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第五十二條の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としては

一 長期信用銀行

二 資金移動専門会社

三 証券専門会社

四 証券仲介専門会社

五 保険会社

六 少額短期保険業者

七 信託専門会社

八 銀行業を営む外国の会社

九 有価証券関連連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

八十九 信託業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社を除外するものを除く。）  
九 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該銀行持株会社、その子会社（銀行並びに第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの（第十項において「銀行持株会社等」という。）の営む業務のためにその業務を営んで

十 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）  
十一 第十六条の二第二項第二号に掲げる金融関連業務（当該銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のい

十二 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）  
十三 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）

十四 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）  
十五 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）

十六 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）  
十七 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）

十八 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）  
十九 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）

二十 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）  
二十一 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）

二十二 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）  
二十三 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）

二十四 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）  
二十五 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）

二十六 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）  
二十七 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）

二十八 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）  
二十九 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）

三十 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）  
三十一 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「從属業務」という。）

の項において同じ。)となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

8 第六項の規定は、銀行持株会社が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

9 銀行持株会社は、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該銀行持株会社の子会社及び第一項第十一号の三に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

10 第一項第十号又は第六項の場合において、会社が銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務に係る総収入の額に占める割合等の勘案して内閣総理大臣が定める。

第五十二條の三十四 (銀行持株会社に係る認可の取消し等)

第五十二條の三十四 内閣総理大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二條の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ、この場合においては、同項第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対して与えられているものとみなす。

2 銀行持株会社は、前項の規定により第五十二條の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 前項の規定する措置が講じられた場合において、当該措置を講じた会社がなお銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であるときは、当該措置を講じた日を第五十二條の九第二項に規定する事由の生じた日とみなして、同項の規定を適用する。

4 内閣総理大臣は、銀行を子会社とする持株会社が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができ、

一 第五十二條の十七第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引又は行為により銀行を子会社とする持株会社になつたもの

二 第五十二條の十七第一項の認可を受けずに銀行を子会社とする持株会社として設立されたもの

三 第五十二條の十七第三項ただし書の認可を受けず、又は第三項ただし書の認可を取り消された持株会社であつて、第二項の規定による措置を講じることなく同項の第一項の規定により第三項ただし書の認可を受けず、又は第三項ただし書の認可を取り消された持株会社であるもの

四 内閣総理大臣が指定する期間後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

第五十二條の三十六 (許可)

第五十二條の三十六 銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2 銀行代理業者は、所属銀行の委託を受け、又は所属銀行の委託を受けた銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、銀行代理業を営んではならない。

3 銀行代理業者は、あらかじめ、所属銀行の許諾を得た場合でなければ、銀行代理業の再委託をしてはならない。

第五十二條の四十四 (顧客に対する説明等)

第五十二條の四十四 銀行代理業者は、銀行代理行為を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 所属銀行の商号

二 第二條第十四項各号に規定する契約の締結を代理するか、又は媒介するかの別

三 その他内閣府令で定める事項

2 銀行代理業者は、第二條第十四項第一号に掲げる行為(特定預金等契約の締結の代理及び媒介を除く。)に関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金又は定期積金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

3 前二項及び第五十二條の四十五の二並びに他の法律に定めるもののほか、銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、その銀行代理行為に係る重要な事項の顧客への説明、その銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱ひその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(銀行代理業に係る禁止行為)  
第五十二条の四十五 銀行代理業者は、銀行代理業に関し、次に掲げる行為(特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務に関しては、第五号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

- 一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
- 二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為
- 三 顧客に対し、当該銀行代理業者又は当該銀行代理業者の子会社その他当該銀行代理業者と内閣府令で定める密接な関係を有する者(次号において「密接関係者」という。)の営む業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)
- 四 当該銀行代理業者の密接な関係者に対し、取引の条件が所属銀行の取引の通常条件に照らして当該所属銀行に不利益を与えるものであることを知りながら、その通常条件よりも有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)
- 五 前各号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠け、又は所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

(銀行代理業者に対する監督上の処分)  
第五十二条の五十六 内閣総理大臣は、銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該銀行代理業者に対し、第五十二条の三十六第一項の許可を取り

- 一 第五十二条の三十八第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。
  - 二 不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けたことが判明したとき。
  - 三 第五十二条の三十六第一項の許可に付した条件に違反したとき。
  - 四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。
  - 五 公益を害する行為をしたとき。
- 2 内閣総理大臣は、銀行代理業者の役員が、前項第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該銀行代理業者に対し当該役員の解任を命ずることができる。

(適用除外)  
第五十二条の六十一 (略)

- 2 銀行等が前項の規定により銀行代理業を営む場合においては、当該銀行等を銀行代理業者とみなして、第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第四十条、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、前三条、第五十三条第四項、第五十六条(第十一号に係る部分に限る。)並びに第五十七条の七第二項の規定並びにこれらの規定に係る第九章及び第十章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して銀行代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 銀行等は、銀行代理業を営もうとするときは、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

(登録)  
第五十二条の六十一の二 電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

(登録の申請)  
第五十二条の六十一の三 前条の登録を受けようとする者(次条第二項及び第五十二条の六十一の五において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。)の氏名
- 三 電子決済等代行業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 その他内閣府令で定める事項

前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
 一 第五十二条の六十一の五第一項各号（第一号を除く。）のいずれにも該当しないことと誓約する書面  
 二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）  
 三 電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類  
 四 その他内閣府令で定める書類

(登録の拒否)

第五十二条の六十一の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 電子決済等代行業を受け、その処分の日から五年を経過しない者

ハ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の二の登録の取消し

(2) 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の九第一項において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による

(3) 同法第九十二条の五の二第二項の登録の取消し（第九十二条の五の九第一項において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第二項の登録の取消し）

(4) 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第七十七条第一項（特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第二項の登録の取消し

(5) 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六十条の五の十第一項（信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第六十条の五の二第二項（信用協同組合電子決済等代行業の登録）の登録の取消し

(6) 信用金庫法第八十九条第七項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第八十五条の四第一項（登録）の登録の取消し

(7) 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第五項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第八十九条の五の五第一項（登録）の登録の取消し

(8) 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項（農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十五条の五の二第二項（登録）の登録の取消し

(9) 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の十九第一項又は第二項（登録の取消し等）の規定による同法第六十条の三（登録）の登録の取消し

(10) この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている①から⑧までの登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）の取消し

ニ ホ 外国人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 外国人であつて日本における代表者を定めていない者

ロ 役員のうち次に掲げる者のある者

(1) 心身の故障のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

(3) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(4) 法人が前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(5) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(6) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(7) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(8) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(9) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(10) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(11) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(12) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(13) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(14) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(15) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(16) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(17) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(18) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(19) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(20) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(21) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(22) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(23) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(24) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(25) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(26) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(27) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(28) 前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者



ロ 心身の故障により電子決済等代行業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者  
ハ 前号ロ(2)から(5)までのいずれかに該当する者  
2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第五十二条の六十一の六 電子決済等代行業者は、第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。  
3 電子決済等代行業者は、第五十二条の六十一の三第二項第三号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第五十二条の六十一の七 電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
一 電子決済等代行業を廃止したとき、又は会社分割により電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき、若しくは電子決済等代行業の全部の譲渡をしたとき  
二 その電子決済等代行業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人  
三 電子決済等代行業者である個人が死亡したとき、その相続人  
四 電子決済等代行業者である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者  
五 電子決済等代行業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人  
2 電子決済等代行業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該電子決済等代行業者の登録は、その効力を失う。

(利用者に対する説明等)

第五十二条の六十一の八 電子決済等代行業者は、第二条第十七項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。)を行うときは、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。  
一 電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所  
二 電子決済等代行業者の権限に関する事項  
三 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項  
四 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先  
五 その他内閣府令で定める事項  
2 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業に関し、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供、電子決済等代行業に関する取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、電子決済等代行業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(電子決済等代行業者の誠実義務)

第五十二条の六十一の九 電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

(銀行との契約締結義務等)

第五十二条の六十一の十 電子決済等代行業者は、第二条第十七項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との間で、電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該銀行に係る電子決済等代行業を営まなければならない。  
2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。  
一 電子決済等代行業の業務(当該銀行に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該銀行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項  
二 当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関する取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合当該銀行が行うことができる措置に関する事項  
三 その他電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

3 銀行及び電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(銀行による基準の作成等)

第五十二条の六十一の十一 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。  
2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。  
3 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

第五十二条の六十一の十二 電子決済等代行業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。  
第五十二条の六十一の十三 (電子決済等代行業に関する報告書)

第五十二条の六十一の十三 電子決済等代行業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業に関する報告書を作成し、内閣府令で定めるところにより、提出しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第五十二条の六十一の十四 内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、当該電子決済等代行業者に対し、その業務又は財産の状況に報告又は資料の提出を求めることができる。  
2 内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、その必要の限度において、当該電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に付随する者又は当該電子決済等代行業の業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該電子決済等代行業者の業務又は財産の状況に報告又は資料の提出を求めることができる。  
3 電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に付随する者又は電子決済等代行業の業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第五十二条の六十一の十五 内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、当該電子決済等代行業者に対し、その業務若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  
2 内閣府令で定めるところにより、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があるときは、その必要の限度において、当該職員に電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に付随する者若しくは電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、電子決済等代行業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に付随する質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  
3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
4 前二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
5 前条第三項の規定は、第二項の規定による電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に付随する者又は電子決済等代行業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(業務改善命令)

第五十二条の六十一の十六 内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、当該電子決済等代行業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十二条の六十一の十七 内閣府令で定めるところにより、第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月

以下の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 電子決済等代行業者が第五十二条の六十一の五第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により第五十二条の六十一の二の登録を受けたとき。
- 三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分は違反したとき、その他電子決済等代行業者の業務に著しく不適当な行為をしたと認められるとき。
- 四 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は電子決済等代行業者の所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済等代行業者から申出がないときは、当該電子決済等代行業者の第五十二条の六十一の二の登録を取り消すことができる。
- 五 前項の規定による処分については、行政手続法第三章（不利益処分）の規定は、適用しない。

- 一 第五十二条の六十一の十九 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。
- 二 電子決済等代行業者の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。
- 三 認定業務を適正かつ確実に履行に必要業務の実施の方法を定めておくこと。
- 四 認定業務を適正かつ確実に履行に足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

第五十二条の六十一の二十 認定電子決済等代行事業者協会の業務

- 一 会員が電子決済等代行事業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務
- 二 会員の営む電子決済等代行事業の適正化並びにその取扱い及び安全管理の必要に必要の指導、勧告その他の業務
- 三 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査
- 四 電子決済等代行業者の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
- 五 会員の営む電子決済等代行事業に関する利用者からの苦情の処理
- 六 電子決済等代行業者の利用者に対する広報
- 七 前各号に掲げるもののほか、電子決済等代行業者の健全な発展及び電子決済等代行業者の利用者の保護に資する業務
- 八

（会員名簿の縦覧等）

- 一 第五十二条の六十一の二十一 認定電子決済等代行事業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 二 認定電子決済等代行事業者協会でない者（信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定）の規定による認定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称中に、認定電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。
- 三 認定電子決済等代行事業者協会の会員でない者（信用金庫法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務）に規定する認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称中に、認定電子決済等代行事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

（利用者の保護に資する情報の提供）

第五十二条の六十一の二十二 認定電子決済等代行事業者協会は、第五十二条の六十一の二十九の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち電子決済等代行業者の利用者の保護に資する情報について、電子決済等代行業者の利用者に提供できるようにしなければならない。

（利用者からの苦情に関する対応）

- 一 第五十二条の六十一の二十三 認定電子決済等代行事業者協会は、電子決済等代行業者の利用者から会員の営む電子決済等代行業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。
- 二 認定電子決済等代行事業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

4 3 会員は、認定電子決済等代行業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。  
認定電子決済等代行業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(認定電子決済等代行業者協会への報告等)  
第五十二条の六十一の二十四 会員は、電子決済等代行業者が行つた利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定電子決済等代行業者協会に報告しなければならない。  
2 認定電子決済等代行業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)  
第五十二条の六十一の二十五 認定電子決済等代行業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者（次項において「役員等」という。）は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。  
2 認定電子決済等代行業者協会の役員等は、その職務に關して知り得た情報を、認定業務（当該認定電子決済等代行業者協会が信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定）の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務）に規定する業務に従事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。）の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)  
第五十二条の六十一の二十六 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十一条第一項各号（定款の記載又は記録事項）に掲げる事項及び第五十二条の六十一の十九第二条に規定する定款の定めのほか、認定電子決済等代行業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第五十二条の六十一の二十三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(立入検査等)  
第五十二条の六十一の二十七 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等代行業者協会に対し、その業務若しくは財産に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  
2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等)  
第五十二条の六十一の二十八 内閣総理大臣は、認定業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等代行業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  
2 内閣総理大臣は、認定電子決済等代行業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(認定電子決済等代行業者協会への情報提供)  
第五十二条の六十一の二十九 内閣総理大臣は、認定電子決済等代行業者協会の求めに応じ、認定電子決済等代行業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、電子決済等代行業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

第五十二条の六十一の三十 電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(届出事項)  
第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
一 営業を開始したとき。

- 二 第十六条の二第一項第十一号から第十二号の二までに掲げる会社（同条第七項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。
- 三 その子会社が子会社でなくなつたとき（第三十条第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。）、又は第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき。
- 四 資本金の額を増加しようとするとき。
- 五 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。
- 六 外国において駐在員事務所を設置しようとするとき。
- 七 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得され、又は保有されることとなつたとき。
- 八 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 九 銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 一 第五十二条の九第一項の認可に係る銀行主要株主になつたとき、又は当該認可に係る銀行主要株主として設立されたとき。
- 二 銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となつたとき。
- 三 銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき（第五号の場合を除く。）。
- 四 銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなつたとき（前号及び次号の場合を除く。）。
- 五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。
- 六 その総株主の議決権の百分の五十を超える議決権が一の株主により取得され、又は保有されることとなつたとき。
- 七 その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 八 銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 一 第五十二条の十七第一項の認可に係る銀行持株会社になつたとき、又は当該認可に係る銀行持株会社として設立されたとき。
- 二 銀行を子会社とする持株会社でなくなつたとき（第五号の場合を除く。）。
- 三 第五十二条の二十三第一項第十号から第十一号の二までに掲げる会社（同条第六項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとき）となるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。
- 四 その子会社が子会社でなくなつたとき（第五十二条の三十五第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。）、又は第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき、若しくは特例子会社対象会社に該当する持株特定子会社が当該特例子会社対象会社に該当しない持株特定子会社になつたとき。
- 五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により銀行を子会社とする持株会社を設立するものに限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。
- 六 資本金の額を変更しようとするとき。
- 七 この法律の規定による認可（第一号に規定する認可を除く。）を受けた事項を実行したとき。
- 八 その他内閣府令で定める場合の五を超える議決権が一の株主により取得され、又は保有されることとなつたとき。
- 九 銀行代理業者は、銀行代理業を開始したとき、その他内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 一〇 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を開始したとき、銀行との間で第五十二条の六十一の十第一項の契約を締結したとき、その他内閣府令で定めるところに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 一一 第二条第十一項の規定は、第一項第七号、第二項第六号及び第三項第八号に規定する一の株主が取得し、又は保有することとなつた銀行、銀行主要株主又は銀行持株会社の議決権について準用する。

第五十六條 (内閣総理大臣の告示)

- 一 第二十六條第一項又は第二十七條の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。



一 第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

二 第五十二条の六十九の規定に違反した者

三 第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十九条、第五十二条の規定に違反した者

二 第二十条第四項若しくは第五十二条の二十八第三項の規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

三 第二十条第五項の規定に違反して、これらの規定に規定する情報に電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は当該公告をしななければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

四 第二十一条第一項若しくは第二項、第五十二条の六第一項、第五十二条の二十九第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の五十二條の二の六第三項若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

五 第二十四条第一項（第四十三條第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項、第五十二条の七、第五十二条の十一、第五十二条の三十一第一項若しくは第二項、第五十二条の五十三若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十五条第一項（第四十三條第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項、第五十二条の八第一項、第五十二条の十二第一項、第五十二条の二十二第一項若しくは第二項、第五十二条の五十四第一項若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項の規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定に違反した者

四 第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五 第四十五条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による命令に違反した者

六 第四十六条第三項において準用する第二十五条第一項の規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第五十二条の三十四第一項又は第二項の規定による命令（取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反した者

八 第五十二条の三十七第一項の規定による申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

九 第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けずに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営んだ者

十 第五十二条の四十二第一項の規定により付した条件（第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

第六十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反があつた場合において、顧客以外の者（銀行又は銀行代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第六十三條の二の二 準用金融商品取引法第三十九條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十三條の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九條の二（混和した財産の没収等）及び第二百九條の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九條の二第一項中「第九十八條の二第二項又は第二百九條の二」とあるのは「銀行法第六十三條の二の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九條の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同法第二項中「混和財産（第二百九條の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九條の三第二項中「第九十八條の二第二項又は第二百九條の二」とあるのは「銀行法第六十三條の二の三第一項」と読み替えるものとする。

第六十三條の二の四 第五十二條の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十三條の二の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七條第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七條第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた者

四 準用金融商品取引法第三十七條の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

五 第五十二條の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十三條の二の六 第五十二條の七十一若しくは第五十二條の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第六十三條の二の七 第五十二條の八十三第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十三條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九條の二第二項において準用する会社法第九百五十五條第一項（調査記録簿等の記載等）の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

二 第五十二條の三十九第二項、第五十二條の五十二、第五十二條の六十一の六第三項、第五十二條の七十八第一項、第五十二條の七十九若しくは第五十二條の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五十二條の四十第二項（第五十二條の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第五十二條の四十第二項（第五十二條の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第五十二條の四十第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五 第五十二條の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定電子決済等代行業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

六 第五十二條の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第五十二條の八十三第三項若しくは第五十二條の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第六十四條 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十一條第四号又は第六十二條（第三号を除く。）三億円以下の罰金刑

二 第六十二條の二（第二号を除く。）、第六十三條第一号から第四号まで、第七号、第八号若しくは第十号又は第六十三條の二第一号 二億円以下の罰金刑





十四 第五十二条の九第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有者になつたとき、又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、

十五 第五十二条の九第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は第五十二条の十五第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、

十六の二 第五十二条の二十一の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同項に規定する内閣府令で定める業務を行ったとき、

十七 第五十二条の二十三第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同項に規定する内閣府令で定める業務を行ったとき、若しくは同条第八項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同項に掲げる会社(同条第六項に規定する子会社対象銀行等に限定する。)(に該当する子会社としたとき、又は第五十二条の二十三の二第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき、

十八 第五十二条の四十三(第五十二条の十において準用する場合を含む。)(の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき、

十九 第五十二条の四十九(第五十二条の十において準用する場合を含む。)(若しくは第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき、

二十 第五十四条第一項の規定により付した条件(第八条第二項若しくは第三項、第十六条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)(、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第四十七条の三、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の二十三第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)(、第五十二条の二十三の二第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)(又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。)(に違反したとき、

第六十六条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用した者

二 第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百四十六条第三項(調査の義務等)の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正当な理由がないのに、第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号(財務諸表等の備置き及び閲覧等)又は第九百五十五条第二項各号(調査記録簿等の記載等)に掲げる請求を拒んだ者

四 第五十二条の七十六の規定に違反した者

第六十六条の二 正当な理由がないのに第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二 第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

### ○ 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)(抄)

#### (定義)

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつて金銭の交付又は当該方法によつて金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。)(で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 国又は地方公共団体が行うもの

二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの

三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

四 事業者がその従業者に対して行うもの

五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者が政令で定めるものが行うもの

4 3 2 この法律において「貸金業者」とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。

この法律において「顧客等」とは、資金需要者である顧客又は保証人となる者とする者をいう。

5 この法律において「債務者等」とは、債務者又は保証人をいう。  
6 この法律において「資金需要者等」とは、顧客等又は債権者等をいう。  
7 この法律において「極度方式基本契約」とは、貸付けに係る契約のうち、資金需要者である顧客によりあらかじめ定められた条件に従った返済が行われることを条件として、当該顧客の請求に応じ、極度額の限度内において貸付けを行うことを約するものをいう。

8 この法律において「極度方式保証契約」とは、極度方式基本契約に基づく貸付けをいう。  
9 この法律において「貸金業協会」とは、第三章第一節の規定に基づいて設立された法人をいう。  
10 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。

11 この法律において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。  
12 この法律において「信用情報」とは、資金需要者である顧客又は債権者の借入金その他の返済能力に関する情報をいう。  
13 この法律において「個人信用情報」とは、個人を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。）に係る第四十一条の三十五第一項各号に掲げる事項をいう。

14 この法律において「信用情報提供等業務」とは、信用情報の収集及び貸金業者に対する信用情報の提供を行う業務をいう。  
15 この法律において「指定信用情報提供機関」とは、第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けた者をいう。  
16 この法律において「住宅資金貸付契約」とは、住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。

17 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第四十一条の三十九第一項の規定による指定を受けた者をいう。  
18 この法律において「貸金業務」とは、貸金業者が営む貸金業の業務をいう。  
19 この法律において「苦情処理手続」とは、貸金業務関連苦情（貸金業務に関する苦情をいう。第四十一条の四十四、第四十一条の四十五及び第四十一条の四十九において同じ。）を処理する手続をいう。  
20 この法律において「紛争解決手続」とは、貸金業務関連紛争（貸金業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。第四十一条の四十四、第四十一条の四十五及び第四十一条の五十二までにおいて同じ。）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

21 この法律において「紛争解決手続」とは、貸金業務関連紛争（貸金業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。第四十一条の四十四、第四十一条の四十五及び第四十一条の五十二までにおいて同じ。）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。  
22 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。  
23 この法律において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と貸金業者との間で締結される契約をいう。

24 府県の区域内のみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。  
25 前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。  
26 第一項の登録のうち内閣総理大臣の登録の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。  
27 録の更新のうち内閣総理大臣の登録の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより登録免許税を、前項の登録の更新のうちに内閣総理大臣の登録の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより登録免許税を、前項の登録の更新のうちに内閣総理大臣の登録の更新を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類

（登録の拒否）  
一 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。  
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
三（略）  
四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者  
五（略）  
六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）  
七 貸金業に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者として内閣府令で定める者  
八 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）が前各号のいずれ

九 かに該当するもの

九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

十 イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

十一 ロ 個人で政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

十二 イ 第二号から第七号までのいずれかに該当する者

十三 ロ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十四 イ 暴力団員等がその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

十五 ロ 営業所又は事務所について第十二条の三に規定する要件を欠く者

十六 イ 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者（資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者を除く。）

十七 ロ 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者

十八 イ 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

十九 ロ 第一項第十四号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

第二十条（廃業等の届出）

一 貸金業者が死亡した場合、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

二 法人が合併（人格のない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。第四号において同じ。）により消滅した場合、その法人を代表する役員であつた者

三 貸金業者が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（人格のない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為）をした場合、その清算人（人格のない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者）

四 貸金業者が前項の場合に、貸金業者であつた個人又は貸金業者であつた法人を代表する役員

五 貸金業者が死亡した場合において、被相続人の死亡後六十日間（当該期間内に第三条第一項の登録の申請をした場合においては、その期間を経過したときは、その申請について登録

又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。この場合において、これらの期間内の営業については、相続人を貸金業者とみなす。

（証明書の携帯等）

第十二条の四 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければならない。

（禁止行為）

第十二条の六 貸金業者は、その貸金業の業務に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 資金需要者等に対し、虚偽のことを告げ、又は貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない行為

二 資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為（次号に掲げる行為を除く。）

三 保証人となるうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為  
四 前三号に掲げるもののほか、偽りその他不正又は著しく不当な行為

(生命保険契約等の締結に係る制限)  
第十二条の七 貸金業者は、貸付けの契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となるうとする者の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。

(利息、保証料等に係る制限等)

第十二条の八 貸金業者は、その利息（みなし利息を含む。第三項及び第四項において同じ。）が利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第一条に規定する金額を超え利息の契約を締結してはならない。  
二 前項に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他のいかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに關し債権者の受ける元本以外の金銭（契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。）のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債権者に交付されたカードの再発行之手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるものを除いたものをいう。

一 強行公課の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に關してその機関に支払うべきもの  
二 債権者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（政令で定める額の範囲内のものに限る。）  
三 貸金業者は、利息制限法第九條各項に規定する利息（同條第一項に規定する利息の契約に該當する場合にあつては、同項に規定する増加後の利息は、次項後段において同じ。）が当該各項に規定する金額を超え利息を締結してはならない。同法第九條各項に規定する利息の契約に係る利息のうち、当該各項に規定する金額を超える部分についても同様とする。

四 貸金業者は、利息制限法第一條に規定する金額を超える利息を受領し、又はその支払を要求してはならない。同法第九條各項に規定する利息の契約に係る利息のうち、当該各項に規定する金額を超える部分についても同様とする。

五 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となる者に対し、債務履行担保措置（当該契約に基づく債務の履行を担保するための保証、保険その他これらに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に係る契約（当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額が当該金銭の額を利息制限法第八條第一項に規定する保証料の額とみなして同條の規定を適用したときに同條の規定により無効とされることとなる部分を含むものに限る。）を、債務履行担保措置を業として営む者と締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件とするときは、あらかじめ、当該保証

六 貸金業者は、貸付けに係る契約について、業として保証を行う者（以下「保証業者」という。）と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証契約を締結するまでに、当該保証業者への照会その他の方法により次に掲げる事項を確認しなければならない。保証料に係る契約の締結の有無

一 前号の保証料に係る契約を締結する場合には、当該保証料の額  
二 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による確認に關する記録を作成し、これを保存しなければならない。

七 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となる者との間に該當するものに限り、保証料に係る契約（締結時において保証料の額又は保証料の主たる債務の元本に對する割合が確定してはならない保証料に係る契約として内閣府令で定めるものに限る。）を、保証業者との間で締結することを当該貸付けに係る契約の条件としてはならない。

八 貸金業者は、保証業者との間で根保証契約（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約をいう。以下この項において同じ。）を締結しようとする場合において、当該根保証契約が主たる債務の金額又は主たる債務に係る貸付けの契約期間に照らして不適切と認められる極度額又は保証期間を定める根保証契約として内閣府令で定めるものときは、当該根保証契約を締結してはならない。

九 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となる者との間に該當するものに限り、保証料に係る契約（締結時において保証料の額又は保証料の主たる債務の元本に對する割合が確定してはならない保証料に係る契約として内閣府令で定めるものに限る。）を、保証業者との間で締結することを当該貸付けに係る契約の条件としてはならない。

十 金銭の貸借の媒介を行つた貸金業者は、当該媒介により締結された貸付けに係る契約の債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該契約につき更新（媒介のための新たな役務の提供を伴わないと認められる法律行為として内閣府令で定めるものを含む。）があつたときは、これに對する新たな手数料を受領し、又はその支払を要求してはならない。

十一 金銭の貸借の媒介を行う貸金業者がその媒介に關し受ける金銭は、礼金、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、手数料とみなして前項の規定を適用する。

(貸付条件等の揭示)  
第十四条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、次に掲げる事項を揭示しなければならない。ある場合にあつては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金銭を含む。）を内閣府令で定める方法によつて算出した元本の額で除して得た年率（当該年率

に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。を百分率で表示するもの（市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合）にあつては、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの（をいう。以下同じ。）

- 二 返済期間及び返済回数
- 三 当該営業所又は事務所に置かれる貸金業務取扱主任者の氏名
- 四 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 五

（貸付条件の広告等）

- 第十五条 貸金業者は、貸付けの条件について広告をするとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するとき、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示し、又は説明しなければならない。
- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号
- 二 貸付けの利率
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 2 貸金業者は、前項に規定する広告をし、又は書面若しくはこれに代わる電磁的記録を送付して勧誘（広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）をするときは、電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるものについては、これに貸金業者登録簿に登録された第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録してはならない。

（誇大広告の禁止等）

- 第十六条 貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実と相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはならない。
- 2 前項に定めるもののほか、貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、次に掲げる表示又は説明をしてはならない。
- 一 資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品やサービスを当該貸金業者の中心的な商品であると誤解させるような表示又は説明
- 二 他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示又は説明
- 三 借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそるような表示又は説明
- 四 公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそるような表示又は説明
- 五 貸付けの利率以外のほか、資金需要者等の利益の保護に欠けるおそれがある表示又は説明として内閣府令で定めるもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益の保護に欠けるおそれがある表示又は説明として内閣府令で定めるもの
- 3 貸金業者は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて資金需要者等の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、貸金業の業務を行わなければならない。
- 4 貸金業者は、貸付けの契約の締結を勧誘した場合において、当該勧誘を受けた資金需要者等から当該貸付けの契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）が表示されたときは、当該勧誘を引き続き行つてはならない。
- 5 貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、資金需要者等の返済能力を超える貸付けの防止に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることがないように努めなければならない。

（契約締結前の書面の交付）

- 第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）を締結しようとする場合には、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならない。
- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 貸付けの金額
- 三 貸付けの利率
- 四 返済の方式
- 五 返済期間及び返済回数
- 六 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めがあるときは、その内容
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結しようとする場合には、当該極度方式基本契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該極度方式基本契約の内容を説明する書面を当該極度方式基本契約の相手方とならうとする者に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方とならうとする者に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額及び極度額）

3 貸金業者は、前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者は、前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

5 貸金業者は、前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

6 貸金業者は、前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（生命保険契約等に係る同意前の書面の交付）  
第十六条の三 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手方とならうとする者の死亡によつて保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から保険法（平成二十年法律第五十六号）第三十八条又は第六十七条第一項の同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ旨

2 貸金業者は、前項の規定により提供することができる。政令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手方とならうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

（契約締結時の書面の交付）  
第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所  
二 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所  
三 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所  
四 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所  
五 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所  
六 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所  
七 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所  
八 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

2 貸金業者は、前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 貸金業者は、前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者は、前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合には、当該下回る額及び極度額）

三 貸付けの利率

四 返済の方式

五 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

七 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めらるるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

八 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらに定める内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。

九 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。

一〇 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約を締結した場合において、その相手方又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約の保証人に対し、これらの者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるところにおいて、貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

一一 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

一二 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

一三 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

一四 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

一五 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

一六 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

一七 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

一八 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

一九 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

二〇 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

二一 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

二二 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

二三 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

二四 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

二五 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

二六 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

二七 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

二八 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

二九 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

三〇 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

三一 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

三二 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

三三 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

三四 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

三五 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

三六 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

三七 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

三八 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

三九 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

四〇 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

四一 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

四二 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

四三 貸金業者は、第一項前段又は第四項前段の規定による書面の交付を行つたものとみなす。



一 受領年月日

二 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者は、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。

(帳簿の閲覧)

第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

(特定公正証書に係る制限)

第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを証する書面を取得してはならない。

2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

3 貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ(当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合には、当該契約を締結するまでに)、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨  
二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付(給付その他対価の性質を有するものを除く。)であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他者(以下この条において「特定受給権者」という。)の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等(当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものを用いて)の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為

(取立て行為の規制)

第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等が弁済し、又は債務者等の居室を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居室を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居室以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居室以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去しないこと。  
五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等以外の者に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。  
七 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

八 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のために必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があった場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

九 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。  
十 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号  
二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名  
三 契約年月日  
四 貸付けの金額  
五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期  
七 支払を催告する金額  
八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

三 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。

（債権証書の返還）  
二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。

（監督上の処分）  
二十四条の六の四 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該貸金業者に対し登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第十三号（第十二条の三第三項の規定の適用がある場合を除く。）又は第六条第一項第十四号から第十六号までのいずれかに該当することとなつたとき。

二 貸金業の業務に関し法令（第十二条、第十二条の五、第二十四条第三項及び第四項、第二十四条の二第三項及び第四項並びに第二十四条の三第三項及び第四項を除く。）又は法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分を違反したとき。

三 第二十四条第三項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債権譲渡等をしたとき。  
四 貸付けの契約に基づく債権譲渡等をした場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当該相手方が取立て制限者（第二十四条第三項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。）であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等を受けた当該債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十

六五 第一条第一項（第二十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。  
六 保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。  
イ 当該貸金業者が、当該保証契約の締結に当たりその保証業者が取得した保証業者（第二十四條の二第三項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。）であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことを証明できなかつたとき。

ロ 当該保証契約の締結を行つた取立て制限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四條の二第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

七 第二十四條の三第三項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託したとき。

八 貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。  
イ 当該貸金業者が、当該弁済の委託に当たりその相手方が取立て制限者（第二十四條の三第三項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。）であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該貸金業者の委託の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことを証明できなかつたとき。

ロ 当該貸金業者が、当該保証等に係る求償権等を取立てた取立て制限者又は当該保証等に係る求償権等の取得の後当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四條の三第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

九 貸金業者からその貸付けに係る契約に基づく債権の債権譲渡等を受けた者が、当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該債権譲渡等を受けた者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第一項（第二十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき、このように行為を行わなかつたこと、又は密接な関係を有する場合において、当該債権譲渡等を受けた者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第一項（第二十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

十 保証等に係る求償権等を取立てた保証業者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該保証業者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四條の二第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

十一 受託弁済に係る求償権等を取立てた受託弁済者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該受託弁済者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四條の三第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき、このように行為を行わなかつたこと、又は密接な関係を有する場合において、当該受託弁済者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四條の三第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

十二 第二号に掲げるものほか、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二條の二第七項及び第三十二條の十一第一項の規定を除く。）に違反したとき。  
十三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が、前項第二号から第十二号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該貸金業者に対し当該役員を命ずることができ、前項第二号から第十二号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該貸金業者が第十二條の三第四項、第十二條の六から第十二條の八まで又は第十三條から第二十二條までの規定に違反した場合に限る。）について準用する。

三 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による処分（内閣総理大臣の登録を受けた貸金業者が第十二條の三第四項、第十二條の六から第十二條の八まで又は第十三條から第二十二條までの規定に違反した場合に限る。）について準用する。

第二十四條の六の五 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならぬ。  
一 第六條第一項第一号若しくは第四号から第十二号までのいずれかに該当するに至つたとき、又は登録の時点において同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 第七條各号のいずれかに該当して引き続き貸金業を営んでいる場合において、新たに受けるべき第三條第一項の登録を受けていないことが判明したとき。  
三 不正の手段により第三條第一項の登録を受けたとき。

四 第十二條の規定に違反したとき。  
五 第十二條の五の規定に違反したとき。

二 第五條第二項の規定は、前項の処分があつた場合について準用する。

（所在不明者等の登録の取消し）

第二十四条の六の六 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消すことができる。

一 当該貸金業者の営業所若しくは事務所の所在地又は当該貸金業者の所在（法人である場合においては、その役員の本所在）を確知できない場合において、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないとき。

二 正当な理由がないのに、当該登録を受けた日から六月以内に貸金業を開始しないとき、又は引き続き六月以上貸金業を休止したとき。

前項（第一号に係る部分に限る。）の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（登録の拒否）  
第二十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録を拒否しなければならない。

一 心身の故障のため貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わりと、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

四 暴力団員等

五 第二十四条の三十各号のいずれかに該当することにより主任者登録の取消しの処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

六 貸金業に不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当な理由がある者として内閣府令で定める者

七 内閣総理大臣は、主任者登録を拒否したときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（協会の資格及び協会への加入の制限）  
第三十七条（略）

2 協会員は、当該協会の営業所又は事務所の所在地を含む都道府県の区域に設けられている協会の支部に所属するものとする。

3 協会は、その定款において、第六項の場合を除くほか、貸金業者は何人も協会員として加入することができない旨を定めなければならない。

4 協会は、その定款において、協会員に、法令及び協会の定款等を遵守するための当該協会員又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款等に違反する行為を防止して、資金需要者等の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

5 協会は、その定款において、法令若しくは都道府県知事の処分を違反する行為をして、貸金業の業務の停止を命ぜられ、又は法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款等に違反する行為をして、協会から除名の処分を受けたことがある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる。

6 協会は、協会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

7 協会は、協会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（定義）  
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。

八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

(事業者の責務)  
第三十二条の二 事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な第十四条第一項に規定する措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない。

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

二 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。  
一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

三 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

○ 保険業法（平成七年法律第五号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に關し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 他の法律に特別の規定のあるもの

二 次に掲げるもの

イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの

ロ 一の会社等（会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（政令で定める者に限る。）役員又は使用人であつた者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（政令で定める者に限る。）以下この号において同じ。）を相手方として行うもの

ハ 一の労働組合がその組合員（組合員であつた者を含む。）又はその親族を相手方として行うもの

ホ 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）又はその学生又は生徒を相手方として行うもの

ヘ 一の地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であつて、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）がその構成員を相手方として行うもの

ト 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの（政令で定めるものを除く。）



2726 に行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者（法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）をいう。

2726 この法律において「公告方法」とは、株式会社及び外国会社等（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をいう。

2928 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第三十八条の二第一項の規定による指定を受けた者をいう。

30 当該生命保険会社のために生命保険募集人が行う保険募集をいう。

30 この法律において「損害保険業務」とは、損害保険会社が第九十七条、第九十八条及び第九十九条の規定により行う業務並びに他の法律により行う業務並びに他の法律等による業務（自動車損害賠償責任保険法等（昭和三十年法律第九十七号）第五条（責任保険又は責任共済の契約に係る業務（第三十二項及び第三十四項において「自動車損害賠償責任保険事業」という。）を除く。）並びに他の法律等による業務の支払及び当該損害保険会社のために損害保険募集人が行う保険募集をいう。

31 この法律において「外国生命保険業務」とは、外国生命保険会社等が第九十九条において準用する第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百条の規定により行う業務並びに当該外国生命保険会社等のために損害保険募集人が行う保険募集をいう。

32 この法律において「外国損害賠償責任保険業務」とは、外国損害賠償責任保険会社等が第九十九条において準用する第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百条の規定により行う業務（自動車損害賠償責任保険業務を除く。）並びに当該外国損害賠償責任保険会社等のために損害保険募集人が行う保険募集をいう。

33 この法律において「特定生命保険業務」とは、第二百九条第四項の規定により行う業務並びに当該特定生命保険募集人が行う保険募集をいう。

34 この法律において「特定損害保険業務」とは、第二百九条第五項の規定により行う業務（自動車損害賠償責任保険業務を除く。）並びに当該特定損害保険募集人が行う保険募集をいう。

35 短期保険募集人が行う保険募集をいう。

3736 この法律において「保険仲立人保険募集」とは、保険仲立人が行う保険契約の締結の媒介をいう。

38 期保険業務又は保険仲立人保険募集をいう。

39 この法律において「紛争解決手続」とは、保険業務等関連紛争（保険業務等に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。第三百八条の七、第三百八条の八及び第三百八条の十二において同じ。）を処理する手続をいう。

4140 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

42 業務、特定損害保険業務、紛争解決等業務、損害保険業務、外国生命保険業務、外国損害賠償責任保険業務、特定生命保険業務、少額短期保険業務、紛争解決等業務の種別をいう。

第一項の法律に規定する「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関する指定紛争解決機関と保険業関係業者（保険会社、外国保険会社等、第二百二十三条（免許））

2 前項の免許は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

3 生命保険業免許と損害保険業免許及び損害保険業免許の二種類とする。

4 一の人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。以下この項及び次項において同じ。）に關し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険

二 次に掲げる事由に關し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険

ロ イ 人が疾病にかかったこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態

ハ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡  
ニ イ又はロに掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの（人の死亡を除く。）  
ホ 次項第一号に掲げる保険のうち、再保険であつて、前二号に掲げる保険に係るものを含む。）を受けたこと。

5 損害保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

6 前項第二号に掲げる保険  
三 前項第一号に掲げる保険のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間（以下この号において「海外旅行期間」という。）  
二 前項第二号に掲げる保険のうち、人が海外旅行期間中にかかった疾病を直接の原因とする当該人の死亡に関する保険  
一 前項第一号に掲げる保険のうち、人が海外旅行期間中にかかった疾病を直接の原因とする当該人の死亡に関する保険

積立、再保証による危険の分散を行うことその他保険に固有の方法を用いて行うものをいう。）による当該保証は、前項第一号に掲げる保険の引受けとみなし、当該保証に係る対価は、同号の保険に係る保険料とみなす。

#### 第五條（免許審査基準）

内閣総理大臣は、第三條第一項の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該申請をした者（以下この項において「申請者」という。）が保険会社の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。

二 申請者が、その人的構成等に照らして、保険会社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。  
イ 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「保険契約者等」という。）の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。  
ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

ニ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。  
ホ 前条第二項第四号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

四 前条第二項第四号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。  
イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。  
ロ 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ 内閣府令で定める基準  
ホ 内閣府令で定める基準  
ニ 内閣府令で定める基準  
四 内閣府令で定める基準

2 内閣総理大臣は、前項に定める審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第三條第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

#### 第六條（保険会社の子会社の範囲等）

（保険会社の子会社の範囲等）  
第百六條 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 生命保険会社  
二 損害保険会社

三 銀行  
四 少額短期保険業者

四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）  
五 資金決済に関する法律（昭和五十七年法律第六十号）第三条（定義）に規定する資金移動業者（第九号に掲げる会社を除く。）のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第二百七十一條の二十二第一項第四号の二において「資金移動専門会社」という。）

五 金融商品取引業者のうち、有価証券関連連業（金融商品取引法第二十八條第八項（通則）に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十條第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら行うもの（以下「証券専門会社」という。）

五 金融商品取引業者のうち、有価証券関連連業（金融商品取引法第二十八條第八項（通則）に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十條第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら行うもの（以下「証券専門会社」という。）





五 銀行子会社等 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

六 銀行子会社等 銀行（長期信用銀行を含む。以下この号において同じ。）又は銀行業を営む外国の会社

七 証券子会社等 証券子会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を行う外国の会社

八 信託子会社等 信託子会社、信託子会社又は信託業を営む外国の会社

九 第一項に掲げる会社は、子会社又は持分の取得その他の内閣府令で定めるもの

十 第一項に掲げる会社は、子会社又は持分の取得その他の内閣府令で定めるもの

十一 第一項に掲げる会社は、子会社又は持分の取得その他の内閣府令で定めるもの

十二 第一項に掲げる会社は、子会社又は持分の取得その他の内閣府令で定めるもの

十三 第一項に掲げる会社は、子会社又は持分の取得その他の内閣府令で定めるもの

十四 第一項に掲げる会社は、子会社又は持分の取得その他の内閣府令で定めるもの

十五 第一項に掲げる会社は、子会社又は持分の取得その他の内閣府令で定めるもの

十六 第一項に掲げる会社は、子会社又は持分の取得その他の内閣府令で定めるもの

十七 第一項に掲げる会社は、子会社又は持分の取得その他の内閣府令で定めるもの

十八 第一項に掲げる会社は、子会社又は持分の取得その他の内閣府令で定めるもの

十九 第一項に掲げる会社は、子会社又は持分の取得その他の内閣府令で定めるもの

二十 第一項に掲げる会社は、子会社又は持分の取得その他の内閣府令で定めるもの

10 保険会社は、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該保険会社の子会社及び第一項第十  
三号の二に掲げる会社を除く。）が同号に掲げる会社となったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理  
大臣の認可を受けた場合を除き、これを知らず一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数  
を超え議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

11 第一項第十二号又は第七項の場合において、会社が主として保険会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は保険会社の行  
務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一 生命保険会社

二 損害保険会社

三 銀行

四 長期信用銀行

五 証券移動専門会社

六 証券専門会社

七 信託専門会社

八 銀行業を営む外国の会社

九 有価証券関連業を行う外国の会社

十 信託業を営む外国の会社（前三号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該保険持株会社、その子会社（第一号、第二号及び第八号に掲げる者  
に限る。第五項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものを行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限定する。）

十二 保険会社又は第二号の二から前号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（第五項において「従属業務」という。）

十三 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の総株  
主等の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数を超える議決権を、前号に掲げる会社で内閣府令で定めるものが保有しているものに限定する。）

十四 前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

十五 前各号に掲げる会社の子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会  
社を含む、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十六 前項の承認を受けようとする保険持株会社は、当該承認の申請に係る会社の業務の内容、資本金の額、人的構成その他の内閣府令で定める事項を記載した申請  
書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

十七 内閣総理大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る会社が、又は行おうとする業務の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除  
き、その承認をしない。

一 当該業務の内容が、次のイ又はロに該当することから、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の社会的信用を失墜させるおそれがあること。

イ 当該業務の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあること。

ロ 当該業務の内容が、国民生活の安定又は国民経済の健全な発展を妨げるおそれがあること。

二 当該業務の内容が、当該申請に係る会社の資本金の額、人的構成等に照らして、当該申請に係る会社の健全性を損なう危険性が大きく、かつ、その経  
営の健全性が損なわれた場合又は、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の健全性が損なわれることとなるおそれがあること。

三 第一項の規定は、同項各号に掲げる会社以外の会社が、保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、保険持株会社又はその子会社  
による同項第十三号に掲げる会社の株式又は持分の取得、その他内閣府令で定める事由により当該保険持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当  
該保険持株会社は、その子会社となった当該会社を引き続き子会社とする事由について内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、当該会社が当該事由（当該保  
険持株会社又はその子会社の子会社となる場合）の生じた日から一年を経過する日までに子会社で

なくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

四 第一項第十二号の場合において、会社が主として保険持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものを行う業務のために従属業務

を行つていない。

五 第一項第十二号の場合において、会社が主として保険持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものを行う業務のために従属業務

を行つていない。

六 第一項第十二号の場合において、会社が主として保険持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものを行う業務のために従属業務

を行つていない。

七 第一項第十二号の場合において、会社が主として保険持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものを行う業務のために従属業務

を行つていない。

八 第一項第十二号の場合において、会社が主として保険持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものを行う業務のために従属業務

を行つていない。

を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。  
6 保険持株会社が、銀行若しくは長期信用銀行を子会社とするにより銀行持株会社（銀行法第二条第十三項（定義等）に規定する銀行持株会社をいう。以下この項及び第二百七十二条の三十九第六項において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項（子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この項及び第二百七十二条の三十九第六項において同じ。）になろうとする場合又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社である場合には、前各項の規定を適用せず、銀行法又は長期信用銀行法の相当規定の定めるところによる。

(登録の拒否)

第二百七十二條の四 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二百七十二條の二第一項の登録申請書若しくは同条第二項の添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は相互会社（第五十六条の区分に応じ、次に定めるものに限る。）でない者

イ 資本金の額又は基金（次に掲げる区分に依り、次に定めるものに限る。）の総額が政令で定める額に満たない株式会社又は相互会社（以下この項において「株式会社等」という。）

ロ イに掲げる株式会社等（以下「株式会社等」という。）の取締役及び監査役、監査等委員会又は指名委員会等並びに会計監査人を置くもの

二 資本金の額又は基金の総額が保険契約者等の保護のため必要かつ適当なものと政令で定める額に満たない株式会社等

三 純資産額が前号に規定する政令で定める額に満たない株式会社等

四 定款の規定が法令に適合しない株式会社等

五 第二百七十二條の二第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合しない株式会社等

イ 保険契約の内容が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのあること。

ロ 保険契約の内容が、特定の者に対して不当な差別の取扱いをしないものであること。

ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

ニ 保険契約の内容が、当該株式会社の支払能力に照らし、過大な危険の引受けを行うものでないこと。

ホ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとつて明確かつ平易に定められたものであること。

六 第二百七十二條の二第二項第四号に掲げる書類に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人による確認が行われていない株式会社等

七・八 (略)

九 他に業務が第二百七十二條の十一第二項ただし書に規定する内閣府令で定める業務以外の業務である株式会社等又は当該他に行う業務がその少額短期保険業を適かつ確実に執行するにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる株式会社等

十 取締役、執行役、会計参与又は監査役のうち次のいずれかに該当する者がある株式会社等

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 第八号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

十一 少額短期保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社等

十二 前項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算する。

第二百七十二條の三十三 内閣総理大臣は、第二百七十二條の三十一第一項又は第二項ただし書の承認の申請があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。

一 当該承認の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が会社その他の法人である場合又は当該承認を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次のいずれか（以下この条において「申請者」という。）が会社その他の法人（以下この号において「法人申請者等」という。）

イ 取得資金に短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること。

保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること。

ロ 法人申請者等及びその子会社（子会社となる会社を含む。）の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること。

ハ 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。  
(2)(1) 略  
(2) 第二百七十二条の四第一項第八号に規定する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることなくた日から五年を経過しない者  
(3) 役員のうち心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者、第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項第三号（取締役の資格等）に掲げる者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者のある者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。  
イ 取得資金に関する事項（保有の目的の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること。）  
ロ 当該申請者の財産の状況（当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。）に照らして、当該申請者とその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること。

ハ 当該申請者が、次のいずれかに該当する者であること。  
(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）  
(2) 第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者

2 第二条第十五項の規定は、前項の場合において、申請者が保有する議決権について準用する。

第二（保険募集の制限）  
第二百七十五条 次の各号に掲げる者が当該各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人も保険募集を行つてはならない。

一 次条の登録を受けた生命保険募集人（その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介（生命保険募集人である銀行その他の政令で定める者（以下この条において「銀行等」という。）又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合に限る。））  
二 損害保険会社（外国損害保険会社を含む。以下この編において同じ。）の役員（代表権を有する役員並びに監査役、監査等委員及び監査委員を除く。以下この条、第二百八十三条及び第三百二条において同じ。）若しくは使用人又は次条の登録を受けた損害保険代理店若しくはその役員若しくは使用人（その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介（損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合に限る。））  
三 特定少額短期保険募集人（少額短期保険募集人のうち、第三条第五項第一号に掲げる保険その他内閣府令で定める保険のみに係る保険募集を行う者で、少額短期保険業者の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者でないものをいう。以下同じ。）又は次条の登録を受けた少額短期保険募集人（その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介（少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合に限る。））  
四 政令で定めるものに限る。）の締結の媒介（保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人（外国保険会社等以外の外国保険業者が保険者となる保険契約については、第二百八十六条の登録を受けた銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合に限る。））であつて生命保険募集人、損害保険募集人及び少額短期保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

3 2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、次条又は第二百八十六条の登録を受けて保険募集を行うことができる。  
三条 保険募集の再委託は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、当該再委託をする者（以下この条、第二百八十一条第一号及び第二百八十三条において「保険募集再委託者」という。）及びその所属保険会社等が、あらかじめ、再委託に係る事項の定めを含む委託に係る契約の締結について、内閣総理大臣の認可を受けたときに限り、行うことができる。

一 保険募集再委託者が、第一項第一号から第三号までに掲げる者のうち保険会社又は外国保険会社等であつて、その所属保険会社等と内閣府令で定める密接な関係を有する者であること。

二 当該申請者が、次のいずれかに該当する者であること。  
(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）  
(2) 第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者

二 再委託を受ける者が、保険募集再委託者の生命保険募集人又は損害保険募集人であること。

三 保険募集再委託者が、再委託者について、所属保険会社等の許諾を得ていること。

四 前項の認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、保険募集再委託者及び所属保険会社等の連名で行わなければならない。

五 内閣総理大臣は、第三項の認可の申請があつた場合において、その申請者が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該再委託が第三項各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

二 当該保険募集再委託者及び所属保険会社等が、再委託に係る保険募集の的確、公正かつ効率的な遂行を確保するために必要な体制の整備その他の措置を講じていること。

(登録)  
第二百七十六条 特定保険募集人(生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人(特定少額短期保険募集人を除く。))をいう。以下同じ。)は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(登録の拒否)  
第二百七十九条

内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わりに、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

三 心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

四 法人でその役員のうち次のいずれかに該当する者のあるもの

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当する者

十 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、登録申請者とその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、積明のため証拠を提出する機会を与えるため、内閣総理大臣の指定する職員をして意見を聴取させなければならない。

三 前項の場合において、内閣総理大臣は、意見を聴取される者が正当な理由がないのに、意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで登録を拒否することができる。

四 内閣総理大臣は、前三項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、書面をもって、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更等の届出等)  
第二百八十条 (略)

内閣総理大臣は、前項第一号に係る同項の届出を受理したときは、届出があつた事項を生命保険募集人登録簿、損害保険代理店登録簿又は少額短期保険募集人登録簿に登録し、その旨を所属保険会社等に通知しなければならない。

三 (略)

(登録)  
第二百八十六条

保険仲立人は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(登録の拒否)  
第二百八十九条

内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わりに、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

三・四 (略)  
五 心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者  
六 八 (略)

九 法人でその役員又は保険募集を行う使用人のうちに次のいずれかに該当するもの  
イ 役員のうち次のいずれかに該当する者

(1) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者  
(2) 第一号から第四号まで、第六号又は第七号のいずれかに該当する者

ロ 保険募集を行う使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの  
十 保険募集に係る業務の遂行に足りる能力を有しない者

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、登録申請者にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、積明のため証提を提出する機会を与えるため、内閣総理大臣の指定する職員をして意見を聴取せなければならぬ。

3 前項の場合において、内閣総理大臣は、意見を聴取される者が正当な理由がないのに、意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで登録を拒否することができる。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、書面をもって、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更等の届出等)  
第二百九十条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項第一号に係る同項の届出を受理したときは、届出があつた事項を保険仲立人登録簿に登録しなければならない。  
3 (略)

(商法の準用)  
第二百九十三条 商法第五百四十三条、第五百四十四条及び第五百四十六条から第五百五十条まで(仲立営業)の規定は、保険仲立人が行う保険契約の締結の媒介であつて相互会社(外国相互会社を含む。)が当該保険契約の保険者となるべきものについて準用する。

(情報の提供)  
第二百九十四条 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険(団体又はその代表者を保険契約者ととし、当該団体に所属する者を被保険者とする保険)の行為(次条、第二百九十四条の三第一項及び第三百条第一項において同じ。))に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約者又は当該保険契約者と内閣府令で定める特殊の関係のある者が当該加入させるための行為を行う場合であつて、当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められるときとして内閣府令で定めるときにおける当該加入させるための行為を除く。次条及び第三百条第一項において同じ。に、保険契約者等の保護に資するため、内閣府令で定めるときにおける当該加入させるための行為を等に参加する者に関する情報提供を行わなければならない。ただし、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、第三百条の二に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、適用しない。  
3 一 所屬保険会社等の商号、名称又は氏名  
二 自己が所屬保険会社等の代理人として保険契約を締結するか、又は保険契約の締結を媒介するかの別  
三 内閣府令で定める事項  
四 一 保険仲立人の商号、名称又は氏名及び住所  
二 保険仲立人の権限に関する事項  
三 保険仲立人の損害賠償に関する事項  
四 その他内閣府令で定める事項

5 保険仲立人は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を







る保険募集に關して、次に掲げる行為又は取引をしてはならない。  
一 当該特定関係者を保険者とする保険契約の保険契約者又は被保険者に対して、特別の利益の提供を約し、又は提供する行為  
二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の保険契約の保険契約者若しくは被保険者との間で行う行為又は取引のうち前号に掲げるものに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとして内閣府令で定める行為又は取引

第三百二条 (役員又は使用人の届出)  
損害保険代理店、少額短期保険募集人又は保険仲立人は、その役員又は使用人（少額短期保険募集人の役員又は使用人にあつては、特定少額短期保険募集人に限る。）に保険募集を行わせようとするときは、その者の氏名及び生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険募集を行わないこととなつたとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

(登録の取消し等)  
第三百七条 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 特定保険募集人が第二百七十九条第一号から第三号まで、第四号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第七号、第八号（同項第六号に係る部分を除く。）、第九号（同項第六号に係る部分を除く。）、第十号若しくは第十一号のいずれかに該当することとなつたとき、又は保険仲立人が第二百八十九条第一号から第三号まで、第四号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第七号、第八号（同項第六号に係る部分を除く。）、第九号（同項第六号に係る部分を除く。）、第十号若しくは第十一号のいずれかに該当することとなつたとき、若しくは第十号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第二百七十六条又は第二百八十六条の登録を受けたとき。  
三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分を違反したとき、その他保険募集に關し著しく不適當な行為をしたと認められるとき。  
二 内閣総理大臣は、特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所の所在地を確知できないとき、又は特定保険募集人若しくは保険仲立人の所在（法人である場合に於ては、その法人を代表する役員若しくは保険仲立人の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定保険募集人又は保険仲立人から申出がないときは、当該特定保険募集人又は保険仲立人の登録を取り消すことができる。  
三 前項の規定による処分については、行政手続法第三章（不利益処分）の規定は、適用しない。

第三百九条 (保険契約の申込みの撤回等)  
合を申込み、書面によりその保険契約の申込みを撤回又は解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。

一 申込みをした日とのいづれか遅い日から起算して八日を経過したとき。  
二 申込みをした日とのいづれか遅い日から起算して八日を経過したとき。  
三 申込みをした日とのいづれか遅い日から起算して八日を経過したとき。  
四 申込みをした日とのいづれか遅い日から起算して八日を経過したとき。  
五 申込みをした日とのいづれか遅い日から起算して八日を経過したとき。  
六 申込みをした日とのいづれか遅い日から起算して八日を経過したとき。

二 前項第一号の場合において、保険会社等又は外国保険会社等は、同号の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込者等の承諾を得ることができる。この場合において、当該保険会社等又は外国保険会社等は、当該書面を交付したものとみなす。

三 前項前段の規定する方法（内閣府令で定める方法を除く。）により第一号の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込者等に到達したものとみなす。

四 保険契約の申込みの撤回等は、当該保険契約の申込みの撤回等に係る書面を發した時に、その効力を生ずる。  
五 保険会社等又は外国保険会社等は、保険契約の申込みの撤回等の場合には、申込者等に対する当該撤回までの期間に相当する保険料として内閣府令で定める金額の支払を請求することができない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該撤回までの期間に相当する保険料として内閣府令で定める金額については、この限りでない。  
六 保険会社等又は外国保険会社等は、保険契約の申込みの撤回等があつた場合において、当該保険契約に關連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該保険契約に係る保険料の前払として受領した金銭の

うち前項の内閣府令で定める金額については、この限りでない。  
7 特定保険募集人その他の保険募集を行う者は、保険契約につき申込みの撤回等があった場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。  
8 当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に対し、請求することができない。  
9 当該支払の申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等は、その効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行った者が、申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由が生じたことを知っているときは、この限りでない。  
10 第一項及び第四項から前項までの規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

第七十条（取締役の資格）

次に掲げる者は、取締役となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 五 （略）
- 六 第二百二十条の規定による解散命令により解散を命ぜられた特定目的会社においてその解散命令の前三十日以内にその役員又は政令で定める使用人であった者で、当該解散命令の日から三年を経過しない者
- 七 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人（当該譲渡人が法人であるときは、その役員）
- 八 資産流動化計画に定められた特定資産（信託の受益権を除く。）の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である法人の役員（第二十条第二項の規定に基づき特定資産の管理及び処分に係る業務を委託したときは、当該業務の受託者（当該受託者が法人であるときは、その役員））
- 九 資産流動化計画に定められた特定資産が信託の受益権である場合には、当該信託の受託者である法人の役員
- 十 特定出資信託の受託者である法人の役員
- 十一 会社法第三十一条第二項本文（取締役の資格等）の規定は、特定目的会社の取締役について準用する。この場合において、同項本文中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

○ 金融庁設置法（平成十年法律第三十号）（抄）

（所掌事務）

第四条 金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二 （略）
- 三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。

イ 銀行業又は無尽業を営む者

ロ 銀行持株会社

ハ 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者

ニ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第六十六条第二項に規定する特定信用事業代理業又は農

ホ 林中央金庫代理業を行う者

ハ 電子決済等代理業、信用金庫電子決済等代理業、労働金庫電子決済等代理業、信用協同組合電子決済等代理業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代理業、水産業協同組合法第一百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代理業、農林中央金庫電子決済等代理業又



十一 投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。

十二 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。

十三 金融機関の金利の調整に関すること。

十四 損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

十五 自動車損害賠償責任共済に関すること。

十六 金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

十七 企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。

十八 公認会計士及び監査法人に関すること。

十九 株式、社債その他の有価証券の振替に関すること。

二十 電子記録債権の普及に関すること。

二十一 金融に係る知識の普及に関すること。

二十二 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。

二十三 金融商品取引に係る犯罪事件の調査に関すること。

二十四 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十五 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十六 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する企画及び立案並びに推進に関すること。

二十七 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務

二十八 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

二十九 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

三十 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

三十一 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

三十二 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

三十三 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

三十四 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

三十五 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

三十六 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

三十七 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

三十八 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

三十九 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

四十 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

四十一 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

四十二 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

四十三 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

四十四 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

四十五 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定

三 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第七条（資金等の提供）の罪  
二 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外で行った行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産  
イ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八条第一項の違反行為に係る同法第二十一条第二項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪  
ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八条第一項の違反行為に係る同法第二十一条第二項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項（資金等の提供）の罪又はこれらの罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外で行った行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により提供され、又は提供しようとした財産

五 第六条の二第一項又は第二項（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画（日本国外で行った行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）をした者が、計画において「犯罪収益に由来する財産」として使用する目的で取得した財産

六 この法律において「犯罪収益に由来する財産」とは、犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。

七 この法律において「犯罪収益」とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

八 この法律において「薬物犯罪収益」とは、麻薬特例法第二条第三項に規定する薬物犯罪収益をいう。

九 この法律において「薬物犯罪収益」とは、麻薬特例法第二条第四項に規定する薬物犯罪収益に由来する財産をいう。

十 この法律において「薬物犯罪収益」とは、麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益をいう。

○ 金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百号）（抄）

第二条（定義） この法律において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。

一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る契約に基づく掛金（以下この号において「無尽掛金」という。）の受入れを内容とする契約の無尽掛金の掛金者との締結

二 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

三 金融商品取引法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利

四 譲渡性預金証書をもって表示される金銭債権（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利であるものを除く。）

五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産

六 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（金銭をもって出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものを含む。）の締結

七 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又はその取次ぎ

八 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（前二号に掲げるものに該当するものを除く。）であつて政令で定めるもの又は当該取引の取次ぎ

九 前各号に掲げるものに類するものとして政令で定める行為

十 金融商品販売業者等の説明義務



5 前三号に準ずるものとして政令で定めるもの  
四 前項第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ及び第六号ハに規定する「金融商品の販売に係る取引の仕組み」とは、次に掲げるものをいう。  
一 前条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為にあつては、これらの規定に規定する契約の内容  
二 (略)

三 前条第一項第六号に掲げる行為(同号イに係るものに限る。)にあつては、当該規定に規定する権利の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容  
四 前条第一項第六号に掲げる行為(同号ロに係るものに限る。)にあつては、当該規定に規定する債権の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負担することとなる債務の内容

五 前条第一項第六号に掲げる行為(同号ハに係るものに限る。)にあつては、当該規定に規定する暗号資産に表示される権利の内容(当該権利が存在しないときは、その旨)及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容  
六 前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為にあつては、これらの規定に規定する取引の仕組み  
七 前条第一項第十一号の政令で定める行為については、政令で定める事項

6 一の金融商品の販売について二以上の金融商品販売業者等が第一項の規定により顧客に対し重要事項について説明をしなければならぬ場合において、いずれかの金融商品販売業者等が当該重要事項について説明をしたときは、他の金融商品販売業者等は、同項の規定にかかわらず、当該重要事項について説明をすることを要しない。ただし、当該他の金融商品販売業者等が政令で定める者である場合は、この限りでない。

7 第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。  
一 (略)  
二 第一項に規定する金融商品の販売が金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引及びその取次ぎのいずれでもない場合において、重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があつたとき。

第六条 (損害の額の推定)  
顧客が前条の規定により損害の賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行ったことによつて当該顧客に生じた損害の額と推定する。

2 前項の「元本欠損額」とは、当該金融商品の販売が行われたことにより顧客の支払った金銭及び支払うべき金銭の合計額(当該金融商品の販売が行われたことにより当該顧客の譲渡した金銭相当物又は譲渡すべき金銭相当物がある場合にあつては、当該合計額にこれらの金銭相当物の市場価値(市場価値がないときは、処分推定価額)の合計額を加えた額)から、当該金融商品の販売により当該顧客(当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の財産を取得することとなつた者がある場合にあつては、当該顧客を含む)の取得した金銭及び取得すべき金銭の合計額(当該金融商品の販売により当該顧客の市場価値(市場価値がないときは、処分推定価額)の合計額を加えた額)の合計額を加えた額)と当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金銭以外の財産であつて当該顧客等が売却その他の処分をしたものの処分価額の合計額とを合算した額を控除した金額をいう。

(民法の適用)  
第七条 重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行ったことによる金融商品販売業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

第八条 (勧誘の適正の確保)  
金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をするに際し、その適正の確保に努めなければならない。

第九条 (勧誘方針の策定等)  
一 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。  
二 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項  
三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

3 金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。



○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）

（業務の範囲）

第五十四条 農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 会員の預金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引
- 三 為替取引

二 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほかに、次に掲げる業務を営むことができる。
  - 一 会員以外の者に対する預金又は定期積金の受入れ
  - 二 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

三 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

四 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

五 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

六 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

七 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

八 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

九 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

十 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

十一 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

十二 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

十三 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

十四 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

十五 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

十六 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

十七 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

十八 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

十九 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

二十 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

二十一 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

二十二 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むものとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

業務に該当するもの以外のもの（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理  
十五 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他  
これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期におけ  
る現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デ  
リバティブ取引」という。）のうち農林中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十四号に  
掲げる業務に該当するものを除く。）  
十七 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十五号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）  
十八 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該  
するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該  
するもの以外のもの  
十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理  
二十 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務  
イ 契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること  
ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するに必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計  
額を対価として受領した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。  
二十一 前号に掲げる業務の代理又は媒介  
二十二 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他農林中央金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であ  
つて、農林中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資するもの  
二十三 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の二に掲げる業務には短期  
社債等において、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。  
二十四 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 短期社債等 次に掲げるものをいう。  
イ 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債  
ロ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債  
ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債  
ニ 保険業法（平成七年法律第五十五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債  
ホ 第六十二条の二第一項に規定する法律（平成十年法律第五十五号）第二条第八項に規定する特定短期社債  
ヘ その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約  
権）  
ト 各権利の性質が一億円を下回らないこと。  
一 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。  
二 有価証券の支払期限を、（2）の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。  
三 有価証券の支払期限を、元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。  
四 政府保証債、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。  
五 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定  
目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。  
六 有価証券の振替、株式等の振替、金融商品取引法第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。の取扱いをいう。  
七 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。

7 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務

四 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務

五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）であつて、主務省令で定めるもの

8 農林中央金庫は、第四項第八号及び第九号並びに前項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第五十四号）、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。

（農林中央金庫の子会社の範囲等）

第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社（以下「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法第二条第一項に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。第四号において同じ。）を営むもの

二 資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他主務省令で定める業務を専ら営むもの

三 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下この条において同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

四 金融商品取引法第二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいう。次に掲げる行為のいづれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項第五号において「証券専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二十一条第一号に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二十七条に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の媒介

ハ 八に掲げる行為に該当するものを除く。

ニ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

五 信託業法第二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの（次項第六号において「信託専門会社」という。）

六 銀行業を営む外国の会社

七 有価証券関連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）を営む外国の会社（第五号に掲げる会社に該当するものを除く。）

八 信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。次項において同じ。）を営む外国の会社（第五号に掲げる会社に該当するものを除く。）

九 その他これらに類する者として主務省令で定めるもの（第十四項において「農林中央金庫等」という。）の営む業務のためその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。

イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれもが営むもの

ロ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれもが合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 証券専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。）

ニ 信託専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。）

三 子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

四 子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

五 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める当該会社の議決権を超えて保有しているもの

六 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める当該会社の議決権を超えて保有しているもの

七 以下「特定子会社」という。）以外の子会社又は農林中央金庫が、合算して、第七十三条第一項に規定する基準議決権数を超えて有しているもの

九の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（第七十三条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、農







(農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用)  
第九十五条の五の十(銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二、第五十二条の六十一の十、第五十二条の六十一の十一、第五十二条の六十一の十二の十一、第五十二条の六十一の十三、第五十二条の六十一の十四、第五十二条の六十一の十五、第五十二条の六十一の十六、第五十二条の六十一の十七、第五十二条の六十一の十八、第五十二条の六十一の十九、第五十二条の六十一の二十)を除く。)、第五十三条第五項及び第五十六条(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)、の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては農林中央金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては農林中央金庫電子決済等代行業者について、銀行に係るものにあつては農林中央金庫について、それぞれ準用する。  
2 (略)

○ 仲裁法(平成十五年法律第三十八号)(抄)

(定義)

2 この法律において「仲裁合意」とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係(契約に基づくものであるかどうかを問わない。)に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断(以下「仲裁判断」という。)に服する旨の合意をいう。  
3 この法律において「主張書面」とは、仲裁手続において当事者が作成して仲裁廷に提出する書面であつて、当該当事者の主張が記載されているものをいう。

○ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)(抄)

(定義)

2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
一 民間紛争解決手続 民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができない民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。ただし、法律の規定により指定を受けた者が当該法律の規定による紛争の解決の業務として行う裁判外紛争解決手続で政令で定めるものを除く。  
二 手続実施者 民間紛争解決手続において和解の仲介を実施する者をいう。  
三 認証紛争解決手続 第五条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続をいう。  
四 認証紛争解決事業者 第五条の認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行う者をいう。

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)(抄)

(定款の記載又は記録事項)

第十一条 一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 名称
- 二 目的
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 設立時社員の氏名又は名称及び住所
- 五 社員の資格の得喪に関する規定
- 六 公告方法
- 七 事業年度
- 2 社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。

○ 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)(抄)

(業務の範囲)  
第二十一条 商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 預金又は定期積金の受入れ  
二 第六条第一項第二号から第十号まで及び第十二号に掲げるもの(同号に掲げるものにあつては、主として中小規模の事業者を構成員とする団体で政令で定めるものに限る。)であつて商工組合中央金庫の株主であるもの並びにその直接又は間接の構成員(以下「融資対象団体等」という。)に対する資金の貸付け又は手形の割引

三 為替取引

2 融資対象団体等の貿易の振興又は事業の合理化を図り、その共通の利益を増進するため必要な事業を行う法人(その直接又は間接の構成員である事業者が、主として融資対象団体等であるものに限る。)であつて主務大臣の認可を受けたものは、前項第二号の規定の適用については、融資対象団体等とみなす。

3 商工組合中央金庫は、政令で定めるところにより、第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、融資対象団体等以外のものであつて次に掲げるものに対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができる。

一 第六条第一項第二号から第十号まで及び第十二号に掲げるもの(同号に掲げるものにあつては、第一項第二号の政令で定めるものに限る。)であつて商工組合中央金庫の株主でないもの並びにその直接又は間接の構成員

二 主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体(第一項第二号の政令で定めるものを除く。)であつて、主務大臣の認可を受けたもの並びにその直接又は間接の構成員

三 融資対象団体等の子会社(融資対象団体等がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。)その他の融資対象団体等と主務省令で定める特殊の関係のある者

四 融資対象団体等の貿易に係る取引の相手方である非居住者(本邦内に住所又は居所を有する自然人以外の者であつて本邦内に主たる事務所を有する法人以外の者をいう。)

五 融資対象団体等の事業を承継する者

六 銀行その他の金融機関  
七 (略)

八 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この条において「国債等」という。)又は第三十三条の規定により発行する商工債の所有者(当該国債等又は商工債を担保として貸付けをする場合に限る。)

九 預金者及び定期積金の積金者(商工組合中央金庫が受け入れた顧客の預金又は定期積金を担保として貸付けをする場合に限る。)

一〇 商工組合中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。  
一 有価証券(第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第八号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

二 有価証券の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)

三 有価証券の貸付け(売出しの目的をもつてするものを除く。)

四 国債等の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)

五 金銭債権(譲渡性預金証券その他の主務省令で定める証券をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡

六 特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭債権(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二條第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。)

七 有価証券の私募の取扱い  
八 短期社債等の取得又は譲渡

九 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託  
一〇 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により営む担保付社債に関する信託業務

一一 銀行その他の主務大臣の定める者(外国の法令に準拠して外国において銀行法第二條第二項に規定する銀行業を営む者(銀行、長期信用銀行その他主務省令で定める金融機関を除く。))を除く。  
一二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い



十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十四 振替業

十五 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。)であつて主務省令で定めるものうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十六 デリバティブ取引(主務省令で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理

十七 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引として主務省令で定めるもの(第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十八 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十七号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。)

十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引(当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のもの)である場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

二十 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第七号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

二十一 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第七号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

二十二 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第七号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

二十三 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第七号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

二十四 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第七号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

二十五 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第七号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

二十六 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第七号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

二十七 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第七号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

二十八 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第七号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。



- トして、商工組合中央金庫又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているものとして、商工組合中央金庫又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているものとして、商工組合中央金庫の子会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、商工組合中央金庫の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は商工組合中央金庫が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）
- 八 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）で主務省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）
- 二 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 金融関連業務 商工組合中央金庫又は前項第一号から第五号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの
- 二 信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
- 三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
- 四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
- 五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
- 六 証券子会社等 商工組合中央金庫の子会社である次に掲げる会社
- 七 証券子会社等 又は証券仲介専門会社
- 八 信託子会社等 又は信託専門会社
- 九 信託子会社等 又は信託専門会社
- 一〇 信託子会社等 又は信託専門会社
- 一 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により商工組合中央金庫の子会社となる場合においては、適用しない。ただし、商工組合中央金庫は、その子会社となった会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 二 第一項の規定は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項、第七項第一号及び第八項において同じ。）又は第二十一条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として商工組合中央金庫の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限り、以下この条及び次条第四項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 三 前項の規定は、認可対象会社が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により商工組合中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、商工組合中央金庫は、その子会社となった認可対象会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 四 第四項の規定は、商工組合中央金庫が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限り、当該認可対象会社としようとするとき）に準用する。
- 五 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 一 第一項第六号又は第七号に掲げる会社（同項第六号の会社にあつては、主として商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に限り、）を子会社としようとするとき（第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除く。）
- 二 第一項第六号又は第四項の場合において、会社が主として商工組合中央金庫、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの又は商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

9 商工組合中央金庫が第二十一条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「商工組合中央金庫の信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社」とあるのは、「商工組合中央金庫又はその子会社」とあるのは、「商工組合中央金庫の子会社」とする。

(定義)  
第六十条の二 この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 商工組合中央金庫に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うこと(以下「商工組合中央金庫指図」という。)の商工組合中央金庫指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容の伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを商工組合中央金庫指図(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、商工組合中央金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する(以下「商工組合中央金庫電子決済等代行業」という。)の商工組合中央金庫指図(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受け、電子情報処理組織を使用する(以下「商工組合中央金庫電子決済等代行業」という。)  
二 この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業者」とは、次条の登録を受けて商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者をいう。  
三 この章において「認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会」とは、第六十条の二十一の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

(登録)  
第六十条の三 商工組合中央金庫電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

(登録の拒否)  
第六十条の六 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十条の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 第六十条の九第一項若しくは第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

ニ 第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令を受け、又はこの法律に相当する外国の法令の規定による同種類の業務の廃止の命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

ホ (略)

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者

ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者がある者

(1) 心身の故障のため商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

(3) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(4) 法人が第六十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消され、又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内

(5) 法人が第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令を受け、又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定による同種類の業務の廃止の命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

(6) 前号ハからホまでのいずれかに該当する者

- イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者
- ロ 心身の故障により商工組合中央金庫電子決済等代理行業を適正に行うことができない者として主務省令で定める者
- ハ 前号ロ(2)から(5)までのいずれか該当する者
- 2 主務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の取消し等)  
第六十条の十九 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代理行業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十条の三の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 商工組合中央金庫電子決済等代理行業者が第六十条の六第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により第六十条の三の登録を受けたとき。
- 三 この法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分違反したとき、その他商工組合中央金庫電子決済等代理行業の業務に著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

- 2 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代理行業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は商工組合中央金庫電子決済等代理行業者の所在(法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在)を確知できないときは、主務省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該商工組合中央金庫電子決済等代理行業者から申出がないときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代理行業者の第六十条の三の登録を取り消すことができる。
- 3 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(電子決済等代理行業者による商工組合中央金庫電子決済等代理行業)

第六十条の三十二 第六十条の三の規定にかかわらず、銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代理行業者(以下この条、次条第七号及び第七十六条において「電子決済等代理行業者」という。)は、商工組合中央金庫電子決済等代理行業を営むことができる。

- 2 電子決済等代理行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代理行業を営むこととするときは、第六十条の四第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代理行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代理行業を営む電子決済等代理行業者が、この法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分違反した場合その他商工組合中央金庫電子決済等代理行業の業務に著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代理行業者に、商工組合中央金庫電子決済等代理行業の廃止を命ずることができる。

5 電子決済等代理行業者が第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代理行業を営む場合において、当該電子決済等代理行業者を商工組合中央金庫電子決済等代理行業者とみなして、第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の九第一項、第六十条の十から第六十条の十八まで、第六十条の十九第一項、第六十条の二十一から前条まで、次条(第一号を除く。)並びに第六十条の三十四の規定並びにこれらの規定に係る第十章の規定を適用する。この場合において、第六十条の十九第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第六十条の三の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

○ 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)(抄)

(定義)

第二条(略)

3 この法律において「資金移動業者」とは、第三十七条の登録を受けた者をいう。

4 この法律において「外国資金移動業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第三十七条の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を受けて為替取引を業として営む者をいう。

5 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並

びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの  
 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの  
 六 この法律において「以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもつて債務の履行  
 等に「暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいう。  
 七 この法律において「暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいう。  
 一 暗号資産の売買又は他の仮想通貨との交換  
 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理  
 三 他人の行前二号に掲げる行為に關して、利用者の金銭の管理をすること。  
 四 この法律において「暗号資産交換業者」とは、第六十三条の二の登録を受けた者をいう。  
 八 この法律において「外国暗号資産交換業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十三条の二の登録と同種類の登録（当該  
 九 登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けて暗号資産交換業を行う者をいう。  
 十 この法律において「資金清算業」とは、為替取引に係る債権債務の清算のため、債務の引受け、更改その他の方法により、銀行等の間で生じた為替取引に基づ  
 一 債務を負担することを業として行うことをいう。  
 二 この法律において「資金清算機関」とは、第六十四条第一項の免許を受けた者をいう。  
 三 この法律において「認定資金決済事業者」とは、第九十九条の規定による指定を受けた者をいう。  
 四 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第九十九条第一項の規定による指定を受けた者をいう。  
 五 この法律において「暗号資産交換業」とは、苦情処理手続（資金移動業又は暗号資産交換業に關する苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（資金移  
 六 動業又は暗号資産交換業に關する紛争で当事者が和解をすることができないものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第百条第三項を除き、以下同  
 七 じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。  
 八 この法律において「信託会社等」とは、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条若しくは第五十三条第一項の免許を受けた信託会社若しくは外国信託  
 九 会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。  
 一〇 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行  
 一一 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行  
 一二 信用金庫  
 一三 信用金庫連合会  
 一四 労働金庫  
 一五 労働金庫連合会  
 一六 信用協同組合  
 一七 中小企業等協同組合（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会  
 一八 農業協同組合（昭和十二年法律第百三十二号）第十條第一項第一号の事業を行う農業協同組合  
 一九 農業協同組合（昭和二十二年法律第百三十三号）第十條第一項第一号の事業を行う農業協同組合  
 二〇 水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合  
 二一 水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会  
 二二 水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合  
 二三 水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会  
 二四 水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合  
 二五 水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会  
 二六 農林中央金庫  
 二七 株式会社商工組合中央金庫  
 二八 この法律において「破産手続開始の申立て等」とは、破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て又は外国  
 二九 倒産処理手続の承認の申立て（外国の法令上これらに相当する申立てを含む。）をいう。  
 三〇 破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て又は外国  
 三一 この法律において「銀行法等」とは、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十  
 三二 七号）、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫

法（平成十三年法律第九十三号）又は株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）をいう。

### 第三条（定義）

一 証券、電子機器その他の物（以下この章において「証券等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することのできない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に應ずる対価を得て発行される証券又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証券等に記録される金額に應ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができ、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に應ずる対価を得て発行される証券等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証券等に記録される物品又は役務の数量に應ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該証券等に記載される物品又は役務の数量に應ずる対価の提供を請求することができるもの

二 証券等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に應ずる対価を得て発行される証券等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証券等に記録される物品又は役務の数量に應ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該証券等に記載される物品又は役務の数量に應ずる対価の提供を請求することができるもの

三 この章において「基準日未使用残高」とは、前払式支払手段を發行する者が毎年三月三十一日及び九月三十日（以下この章において「基準日」という。）までに發行したすべての前払式支払手段の当該基準日における未使用残高（次の各号に掲げる前払式支払手段の区分に應じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。

四 前項第一号の前払式支払手段 当該基準日において代価の弁済に充てることができる金額

五 前項第二号の前払式支払手段 当該基準日において代価の弁済に充てることができる金額

六 この章において「支払可能金額等」とは、第一項第一号の前払式支払手段にあつてはその發行された時において代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつてはその發行された時において代価の弁済に充てることができる金額をいう。

七 この章において「自家型前払式支払手段」とは、前払式支払手段を發行する者（当該發行する者と政令で定める密接な関係を有する者（次条第五号及び第三十二條において「密接な関係者」という。）を含む。以下この項において同じ。）から物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために使用することができる前払式支払手段又は前払式支払手段を發行する者に対してのみ、物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる前払式支払手段をいう。

八 この章において「第三者型前払式支払手段」とは、自家型前払式支払手段以外の前払式支払手段をいう。

九 この章において「自家型発行者」とは、第五條第一項の届出書を提出した者（第三十三條第一項の規定による發行の業務の全部の廃止の届出をした者であつて、この章において「基準期間」とは、基準日の翌日から次の基準日までの期間をいう。

十 第五条（自家型発行者の届出）

一 前払式支払手段を發行する法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）又は個人のうち、自家型前払式支払手段を發行する者は、基準日においてその自家型前払式支払手段の基準日未使用残高がその發行を開始してから最初に基準額（第十四條第一項に規定する基準額をいう。）を超えることとなつたときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。自家型前払式支払手段の發行の業務の全部を廃止した後再びその發行を開始したときも、同様とする。

二 法人にあつては、資本金又は出資の額

三 前払式支払手段の發行の業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

四 法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、その代表者又は管理人の氏名

- 十 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の届出書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 自家型発行者は、第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（登録の申請）

第八条 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称及び住所
  - 二 資本金又は出資の額
  - 三 前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
  - 四 前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等
  - 五 前払式支払手段の借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができ期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限
  - 六 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法
  - 七 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に應ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先
  - 八 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に應ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先
  - 九 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の登録申請書には、第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（情報の提供）

第十三条 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に関する情報を利用者に提供しなければならない。

- 一 氏名、商号又は名称
  - 二 前払式支払手段の支払可能金額等
  - 三 物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができ期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限
  - 四 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に應ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先
  - 五 その他内閣府令で定める事項
- 2 （略）

（発行保証金信託契約）

第十六条 （略）

- 一 発行保証金信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。
  - 二 発行保証金信託契約を締結する前払式支払手段発行者が発行する前払式支払手段の保有者を受益者とする。
  - 三 受益者代理人を置いていること。
  - 四 内閣総理大臣の命令に応じて、信託会社等が信託財産を換価し、供託をすること。
  - 五 その他内閣府令で定める事項
- 3 発行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の種類は、金銭若しくは預貯金（内閣府令で定めるものに限る。）又は国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券に限るものとする。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。

（苦情処理に関する措置）

第二十一条の二 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

（自家型前払式支払手段の発行の業務の承継に係る特例）

第三十条 前払式支払手段発行者以外の者が相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により前払式支払手段発行者から自家型前払式支払手段の発行の業務を承継した場合（第三者型前払式支払手段の発行の業務を承継した場合を除く。）において、当該業務の承継に係る自家型前払式支払手段の承継が行われ



た日の直前の基準日未使用残高が基準額を超えるときは、当該前払式支払手段発行者以外の者を当該自家型前払式支払手段を発行する自家型発行者とみなして、この法律（第五条を除く。）の規定を適用する。この規定は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定により自家型発行者とみなされた者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

1 自家型前払式支払手段の発行の業務を承継した旨

2 自家型前払式支払手段の発行の業務を承継した旨

3 自家型前払式支払手段の承継が行われた日の直前の基準日未使用残高

4 前項の届出書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の規定により自家型発行者とみなされた者は、第二項第二号又は第四号に掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第三十七條 内閣総理大臣の登録を受けた者は、銀行法第四條第一項及び第四十七條第一項の規定にかかわらず、資金移動業を営むことができる。

(登録の申請)

第三十八條 前條の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 資金移動業に係る営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役とし、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とし、外国資金移動業者にあつては外国の法令上これらに相当する者とする。第四十條第一項第十号において同じ。）の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六 外国資金移動業者にあつては、国内における代表者の氏名

七 資金移動業の内容及び方法

八 資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容及びその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

九 他に事業を行つてゐる事業の種類

2 前項の登録申請書には、第四十條第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第三十九條 (資金移動業者登録簿)  
内閣総理大臣は、第三十七條の登録の申請があつたときは、次條第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を資金移動業者登録簿に登録しなければならない。

一 前條第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 2 内閣総理大臣は、資金移動業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第四十條 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国資金移動業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの

二 外国資金移動業者にあつては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限る。）のない法人

三 資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎を有しない法人

四 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

- 七六 他の資金移動業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号又は他の資金移動業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人の第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該登録又は免許（当該登録又は免許を含む。）を取消し、その取消しの日から五年を経過しない法人
- 七八 この法律、銀行法等若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人
- 七九 他に行う事業が公益に反すると認められる法人
- 八〇 取締役若しくは監査役又は会計参与（外国資金移動業者にあつては、国内における代表者を含む。以下この章において「取締役等」という。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人
- イ 破産手続開始の決定を受けた復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
- ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ この法律、銀行法等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ホ 資金移動業者が第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種類の登録（当該登録の日から五年を経過しない者）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 二 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 2 (履行保証金の供託)
- 第四十三条 (略)
- 3 履行保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。第四十五条第三項において同じ。）をもってこれに充てることができる。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。第四
- 4 (履行保証金信託契約)
- 第四十五条 (略)
- 一 履行保証金信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。
- 二 受益者代理人を置いていること。
- 三 内閣総理大臣の命令に依り、信託会社等が信託財産を換価し、供託をすること。
- 四 履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の種類は、金銭若しくは預貯金（内閣府令で定めるものに限る。）又は国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券に限るものとする。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。
- 4 (略)
- 二 (履行保証金の取戻し等)
- 第四十七条 (略) 履行保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。
- 一 第五十九条第一項の権利の実行の手續が終了したとき。
- 二 為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として政令で定める場合

第五十一条(指定資金移動業務紛争解決機関との契約締結義務等)

一 指定資金移動業務紛争解決機関(各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。以下この条において同じ。)が存する場合には、指定資金移動業務紛争解決機関との間で資金移動業に係る手続実施基本契約(第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。)

二 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 資金移動業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第五十二号に掲げる場合において、同項第二号に掲げる場合において、同項第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるため必要な期間として内閣総理大臣が定めた期間

二 第一項第一号に掲げる場合において、同号の指定資金移動業務紛争解決機関の廃止が第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)

三 第一項第二号に掲げる場合において、同項第一号に掲げる場合において、同項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定めた期間

4 第一項第二号の「苦情処理措置」とは、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

5 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十号)第二号第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。)

(報告書) 第五十三条(略) 資金移動業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、資金移動業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(登録の取消し等) 第五十六条(略) 内閣総理大臣は、資金移動業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて資金移動業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十条第一項各号に該当することとなったとき。

二・三 (略)

2 内閣総理大臣は、資金移動業者の営業所の所在地を確知できないうとき、又は資金移動業者を代表する取締役若しくは執行役(外国資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における代表者)の所在を確知できないうときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該資金移動業者から申出がないときは、当該資金移動業者の第三十七条の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(履行保証金の還付) 第五十九条(略) 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において、資金移動業の利用者の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、前項の権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る履行保証金について前項の権利の実行の手続から除斥されるべきことを公示する措置その他の同項の権利の実行のために必要な措置をとらなければならない。

二 資金移動業者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

3 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項の権利の実行に関する事務を銀行等その他の政令で定める者(次項及び第五項において「権利実行事

務代行者」という。)に委託することができる。

- 4 権利実行事務代行者は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行うことができる。
- 5 第三項の規定により業務の委託を受けた権利実行事務代行者又はその役員若しくは職員であつて当該委託を受けた業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

(登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等)

第六十二条 資金移動業者について、第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録が取り消されたとき、又は前条第二項の規定により第三十七条の登録が効力を失つたときは、当該資金移動業者であつた者は、その行う為替取引に關し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお資金移動業者とみなす。

(利用者財産の管理)

- 第六十三条の十一 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に關して、暗号資産交換業の利用者の金銭を、自己の金銭と分別して管理し、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に信託しなければならない。
- 2 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に關して、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業の利用者の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、利用者の暗号資産(利用者の利便の確保及び暗号資産交換業の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するものを除く。)を利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。
- 3 (略)

(履行保証暗号資産)

- 第六十三条の十一の二 (略)
- 2 前条第三項の規定は、前項の規定による管理の状況について準用する。

(対象暗号資産の弁済)

- 第六十三条の十九の二 暗号資産交換業者との間で当該暗号資産交換業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約を締結した者は、当該暗号資産交換業者に對して有する暗号資産の移転を目的とする債権に關し、対象暗号資産(当該暗号資産交換業者が第六十三条の十一第二項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するその暗号資産交換業の利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産をいう。)について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。
- 2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百三十三条の規定は、前項の権利について準用する。
- 3 第一項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

(会員に關する情報の利用者への周知等)

- 第九十条 (略)
- 2 認定資金決済事業者協会は、第九十七条の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち利用者の保護に資する情報について、前払式支払手段、資金移動業又は暗号資産交換業の利用者に提供できるようにしなければならない。

第一百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第七条の登録を受けないで第三者型前払式支払手段(第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。第三号において同じ。)の発行の業務を行つた者
- 二 (略)
- 三 第十二条の規定に違反して、他人に第三者型前払式支払手段の発行の業務を行わせた者
- 四 第四十二条の規定に違反して、他人に資金移動業を営ませた者
- 五 第六十三条の二の登録を受けないで暗号資産交換業を行つた者
- 六 第六十三条の七の規定に違反して、他人に暗号資産交換業を行わせた者
- 七 第六十四条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣の免許を受けないで資金清算業を行つた者
- 八 不正の手段により第六十四条第一項の免許を受けた者

第八百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十六条第一項の規定による資金移動業の全部又は一部の停止の命令に違反した者  
二 第六十三条の十一第一項の規定に違反して利用者の金銭を自己の金銭と分別して管理せず、若しくは信託しなかつた者又は同条第二項前段の規定に違反して利用者の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理しなかつた者

三 (略)  
四 第六十三条の十七第一項の規定による暗号資産交換業の全部又は一部の停止の命令に違反した者  
五 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者  
六 第九十六条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十条第二項、第六十一条第三項若しくは第六十三条の二十第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

二 第四十三条第一項の規定に違反して、供託を行わなかつた者

三 第四十六条の規定による命令に違反して、供託を行わなかつた者

四 第五十二条、第六十三条の十三若しくは第七十八条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

五 第五十三条第一項若しくは第二項、第六十三条の十四第一項若しくは第二項若しくは第七十九条の規定による報告書若しくは第五十三条第三項若しくは第六

六 第三十条の十四第三項若しくは第四項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは添付書類を提出した者

七 第五十四条第一項若しくは第二項、第六十三条の十五第一項若しくは第二項若しくは第八十条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出を

せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

八 第五十四条第二項若しくは第三項、第六十三条の十五第二項若しくは第三項若しくは第八十条第二項若しくは第三項の規定による当該職員の質問に対して答

弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九 第六十三条の九の三の規定に違反して、同条第一号に掲げる行為をした者

十 第六十五条第一項の規定による免許申請書又は同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第九百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第一項の規定による届出書若しくは同条第二項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出した者

二 (略)

三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、供託を行わなかつた者

四 第十七条の規定による命令に違反して、供託を行わなかつた者

五 第二十二條の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

六 第二十三条第一項の規定による報告書若しくは同条第二項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは添付書類を提出した者

七 第二十四条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

八 第二十四条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、

若しくは忌避した者

九 第六十三条の九の三の規定する事項を表示しなかつた者

十 第六十三条の九の三の規定に違反して、同条第二号又は第三号に掲げる行為をした者

十一 第九十五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十二 第九十五条の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十三条第一項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

三 第二十条第四項、第六十一条第三項若しくは第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項

に規定する調査記録簿等を記し、以下この号において同じ。)に同項に規定する電子公告調査に法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若

しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

四 第二十五条の規定による命令に違反した者

五 第三十条第二項の規定による届出書若しくは同条第三項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出した者

六 第三十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第六十九条第二項若しくは第七十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第七十六条の規定に違反した者

九 第八十九条第三項の規定に違反して、その名称中に認定資金決済事業者協会の会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。以下同じ。）と誤認されるお

十 そのある文字を用いた者

第百十五条 法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一（略）

二 第九号（第一号を除く。） 二億円以下の罰金刑

三 第十号又は第十二号（第一号、第二号及び第九号から第十二号までを除く。） 一億円以下の罰金刑

四（略）

五 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

○ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）

第二十五条（執行停止） 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

一 処分行の上級行政庁又は処分行である審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。

二 処分行の上級行政庁又は処分行のいずれでもない審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることができる。ただし、審査庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができない。

三 前二項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合においては、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

四 審査庁は、前項の規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

五 第二項から第四項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によつて目的を達することができるときは、することができない。

六 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

（処分についての審査請求の認容）

第四十六条 処分（事実上の行為を除く。以下この条及び第四十八条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分行の上級行政庁又は処分行のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

一 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

二 処分行の上級行政庁である審査庁 当該処分に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

三 前項に規定する一定の処分に関し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

4 前項に規定する定めがある場合のほか、第二項に規定する一定の処分に関し、他の法令に係る行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が同項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

(不作為についての審査請求の裁決)

第四十九条 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないうでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 不作為についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 不作為の上級行政庁である審査庁 当該処分をすること。

二 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

5 前項に規定する定めがある場合は、審査請求に係る不作為に係る処分に関し、他の法令に係る行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が第三項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。